

第三條 身分又は戸籍ニ關スル届出若クハ申請ノ受理ノ證明書ヲ請求スル者ハ一件ニ付キ金五
錢ヲ納ムヘシ
第四條 手数料カ國庫ノ收入ト爲ルヘキ場合ニ於テハ前三條ノ請求ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
前項ノ場合ニ於ケル手数料ハ登記印紙ヲ請求書ニ貼附シテ之ヲ納ムヘシ

三

目次

- 供託法.....一
- 供託物取扱規程.....二
- 供託金ノ利息割合.....一七
- 金銭又は有價證券ニ非サル物品供託書式.....一七
- 同上物品ヲ保管スヘキ倉庫業者指定.....一八
- 指定倉庫營業者定款規則提出方ノ件.....二二

● 供託法

(明治三十二年二月七日 法律第十五號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル供託法ヲ擬可シ茲ニ之ヲ公布セシム

供託法

供

第一條 法令ノ規定ニ依リテ供託スル金銀及ヒ有價證券ハ金庫ニ於テ之ヲ保管ス

第二條 金庫ニ供託ヲ爲サント欲スル者ハ大藏大臣カ定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作リ供託

物ニ添ヘテ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第三條 金庫ハ金銀ノ供託ヲ受ケタル翌月ヨリ拂渡請求ノ前月マテ大藏大臣カ定メタル利息ヲ拂フコトヲ要ス

第四條 金庫ハ供託物ヲ受取ルヘキ者ノ請求ニ因リ供託ノ目的タル有價證券ノ償還金、利息又ハ配當金ヲ受取リ供託物ニ代ヘ又ハ其從トシテ之ヲ保管ス但保證金ニ代ヘテ有價證券ヲ供託シタル場合ニ於テハ供託者ハ其利息又ハ配當金ノ拂渡ヲ請求スルコトヲ得

第五條 司法大臣ハ法令ノ規定ニ依リテ供託スル金銀又ハ有價證券ニ非サル物品ヲ保管スヘキ倉庫營業者ヲ指定スルコトヲ得

第六條 倉庫營業者ハ其營業ノ部類ニ屬スル物ニシテ其保管シ得ヘキ數量ニ限り之ヲ保管スル義務ヲ負フ

第七條 倉庫營業者ニ供託ヲ爲サント欲スル者ハ司法大臣カ定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作リ供託物ニ添ヘテ之ヲ交付スルコトヲ要ス

第八條 倉庫營業者ハ供託物ヲ受取ルヘキ者ニ對シ一般ニ同種ノ物ニ付テ請求スル保管料ヲ請

法

託

供託物取扱規程

第八條 供託物ハ供託者カ損定シタル者又ハ法令若クハ裁判ニ依リテ定マレタル者ニ之ヲ還付ス

供託者ハ民法第四百九十六條ノ規定ニ依レルコト、供託カ錯誤ニ出テシコト又ハ其原因カ消滅シタルコトハ證明スルニ非サレハ供託物ヲ取戻スコトヲ得ス

第九條 供託者カ供託物ヲ受取ル權利ヲ有セサル者ヲ指定シタルトキハ其供託ハ無効トス

第十條 供託物ヲ受取ル者カ反對給付ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ供託所ニ其給付ヲ爲シ又ハ供託者ノ書面若クハ裁判ニ依リ其給付アリタルコトヲ證明スルニ非サレハ供託物ヲ受取ルコトヲ得ス

附則

第十一條 本法ハ明治三十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 本法施行内ニ供託シタル金銀ニハ其施行ノ月ヨリ拂渡請求ノ前月マテ第三條ノ利息ヲ附スルコトヲ要ス

第十三條 第四條第八條及ヒ第十條ノ規定ハ本法施行前ニ供託シタル物ニモ亦之ヲ適用ス

第十四條 明治二十三年勅令第四百十五號供託規則ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

●供託物取扱規程 (明治二十二年三月十六日 大藏省令第六號)

供託物取扱規程左ノ通相定メ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス
供託物取扱規程

供託物取扱規程

第一條 明治三十二年法律第十五號供託法ニ從ヒ金庫ニ於テ保管スル供託物ハ此ノ規程ニ依リ取扱ノモノトス

第二條 此ノ規程ニ於テ供託物ト稱スルハ法律命令中供託ヲ明記セラレタル場合ニ於テ保管スヘキ金銀、有價証券ヲ謂フ

第三條 供託ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ明示シタル第一號書式ノ供託書ニ通テ作リ之ニ供託物ヲ添ヘ金庫ヘ提出スヘシ

第一 供託者ノ住所氏名官吏公吏ノ公務上取扱フ場合ハ其ノ官廳名官氏名又ハ職氏名但シ代人ヲ用ユルトキハ尙代人ノ住所氏名

第二 供託セントスル金額
有價證券ハ其ノ種類記號番號券面額枚數但シ全額拂込未済ノモノハ券面額ノ左側ニ其ノ拂込濟額ヲ記入スルコトヲ要ス

第三 供託ノ原因 (事實ヲ詳記スルノ外利害關係人ノ法律上ノ位置及氏名)

第四 供託スヘキ法令ノ條項
第五 供託物ヲ受取ルヘキ者ノ指定ヲ要スル場合ハ其ノ者ノ法律上ノ位置 (買渡者、抵當權稱ヲ記スル) 及氏名住所官廳ナレハ其ノ官廳名官氏名又ハ職氏名 (者等特ニ其ノ名コトヲ記ス)

第六 供託物ヲ受取ル可キ者ヨリ反對給付ヲ受クルコトヲ要スル場合ハ其ノ反對給付ノ目的物

第七 官廳ニ對スル保證又ハ擔保トシテ供託スルトキハ其ノ官廳名若シ訴訟ニ關スルトキハ其ノ件名及裁判所名

供託物取扱規程

- 第四條 金庫ニ於テ前條ノ供託ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ其ノ要件・具備シタルコトヲ認メタル後供託書ノ一通ニ式ノ如ク受領シテ供託者ニ交付スヘシ
- 第五條 供託物ハ郵便ニ依リ寄託スルコトヲ得但シ供託物カ金銀ナルトキハ供託者ノ危險負擔ヲ以テ銀行ノ送金手形若クハ郵便爲替券等ヲ以テ供託書ト共ニ金庫ニ送付スルコトヲ得
- 第六條 金庫ニ於テ前條ニ依リ送金手形若クハ爲替券等ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ現金ニ交換シタル後第四條ニ於ケル受領ノ手續ヲ爲スモノトス
- 第七條 供託物ヲ受取ルヘキ者ニ於テ供託ノ目的タル有價證券ノ償還金利息又ハ配當金ノ受取方ヲ請求セントスルトキハ第二號書式ノ請求書ニ通テ作リテ金庫ヘ提出スヘシ
- 保証金ニ代ヘテ有價證券ヲ供託シタル者ニ於テ前項ノ請求ニ依リ金庫ニ保管セラレタル其ノ利息又ハ配當金ヲ受取フントスル者ハ第八條ノ附屬供託物受領證ニ式ノ如ク領收ノ奥書ヲ爲シ其ノ拂渡ヲ命庫ニ請求スヘシ
- 保証金ニ代ヘテ利札付有價證券ヲ供託シタル場合ニ於テハ本條第一項ノ手續ニ依ラス直チニ其ノ利札ヲ受取ルコトヲ得但シ此場合ハ第三號書式ノ領收證書ヲ作リ利札ノ交付ヲ命庫ニ請求スヘシ
- 第八條 金庫ニ於テ前條第一項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ償還金利息又ハ配當金ヲ受取リ償還金ハ代供託物利息又ハ配當金ハ附屬供託物トシテ之ヲ保管シ請求書ノ一通ニ式ノ如ク受領ヲ證シ請求者ニ交付スヘシ
- 前條第二項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ附屬供託物ヲ交付シ第三項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ利札ヲ交付スヘシ

五 供託物取扱規程

- 第九條 供託法第八條ニ規定スル供託者ノ指定シタル者又ハ法令若クハ裁判ニ依リテ定マリタル者ニ於テ供託物ノ全部又ハ幾分ノ拂渡ヲ受ケントスルトキハ第四號書式ノ請求書ヲ作リ第四條及第八條第一項ノ受領證ヲ添ヘ其ノ請求ノ原由ヲ證スヘキ左ノ種類ト共ニ金庫ヘ提出ス可シ但シ全部ノ拂渡ヲ要スルトキハ其ノ受領證ニ式ノ如ク奥書ヲ爲シ幾分ノ拂渡ヲ要スルトキハ第五號書式ノ領收證書ヲ提出スルコトヲ要ス
- 第一 供託者ノ指定シタル者ハ其ノ供託通知書
- 第二 法令ニ依リテ定マリタル者ハ其ノ受取ルヘキ事由ヲ證スルニ足ル書類
- 第三 裁判ニ依リテ定マリタル者ハ執行力アル判決ノ正本又ハ裁判所ノ命令書
- 前項ノ拂渡ヲ請求スル者カ反對給付ヲ爲スヘキ者ナルトキハ其ノ給付ヲ爲シタル金銀、證券若クハ物件ノ數量等ヲ表示シタル左ニ掲クル者ノ證明書ヲ仍ホ提出スルコトヲ要ス
- 第一 供託所ニ給付ヲ爲シタルトキハ其ノ金庫又ハ倉庫營業者ノ作リタル供託受領シテ置ル書類
- 第二 反對給付ヲ受クヘキ者ニ給付ヲ爲シタルトキハ供託者ノ書面又ハ判決ノ正本
- 第一條 供託者ニ於テ供託物ノ取戻ヲ爲サントスルトキハ前條第一項ノ手續ニ依リ其ノ請求ノ原由ヲ證スヘキ左ノ書類ヲ提出シ其ノ拂渡ヲ命庫ニ請求スヘシ
- 第一 債權者カ供託ヲ受諾セサル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ表示シタル債權者ノ書面
- 第二 供託ヲ有效ト宣告シタル判決カ確定ナル場合ニ於テハ其ノ判決書ノ正本
- 第三 第一第二ノ場合ニ於テ供託者カ質權又ハ抵當權ノ消滅ニ關スルモノナルトキハ其ノ質權又ハ抵當權ノ消滅セサリシコトヲ證明シ得ヘキ書類

供託物取扱規程

第四 供託ノ原因カ消滅シ又ハ供託カ錯誤ニ出テシ場合ニ於テハ其ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ書類又ハ判決ノ正本若シ官廳ニ對スル保證又ハ擔保トシテ供託セタルモノナルトキハ其ノ官廳又ハ裁判所ノ證明但シ官吏公吏ノ公務上取扱フモノナルトキハ其ノ事由ヲ表示シタル書面

第十一條 前二條ノ規定ニ依リ提出スヘキ書類其ノ他理由ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ提出スルコト能ハサル正當ノ理由アル場合ニ於テハ其書面ニ代ヘテ金庫ノ承諾ヲ得タル二名以上ノ保證人ノ連署ヲ以テ其ノ供託物拂戻ノ爲メ政府ニ損害ヲ生シタルトキハ賠償ノ責ニ任スル旨記載シタル書面ヲ提出スルコトヲ得

第十二條 金庫ニ於テ第九條第十條ニ依レル拂渡請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ請求ノ理由アルコトヲ確認シタル後供託物ヲ請求者ニ交付スヘシ但シ幾分ノ拂渡ヲ爲シタルトキハ供託受領證ニ式ノ如ク其ノ拂渡額ヲ記入シ請求者ニ返還スヘシ

第十三條 官廳又ハ裁判所ニ於テ分割拂渡ヲ要スルトキハ第六號書式ノ請求書ニ第四條及第八條第一項ノ受領書ヲ添ヘ金庫ニ送付シ同時ニ第七號書式ノ拂渡證書ヲ受取人ニ交付スヘシ(三十四年大藏省令第十七號ヲ以テ本項中改正)

受取人ニ於テ前項ノ拂渡證書ヲ受ケタルトキハ式ノ如ク受領ヲ證シ供託物ノ拂渡ヲ請求スヘシ

第十四條 金庫ニ於テ前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ拂渡證書ト引換ニ供託物ヲ受取人ニ交付スヘシ但シ其ノ拂渡力幾分ニ係ルトキハ供託受領證ニ式ノ如ク拂渡額ヲ記入シ請求官廳又ハ裁判所ヘ返還スヘシ(同上)

第十五條 供託法第三條ニ規定スル供託金ノ利息ハ其ノ元金ト同時ニ拂渡スヘキモノトス但シ元金ノ受取人ト利息受取人トヲ異ニスルトキハ元金拂渡ノ後利息ヲ拂渡スヘシ

第十六條 供託法第三條ニ依リ利息ノ拂渡ヲ受ケントスル者ハ第八號書式ノ請求書ヲ金庫ヘ提出スヘシ

第十七條 金庫ニ於テ前條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ利息金額ヲ計算シ式ノ如ク之ヲ記入シ中央金庫ニ在テハ日本銀行ヘ本支金庫ニ在テハ日本銀行ノ支店、代理店ヘ之ヲ回付スヘシ日本銀行又ハ其ノ支店、代理店ニ於テ前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ利息受取人ヲシテ式ノ如ク受領ヲ證セシメ其ノ現金ヲ交付スヘシ

附則

第十八條 此ノ規程施行前ニ爲シタル供託物ヲ受取ルヘキ者モリ反對給付ヲ受ケタルコトヲ要スル供託者ハ其ノ金銀證券又ハ物件ノ數量等ヲ金庫ニ通知スルコトヲ要ス

第十九條 明治二十六年當省令第二十一號供託物取扱規程其ノ他此ノ規程ニ抵触スルモノハ此ノ規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

供託書

(金銀ト有價證券トハ各別ニ作成スルヲ要ス)

紙數二枚以上ニ及フトキハ契印スヘシ以下之ニ同シ

府縣郡市町村番地

供託者 何

某

供託物取扱規程

供託物取扱規程

(第三者ニ於テ供託ヲ爲ストキハ供託者第三者ト記入スヘシ)

一金何圓也

又ハ

一何々公債證券類何圓也

(全額拂込未済ノモノハ其ノ拂込額ヲ左側ニ記入スルコトヲ要ス以下之ニ同シ)

何圓券何第何番又ハ何第何番ヨリ第何番マテ何枚

但何年何月又ハ何期満以降利札付(以下之ニ同シ)

又ハ

同

一何銀行又ハ何會社株券類何圓也

記號番號枚數記載方前ニ同シ

又ハ

同

一何々

前ニ同シ

供託ノ原因

供託スヘキ法令ノ條項

供託物ヲ受取ルヘキ者ノ指定

反對給付ノ目的物

官廳名又ハ訴訟事件名及裁判所名

右供託ス

右

何

某圓

年月日

供託物取扱規程

何金庫宛

(受領書式)

第何號

右受領ス

年月日

何金庫宛

(奥書ノ式)

前書ノ金額(又ハ有價證券)正ニ領收候也

年月日

府縣郡市町村番地

受取人

何

某圓

何金庫宛

(内渡書式)

内

一金何圓也

又ハ

一何々公債證券類何圓也

又ハ

一何銀行又ハ何會社株券類何圓也

又ハ

何圓券何第何番又ハ何第何番ヨリ第何番迄何枚

同 記號・號枚數記載方前ニ同シ

供託物取扱規程

第三號書式

一何々

同前ニ同シ

(種類多クナルトキハ別ニ内渡書ヲ添付スルモ妨ケナシ此場合ニハ本文書内ノ箇所ニ公債證書其他類而シテ別紙内附書ノ通リ記入シ内渡書ト契印スヘシ) 右金額又ハ有價證券何年何月何日内渡書

何金庫印

一金何圓也

(所得税法第三條ノ稅額ヲ控除シ其殘額ヲ記載スルモノトス)

請求書

(代供託物ト附屬供託物トハ各別ニ請求書ヲ作成スルコトヲ要ス)

何々公債證書(又ハ何々銀行株券(又ハ何會社株券)何圓何月何日(又ハ何期) 渡利息又ハ配當金(又ハ何年何月何日償還金)何年何月何日第何號供託受領證ノ分 前書金額御受取相成度(又ハ別紙委任狀相添)請求候也

年月日

府縣郡市町村番地

何某圓

何金庫宛

(受領ノ書式)

第何號

右代供託物(又ハ附屬供託物)トシテ受領ス

供託物取扱規程

第三號書式

年月日

何金庫宛

(奥書ノ式)

前書ノ金額正ニ領收候也

年月日

府縣郡市町村番地

何某圓

何金庫宛

(内渡ノ書式)

表書金額ノ内

一金何圓也

右金額何年何月何日内渡書

(受領證ノ餘白ニ記入シ離キトキハ綴紙ヲナスヘシ)

何金庫宛

利札領收證書

一利札券何額何圓也

何枚

但何年何月何日何號供託受領證ノ何公債證書又ハ何銀行若クハ何會社債券額何圓ニ對スル何年何月又ハ何期渡ノ分

供託物取扱規程

第四號書式

右領收候也

年月日

何金庫宛

府縣郡市町村番地

供託者 何

某印

供託物拂渡請求書

(供託受領證第一葉毎ニ請求書ヲ作成スルコトヲ要ス)

(幾分ノトキハ請求額ノ上部ニ何年何月何日第何號供託受領證ノ内ト肩書スヘシ)

一金何圓也

又ハ

一何々公債證書額面何圓也

又ハ

一何銀行又ハ何會社株券額面何圓也

又ハ

一何々

何圓券何第何番又ハ何第何番ヨリ第何番マテ何枚

同 記帳番 枚數記載方 前ニ同シ

同 前ニ同シ

前書ノ金額(又ハ有價證券 供託者ノ指定ニ依リ又ハ何年法律勅令何省令第何號ニ依リ若クハ裁判ニ依リ 供託者ニ於テ取戻ヲナサントスル場合ハ 拂渡相成度別紙證明書並ニ供託受領證相添請求候也

年月日

受取人(又ハ供託者)

何

某印

府縣郡市町村番地

第五號書式

何金庫宛

領收證書

(供託受領證一葉毎ニ收證書ヲ作成スルコトヲ要ス)

何年何月何日第何號供託受領證ノ内

一金何圓也

又ハ

一何々公債證書額面何圓也

又ハ

一何銀行又ハ何會社株券額面何圓也

又ハ

一何々

前書ノ金額(又ハ有價證券正ニ領收候也

年月日

何金庫宛

府縣郡市町村番地

受取人 何

某印

第六號書式 三十四年大藏省令第百七號ヲ以テ本書中改正

請求書

(供託受領證第一葉毎ニ請求書ヲ作成スルコトヲ要ス)

供託物取扱規程

何年何月何日第何號受領証
一金何圓也

又ハ

一何々公債證書額面何圓也

又ハ

一何銀行又ハ何會社株券額面何圓也

又ハ

一何々々

内

金何圓也

又ハ

一何々公債證書額面何圓也

又ハ

一何銀行又ハ何會社株券額面何圓也

又ハ

一何々々

府縣郡市町村番地
供託者 何 某

何四券何第何番又ハ何第
何番ヨリ第何番マテ何枚

同 記番號枚數記載方
前ニ同シ

同
前ニ同シ

何四券何第何番又ハ何第
何番ヨリ第何番マテ何枚

同 記番號枚數記載方
前ニ同シ

同
前ニ同シ
府縣郡市町村番地

右ハ何々ノ事由ニ保内譯ノ通拂渡證發行候ニ付分割拂渡スコトヲ要ス依テ別紙供託受
領證和添請求候也

年 月 日

何金庫宛

官廳又ハ裁判所名印

官 氏 名 印

受取人 何 某

拂渡證書

府縣郡市町村番地

供託者 何 某

何年何月何日第何號受領證ノ内

一金何圓也

又ハ

一何々公債證書額面何圓也

又ハ

一何銀行又ハ何會社株券額面何圓也

又ハ

一何々々

何四券何第何番又ハ何第
何番ヨリ第何番マテ何枚

同 記番號枚數記載方
前ニ同シ

同
前ニ同シ

右金額又は有價證券(府縣郡市町村番地何某ハ拂渡スコトヲ要ス)
 官廳又ハ裁判所名印
 年月日 官 氏 名 印

何金庫宛

(奥書ノ式)

前書ノ金額又は有價證券正ニ領收候也

年月日

府縣郡市町村番地

受取人 何

某 印

何金庫宛

第八號ノ式

利息請求書

何年何月何日何號供託受領證券ノ金何圓ニ對スル利息仕拂相成度請求候也

年月日

府縣郡市町村番地

受取人 何

某 印

何金庫宛

(利息記入式)

一金何圓也 何年何月ヨリ 何年何月マデ

利息額

右之通ニ候也

年月日

何 金 庫 印

(現金領收ノ式)

前書之金額正ニ領收候也

年月日

受取人 何

某

日本銀行本支店宛
 又ハ其代理店宛

●供託金ノ利息割合 (明治三十二年三月十七日)
 (大藏省告示第九號)

供託法第三條ニ於ケル供託金ノ利息ハ一箇年三歩六厘ト定ム

●金錢又は有價證券ニ非サル物品供託書式 (明治三十二年八月三十一日)
 (司法省告示第三十九號)

供託法第六條ニ依リ供託書式左ノ通相定ム

(用紙寸法適宜)

(二内ハ朱)

保	評	供	供
管	價	託	託
料	金	物	書
			「本欄ニハ供託ノ種類、品質、數量及ヒ荷造ノ種類、箇並ニ記號ヲ記載ス」

定指者業營庫倉キへス管保ヲ品物上同

供託ノ原因	「本欄ニハ供託ノ事由及ヒ供託スヘキ法令ノ條項ヲ記載ス」
供託物ヲ受取ルヘキ者ノ姓名、住所	
反對給付ノ目的物	
豫備	
右供託候也	
明治年月日	
「府縣都市町村番地」	
「倉庫營業者氏名(又ハ)商號」	
「府縣都市町村番地」	
「供託者」氏	
名印	

●同上物品ヲ保管スヘキ倉庫營業者指定

- 東京府東京市深川區小松町七番地 東京倉庫株式會社
- 東京府東京市深川區黑江町三十一番地 中外倉庫株式會社
- 東京府南多摩郡八王子町横山百三十二番地 八王子米穀株式會社
- 神奈川縣橫濱市綠町四番地 中央倉庫株式會社
- 群馬縣前橋市田中町乙七十七番地 上毛倉庫株式會社
- 群馬縣高崎市赤坂村字大信寺裏六百五十二番地 高崎倉庫株式會社

定指者業營庫倉キへス管保ヲ品物上同

- 長野縣長野市千歲町五十五番地 長野保管合資會社
- 長野縣東筑摩郡松本町百九番地 松本倉庫株式會社
- 長野縣諏訪郡上諏訪町四百八番地 上諏訪倉庫株式會社
- 長野縣小縣郡上田町四百九十番地 上田倉庫株式會社
- 新潟縣新潟市大字魁町 新潟倉庫株式會社
- 新潟縣刈羽郡柏崎町第四百六十五番戶 柏崎倉庫株式會社
- 新潟縣古志郡草生津町大字久七第八十二番戶 長岡倉庫株式會社
- 京都府京都市下京區東盤小路町六十六番地 京都倉庫株式會社
- 大阪府大阪市北區中ノ島五丁目九十一番屋敷 東京倉庫株式會社大阪支店
- 大阪府大阪市北區中ノ島三丁目 大阪倉庫株式會社
- 大阪府堺市宿院町四丁十四番地 堺倉庫株式會社
- 大阪府泉南郡岸和田濱町六百五十七番地 山崎秀四郎
- 兵庫縣神戶市兵庫今出在冢町二丁目二番邸 東京倉庫株式會社兵庫支店
- 兵庫縣神戶市榮町三丁目 日本實業倉庫株式會社
- 滋賀縣大津市坂本町第五十番屋敷 近江倉庫株式會社
- 福井縣敦賀郡敦賀町 泉敦賀倉庫株式會社
- 福井縣福井市豊島中町五十七番地 福井倉庫株式會社
- 石川縣金澤市上今町四十六番地 石川三郎平
- 石川縣能美郡小松町字三日市町十九番地 小松倉庫合資會社

定指者業營庫倉キハス管保ヲ品物上同

十二

石川縣鹿島郡七尾町字生駒町二十八番地
 富山縣富山市常盤町三十三番地
 和歌山縣和歌山市十二番町九地
 鳥取縣鳥取市殿片原町七十七番地
 愛知縣名古屋市泥江町二丁目四番地
 愛知縣知多郡半田町千四十番戶
 三重縣津市大船頭町八十二番屋敷
 三重縣四日市市大字北納屋町
 岐阜縣岐阜市上加納四百二十一番戶
 山口縣赤間關市大字四南郡町
 長崎縣長崎市浦五島町三十五番地
 福岡縣門司市棧橋通一番地
 沖繩縣那霸區
 宮城縣宮城郡城釜町百四十六番地
 福島縣信夫郡福島字榮町三十一番地
 福島縣西白河郡白河町字中町六十六番地
 鹿手縣膽海郡水澤町
 秋田縣平鹿郡橫手町榮通町九番地
 青森縣青森市新濱町

七尾倉庫合資會社
 株式會社富山倉庫銀行
 和歌山倉庫株式會社
 鳥取倉庫株式會社
 名古屋倉庫株式會社
 半田倉庫株式會社
 津倉庫株式會社
 四日市倉庫株式會社
 美濃倉庫株式會社
 九州倉庫株式會社下關支店
 九州倉庫株式會社長崎支店
 九州倉庫株式會社
 沖繩開運株式會社
 城釜倉庫株式會社
 福島誠查株式會社
 白河倉庫合資會社
 膽江倉庫株式會社
 前田合名倉庫會社
 株式會社青森倉庫

定指者業營庫倉キハス管保ヲ品物上同

北海道函館町仲濱町十七番地
 北海道函館區末庭町百四番地
 北海道檜山郡江差姥神町四十五番地
 北海道札幌區北四條西二丁目一番地
 (右三十三年司法省告示第四十號ヲ以テ指定)
 新潟縣佐渡郡加茂歌代村
 (右三十四年司法省告示第三十一號ヲ以テ指定)
 新潟縣中頸城郡山江津町大字直江津
 (右三十四年司法省告示第六十號ヲ以テ指定)
 千葉縣千葉郡千葉町
 千葉縣海上郡銚子町一一番地
 栃木縣宇都宮市川向町六十一番地
 山形縣山形市本澄町字大寶寺
 山形縣飽海郡酒田町船場町十番地
 青森縣弘前市大字北瓦々町十番地ノ一
 (右三十五年司法省告示第十號ヲ以テ指定)
 宮城縣仙臺市東一番丁一番地
 (右三十五年司法省告示第四十二號ヲ以テ指定)
 三重縣度會郡宇治山田町大字河崎町二百二十四番屋敷

北海道共同株式會社
 渡邊熊四郎
 永瀧松太郎
 札幌倉庫株式會社
 夷倉庫株式會社
 株式會社北越倉庫銀行
 千葉倉庫株式會社
 岡本衛平
 下野倉庫株式會社
 山形運船株式會社
 酒田倉庫株式會社
 株式會社弘前倉庫
 合資會社宮城倉庫

村松益治郎

(右三十五年司法省告示第四十三號ヲ以テ指定)
鶴根縣松江市大字松江分百四十一番地

(右三十五年司法省告示第六十五號ヲ以テ指定)

松江倉庫株式会社

●指定倉庫營業者定款、規則提出方等ノ件

(明治三十三年八月七日
司法省訓令第ニ號)

地方裁判所長

本年司法省告示第四十號ヲ以テ倉庫營業者ヲ指定シタルニ付テハ各地方裁判所長ハ其管内ニ營業所ヲ有スル指定倉庫營業者ヲシテ定款其他營業ニ關スル規則ヲ提出セシメ當省ニ差出スヘシ定款、營業ニ關スル規則、營業所若クハ代表者ノ變更、破産、解散、營業ノ廢止等アリタルトキ又ハ供託物ヲ保管セシムルニ不適當ナリト認ムヘキ亦由アルトキハ其都度速ニ當省ニ報告スヘシ

(右三十五ノ司法省告示第四十二號ヲ以テ指定)
 嶋根縣松江市大字松江分百四十一番地
 (右三十五年司法省告示第六十五號ヲ以テ指定)

松江倉庫株式會社

●指定倉庫業者定款、規則提出方等ノ件

(明治三十三年八月七日
 司法省訓令第二號)

地方裁判所長

本年司法省告示第四十號ヲ以テ倉庫業者ヲ指定シタルニ付テハ各地方裁判所長ハ其管内ニ營業所ヲ有スル指定倉庫業者ヲシテ定款其他營業ニ關スル規則ヲ提出セシメ當省ニ差出スヘシ定款、營業ニ關スル規則、營業所若クハ代表者ノ變更、破産、解散、營業ノ廢止等アリタルトキ又ハ供託物ヲ保管セシムルニ不適當ナリト認ムヘキ事由アルトキハ其都度速ニ當省ニ報告スヘシ

不動産登記法及其他諸規則

不動産登記法ノ部

第一章 總則	一
第二章 登記所及登記官吏	二
第三章 登記ニ關スル帳簿	四
第四章 登記手續	六
第五章 抗告	三〇
附不動産登記法施行細則	三二
諸規則ノ部	
●地所質入書入規則	四七
●地所建物船舶算入書入ニ關スル蓋公証簿等保存期間ノ件	四七
●利息制限法	四七
●不動産及商業登記簿謄本抄本等ノ手續料	四八
●外國人抵當權ニ關スル件	四九
●法人設立ニ關スル件	四九
●失火ノ責任ニ關スル件	五二
●地上權ニ關スル件	五三
●殖林ノ爲設定シタル地上權登記ニ關スル件	五三

不動產登記法及其他諸規則

二

- 相續人職缺ノ場合ニ於テ國庫ニ歸屬シタル財産ノ引渡シニ關スル件……………五二
- 民法ノ規定ニ依ル遺言ノ確認ニ關スル件……………五二
- 永代借地權ニ關スル件……………五四
- 永代借地權ニ關スル件……………五五
- 帝國ノ臣民又ハ法人永代借地權ヲ取得シタル場合ニ關スル件……………五六
- 永代借地及ヒ求代借地ノ上ニ有スル建物ニ關スル登記取扱手續……………五九
- 同上登記簿謄本抄本閱覽料……………六〇
- 永代借地權ノ抹消ニ因リ土地所有權取得ノトキ管轄稅務署ヘ通知ノ件……………六二
- 同上ノ通知ヲ受ケタルトキ土地簿帳ニ登錄ノ件……………六二
- 氏名改稱出願方……………六三
- 族稱廢絶ノ件……………六三
- 年齡計算ニ關スル件……………六三
- 身分登記戶籍及寄留ニ關スル書類保存規則……………六四
- 寄留ニ關スル規定……………六四
- 臺灣ニ寄留スル内地人ノ寄留及ヒ出產死亡等ニ關スル届出方……………六八

● 不動産登記法

(明治三十二年二月二十三日
法律第二十四號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル不動産登記法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
不動産登記法

第一章 總則

第一條 登記ハ左ニ掲ケタル不動産ニ關スル權利ノ設定、保存、移轉、變更、處分ノ制限又ハ消滅ニ付キ之ヲ爲ス

- 一 所有權
- 二 地上權
- 三 永小作權
- 四 地役權
- 五 先取特權
- 六 質權
- 七 抵當權
- 八 賃借權

第二條 前條ニ於テ之ニ於テ之ヲ爲ス

- 一 登記ノ申請ニ必要ナル手續上ノ條件カ具備セザルトキ
 - 二 前條 掲ケタル權利ノ設定、移轉、變更又ハ消滅ノ請求權ヲ保全セントスルトキ
- 右ノ請求權カ始期附又ハ停止條件附ナルトキ其他將來ニ於テ確定スヘキモノナルトキ亦同

不動產登記法

● 不動產登記法

(明治三十二年二月二十三日)
法律第二十號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル不動產登記法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
不動產登記法

第一章 總則

第一條 登記ハ左ニ掲ケタル不動產ニ關スル權利ノ設定、保存、移轉、變更、處分ノ制限又ハ
消滅ニ付キ之ヲ爲ス

- 一 所有權
- 二 地上權
- 三 永小作權
- 四 地役權
- 五 先取特權
- 六 質權
- 七 抵當權
- 八 賃借權

第二條 前條ニ於テ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲ス

- 一 登記ノ申請ニ必要ナル手續上ノ條件カ具備セザルトキ
 - 二 前條ニ掲ケタル權利ノ設定、移轉、變更又ハ消滅ノ請求權ヲ保全セントノルトキ
- 右ノ請求權カ始期附又ハ停止條件附ナルトキ其他將來ニ於テ確定スヘキモノナルトキ亦同

第三條 豫告登記ハ登記原因ノ無効又ハ取消ニ因リ登記ノ抹消又ハ回復ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ之ヲ爲ス但登記原因ノ取消ニ因リ訴ニ付テハ其取消ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ル場合ニ限ル

第四條 詐欺又ハ強迫ニ因リ登記ノ申請ヲ妨ケタル第三者ハ登記ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得ス

第五條 他人ノ爲メ登記ヲ申請スル義務アル者ハ其登記ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得ス但其登記ノ原因カ自己ノ登記ノ原因ノ後ニ發生シタルトキハ此限ニ在ラス

第六條 同一ノ不動產ニ關シテ登記シタル權利ノ順位ニ付キ法律ニ別段ノ定ナキトキハ其順位ハ登記ノ前後ニ依ル

登記ノ前後ハ登記川紙中同區ニ爲シタル登記ニ付テハ順位番號ニ依リ別區ニ爲シタル登記ニ付テハ受附番號ニ依ル

第七條 附記登記ノ順位ハ主登記ノ順位ニ依ル但附記登記同ノ順位ハ其前後ニ依ル假登記ヲ爲シタル場合ニ於テハ本登記ノ順位ハ假登記ノ順位ニ依ル

第二章 登記所及ト登記官吏

第八條 登記ハヘキ權利ノ目的タル不動產ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス

不動產カ數箇ノ登記所ノ管轄地ニ跨カルトキハ其各登記所ヲ併セテ管轄スル直近上級ノ裁判所ニ於テ申請ニ因リ管轄登記所ヲ指定ス

第九條 町村其他登記簿ヲ分設シタル區畫カ甲登記所ノ管轄ヨリ乙登記所ノ管轄ニ轉屬シタルトキハ甲登記所ハ其區畫ニ關スル登記簿及ヒ其附屬書類ヲ乙登記所ニ移送スルコトヲ要ス一箇又ハ數箇ノ不動產ノ所在地カ甲登記所ノ管轄ヨリ乙登記所ノ管轄ニ轉屬シタルトキハ甲登記所ハ其不動產ニ關スル登記簿ノ謄本及ヒ附屬書類又ハ謄本ヲ乙登記所ニ移送スルコトヲ要ス但登記簿ノ登本ニハ抹消ニ係ラサル登記ノヨリ謄寫シ其不動產ノ登記川紙ヲ附録スルコトヲ要ス

第十條 登記所ニ於テ其事務ヲ停止セサルコトヲ得サル事故ノ生シタルトキハ司法大臣ハ期間ヲ定メテ其停止ヲ命スルコトヲ得

第十一條 登記所ハ土地ニ付キ所有權ノ移轉又ハ質權ノ設定、移轉若クハ消滅ノ登記ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其旨ヲ土地臺帳所管廳ニ通知スルコトヲ要ス未登記ノ土地ニ付キ所有權ノ登記ヲ爲シタルトキ亦同シ

土地臺帳所管廳ハ土地ノ分合、滅失、若クハ坪數ノ増減又ハ地目、字、番號ノ變更アリタルトキハ遲滞ナク其旨ヲ登記所ニ通知スルコトヲ要ス

第十二條 登記官吏ハ自己、其妻又ハ四親等内ノ親族カ申請人トナルトキハ其登記所ニ於テ登記ヲ受ケタル成年者ニシテ且登記官吏ノ妻又ハ四親等内ノ親族ニ非サル者二人以上ノ立言アルニ非サレハ登記ヲ爲スコトヲ得ス但親族ニ付テハ親族關係カ止ミタル後亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ登記官吏ハ調書ヲ作り立會人ト共ニ之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

第十三條 登記官吏カ其職務ノ執行ニ付キ申請人其他ノ者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其損害カ登記官吏ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル場合ニ限リ之ヲ賠償スル責任ニ任ス

第三章 登記ニ關スル帳簿

第十四條 登記簿ハ土地登記簿及ヒ建物登記簿ノ二種トス
各種ノ登記簿ハ市ニ付テハ從前ノ區畫ニ從ヒ別冊、爲シ町村ニ付テハ町村毎ニ別冊ト爲ス但
登記事件夥多ナル町村ニ付テハ大字其他從前ノ區畫ニ從ヒ別冊ト爲スコトヲ得

第十五條 登記簿ハ一筆ノ土地又ハ一棟ノ建物ニ付キ一用紙ヲ備フ
同一ノ登記所ノ管轄ニ屬スル不動産カ登記簿ヲ分設シタル數箇ノ區畫ニ跨カルトキハ其一筆
ノ區畫ノ登記簿ニノミ其不動産ニ關スル用紙ヲ備フ

第十六條 土地登記簿ハ其一用紙ヲ登記番號欄、表題部及ヒ甲乙丙丁戊ノ五區ニ分チ尙ホ表題
部ニ表示欄、表示番號欄ヲ設ケ各區ニ事項欄、順位番號欄ヲ設ケ

登記番號欄ニハ各土地ニ付キ登記簿ニ始メテ登記ヲ爲シタル順序ヲ記載ス
表示欄ニハ土地ノ表示ヲ爲シ及ヒ其變更ニ關スル事項ヲ記載シ表示番號欄ニハ表示欄ニ登記
事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス

甲區事項欄ニハ所有權ニ關スル事項ヲ記載ス

乙區事項欄ニハ地上權永小作權及ヒ此等ノ權利ヲ目的トスル他ノ權利ニ關スル事項ヲ記載ス

丙區事項欄ニハ地役權ニ關スル事項ヲ記載ス

丁區事項欄ニハ先取特權、質權及ヒ抵當權ニ關スル事項ヲ記載ス

戊區事項欄ニハ賃借權ニ關スル事項ヲ記載ス

順位番號欄ニハ事項欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス

第十七條 建物登記簿ハ其一用紙ヲ登記番號欄、表題部及ヒ甲乙丙丁ノ四區ニ分チ尙ホ表題部

ニ表示欄、表示番號欄ヲ設ケ各區ニ事項欄順位番號欄ヲ設ケ

登記番號欄ニハ又建物ニ付キ登記簿ニ始メテ登記ヲ爲シタル順序ヲ記載ス

表示欄ニハ建物及ヒ附屬建物ノ表示ヲ爲シ及ヒ其變更ニ關スル事項ヲ記載シ表示番號欄ニハ

表示欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス

甲區事項欄ニハ所有權ニ關スル事項ヲ記載ス

乙區事項欄ニハ地役權ニ關スル事項ヲ記載ス

丙區事項欄ニハ先取特權、質權及ヒ抵當權ニ關スル事項ヲ記載ス

丁區事項欄ニハ賃借權ニ關スル事項ヲ記載ス

順位番號欄ニハ事項欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス

第十八條 登記簿ニハルハ裁判所長其枚數ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺シ且
毎葉ノ綴目ニ職印ヲ以テ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第十九條 土地登記簿及ヒ建物登記簿ニ付キ各其見出帳ヲ設ケ

第二十條 登記簿、見出帳、共同人名簿及ヒ圖面ハニ永久ニ之ヲ保存スルコトヲ要ス
申請書其他ノ附屬書類ハ申請書受附ノヨリ十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

第二十一條 何人ト雖モ手数料、納付シテ登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求シ又和
害ノ關係アル部分ニ限リ登記簿又ハ其附屬書類ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

手数料、外郵送費、納付シテ登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第二十二條 登記簿及ヒ其附屬書類ハ事變ヲ避クル爲メニスル場合ヲ除ク外登記所外ニ持出ス
コトヲ得ス但第二十條第二項ニ掲ケタル書類ニ付テハ裁判所又ハ該審判事ノ命令又ハ囑託ヲ

不動産登記法

第三十三條 登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル場合ニ於テハ司法大臣ハ三ヶ月ヨリ少カラザル期間ヲ定メ其期間内ニ登記ノ回復ヲ申請スル者ハ仍ホ其登記簿ニ於ケル順位ヲ有スヘキ旨ヲ告示スルコトヲ要ス

第二十四條 登記簿及ヒ其附屬書類ノ滅失スル虞アルトキハ司法大臣ハ必要ナル處分ヲ命ズルコトヲ得

第四章 登記手續

第一節 通則

第二十五條 登記ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外當事者ノ申請又ハ官廳若シハ公署ノ職向アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

囑託ニ因ル登記ノ手續ニ付テハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外申請ニ因ル登記ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十六條 登記ハ登記権利者及ヒ登記義務者又ハ其代理人登記所ニ出頭シテ之ヲ申請スルコトヲ要ス

第二十七條 判決又ハ相續ニ因ル登記ハ登記権利者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

第二十八條 登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記ハ登記名義人ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

第二十九條 官廳又ハ公署ノ公賣處分ニ因ル權利移轉ノ登記ハ登記権利者ノ請求ニ因リ其官廳又ハ公署ヨリ遲滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

不動産登記法

第三十條 官有不動産又ハ府、縣、郡、市、町村若クハ區ノ所有ニ係ル不動産ニ關スル權利ニ付キ爲スヘキ登記ハ登記権利者ノ請求ニ因リ官廳若クハ公署ヨリ遲滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十一條 官廳力不動産ニ關スル權利ヲ取得シタルトキハ其權利ニ付キ爲スヘキ登記ハ其官廳ヨリ遲滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面及ヒ登記義務者ノ承諾書ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

官廳力取得シタル不動産ニ關スル權利ノ消滅ノ登記ハ登記権利者ノ請求ニ因リ官廳ヨリ遲滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十二條 假登記ハ次條ノ場合ヲ除ク外假登記權利者ノ申請ニ因リ其目的タル不動産ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ヨリ遲滞ナク囑託書ニ假處分命令ノ正ハク添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ假處分命令ハ假登記權利者カ假登記所因テ疏明シタルトキハ區裁判所之ヲ發スルコトヲ要ス

申請ヲ却下シタル決ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ即時抗告ニ付テハ非訟事件手續法ノ規定ヲ準用ス

不動産登記法

- 第三十三條 假登記ハ假届記義務者ノ承諾アルトキハ申請書ニ其承諾書ヲ添附シテ假登記権利者ヨリ之ヲ登記所ニ申請スルコトヲ得
- 第三十四條 豫告登記ハ第三條ニ掲ケタル訴ヲ受理シタル裁判所ヨリ職權ヲ以テ遲滞ナク囑託書ニ訴狀ノ謄本又ハ抄本ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス
- 第三十五條 登記ヲ申請スルニハ左ノ書面ヲ提出スルコトヲ要ス
 - 一 申請書
 - 二 登記原因ヲ證スル書面
 - 三 登記義務者ノ權利ニ關スル登記簿謄本
 - 四 登記原因ニ付キ第三者ノ許可、同意又ハ承諾ヲ要スルトキハ之ヲ證スル書面
 - 五 代理人ニ依リテ登記ヲ申請スルトキハ其權限ヲ證スル書面
- 登記原因ヲ證スル書面カ執行力アル判決ナルトキハ前項第三號及ヒ第四號ニ掲ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス
- 第三十六條 申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス
 - 一 不動産所在ノ郡市區町村字及ヒ土地ノ番號
 - 二 地目及ヒ段別又ハ坪數
 - 三 申請人ノ氏名、住所若シ申請人カ法人ナルトキハ其名稱及ヒ事務所
 - 四 代理人ニ依リテ登記ヲ申請スルトキハ其氏名、住所
 - 五 登記原因及ヒ其日附
 - 六 登記ノ目的

七 登記所ノ表示

八 年月日

不動産登記法

- 第三十七條 登記スヘキ權利ノ目的カ建物ナル場合ニ於テハ申請書ニ其種類、構造及ヒ建坪ヲ記載、若シ建物ノ番號アルトキハ其番號ヲ記載シ附屬建物アルトキハ其種類、構造及ヒ建坪ヲ記載スルコトヲ要ス
- 第三十八條 登記原因ニ買戻ノ特約其他登記ノ目的タル權利ノ消滅ニ關スル事項、定アルトキハ申請書ニ其事項ヲ記載スルコトヲ要ス
- 第三十九條 登記權利者カ多數ナル場合ニ於テ登記原因ニ其持分ノ定アルトキハ申請書ニ其持分ヲ記載スルコトヲ要ス
- 第四十條 登記原因ヲ證スル書面カ初ヨリ存在セス又ハ之ヲ提出スルコト能ハサルトキハ申請書ノ副本ヲ提出スルコトヲ要ス
- 第四十一條 登記原因カ相續ナルトキハ申請書ニ相續ヲ證スル戸籍吏ノ書面又ハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ添附スルコトヲ要ス
- 第四十二條 申請人カ登記權利者又ハ登記義務者ノ相續人ナルトキハ申請書ニ其身分ヲ證スル戸籍吏ノ書面又ハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ添附スルコトヲ要ス
- 第四十三條 登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其表示ノ變更ヲ證スル戸籍吏ノ書面又ハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ添附スルコトヲ要ス
- 第四十四條 登記義務者ノ權利ニ關スル登記簿謄本カ滅失シタルトキハ申請書ニ其登記所ニ於テ之ヲ證明スル材料又ハ其年若二人以上カ登記義務者ノ人選ニキリテ之ヲ保證シタル書面ニ添附スルコトヲ要ス

不動産登記法

ルコトヲ要ス

- 第四十五條 申請書ニ第三者ノ許可、同意又ハ承諾ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要スル場合ニ於テハ此第三者ヲシテ申請書ニ署名、捺印セシメテ其書面ニ代フルコトヲ得
- 第四十六條 同一ノ登記所ノ管轄内ニ在ル數個ノ不動産ニ關スル登記ヲ申請スル場合ニ於テハ登記原因及ヒ登記ノ目的カ同一ナルトキニ限リ同一ノ申請書ヲ以テ登記ヲ申請スルコトヲ得
- 第四十七條 登記官吏カ登記書ヲ受取リタルトキハ受附帳ニ登記ノ目的、申請人ノ氏名、受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ登記書ニ受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載スルコトヲ要ス但同一ノ不動産ニ關シテ同時ニ數個ノ登記アリタルトキハ同一ノ受附番號ヲ記載スルコトヲ要ス
- 申請書其他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ之ヲ申請人ニ交付スルコトヲ要ス
- 第四十八條 登記官吏ハ受附番號ノ順序ニ從ヒテ登記ヲ爲スコトヲ要ス
- 第四十九條 登記官吏ハ左ノ場合ニ限リ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ登記ヲ却下スルコトヲ要ス但申請ノ欠缺カ補正スルコトヲ得ヘキモノナル場合ニ於テ申請人カ即日ニ之ヲ補正シタルトキハ此限ニ在ラス
- 一 事件カ其登記所ノ管轄ニ屬セザルトキ
- 二 事件カ登記スヘキモノニ非ザルトキ
- 三 當事者カ出頭セザルトキ
- 四 登記書カ方式ニ適合セザルトキ

不動産登記法

- 五 申請書ニ掲ケタル不動産又ハ登記ノ目的タル權利ノ表示カ登記簿ト抵觸スルトキ
- 六 第四十二條ニ掲ケタル書面ヲ提出シタル場合ヲ除ク外申請書ニ掲ケタル登記義務者ノ表示カ登記簿ト符合セザルトキ
- 七 申請書ニ掲ケタル事項カ登記原因ヲ證スル書面ト符合セザルトキ
- 八 申請書ニ必要ナル書面又ハ圖面ヲ添付セザルトキ
- 九 登録税ヲ納付セザルトキ
- 第五十條 表示欄ニ登記ヲ爲スニハ申請書受附ノ年月日、登記ノ目的其他申請書ニ掲ケタル事項ニシテ不動産ノ表示ニ關スルモノヲ登記官吏捺印ヘルコトヲ要ス
- 事項欄ニ登記ヲ爲スニハ申請書受附ノ年月日、受附番號、登記權利者ノ氏名、住所、登記原因、其日附、登記ノ目的其他申請書ニ掲ケタル事項ニシテ登記スヘキ權利ニ關スルモノヲ登記シテ登記官吏捺印スルコトヲ要ス
- 第五十一條 登記權利者カ多數ナルトキハ登記書ニ掲ケタル筆頭ノ者ノミノ氏名、住所及ヒ他ノ人員ヲ登記用紙ニ記載シ其氏名、住所ヲ共同人名簿ニ記載スルコトヲ要シ登記義務者ノ氏名、住所ヲ登記用紙ニ記載スルコトヲ要ス
- 第五十二條 表示欄ニ番號ヲ爲ストキハ表示番號欄ニ番號ヲ記載シ事項欄ニ登記ヲ爲ストキハ順位番號欄ニ番號ヲ記載スルコトヲ要ス
- 第五十三條 附記ニ依ル登記ノ順位番號ヲ記載スルニハ主登記ノ番號ヲ用非其番號ノ左側ニ附記何號ト記載スルコトヲ要ス
- 第五十四條 假登記ハ登記用紙中相當區事項欄ニ之ヲ爲シ其左側ニ餘白ヲ存スルコトヲ要ス

第五十五條 假登記 爲シタル本登記ノ申請ニシテハ、
爲スコトヲ要ス

第五十六條 權利ノ變更ノ登記ニ付キ登記上利害ノ關係ヲ有スル第三者アル場合ニ於テハ申請書ニ其承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ勝不ヲ添附シタルトキニ限り附記ニ依リテ其登記ヲ爲ス

第五十七條 權利ノ變更ノ登記ヲ爲ストキハ變更シタル登記事項ニ未抹入ルコトヲ要ス

第五十八條 登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記ハ附記ニ依リテ之ヲ爲ス

第五十九條 行政區畫又ハ其名稱ノ變更アリタルトキハ登記簿ニ記載シタル行政區畫又ハ其名稱ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス

第六十條 登記官吏カ登記ヲ完了シタルトキハ登記原因ヲ證スル書面又ハ登記簿ノ副本ニ登記番號、申請書受附ノ年月日、受附番號、順位番號、及ヒ登記簿ノ旨ヲ記載シ登記簿ノ印ヲ捺捺シテ之ヲ登記権利者ニ還付スルコトヲ要ス

申請書ニ添附シタル申請書證又ハ第四十四條ニ掲ケタル書面ノ一通ニハ申請書受附ノ年月日、受附番號、順位番號、登記権利者ノ氏名、住所、登記ノ目的及ヒ登記簿ノ旨ヲ記載シ登記簿ノ旨ヲ記載シ登記簿ノ印ヲ捺捺シテ之ヲ登記義務者ニ還付スルコトヲ要ス

登記名義人ノ多數ナル場合ニ於テ其一部カ登記義務者ナルトキハ登記義務者ノ氏名、住所ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ登記権利者又ハ登記義務者カ多數ナルトキハ申請書ニ掲ケタル筆頭ノ者ノ前項ノ場合ニ於テ登記権利者又ハ登記義務者カ多數ナルトキハ申請書ニ掲ケタル筆頭ノ者ノ

ミノ氏名、住所及ヒ他ノ人員ヲ記載スルヲ以テ足ル

第六十一條 第十四條ノ場合ニ於テ登記官吏カ登記ヲ完了シタルトキハ不動産ノ表示、登記原因、其日附、登記権利者ノ氏名、住所、登記ノ目的及ヒ登記簿ノ旨ヲ記載シ登記簿ノ旨ヲ記載シ登記簿ノ印ヲ捺捺シテ之ヲ登記義務者ノ氏名、住所、登記ノ目的及ヒ登記簿ノ旨ヲ記載シ登記簿ノ旨ヲ記載シ登記簿ノ印ヲ捺捺シテ之ヲ登記義務者ノ氏名、住所ヲ記載スルコトヲ要ス

第六十二條 官廳又ハ公署カ登記権利者ノ爲メニ登記ヲ囑託シタル場合ニ於テ登記簿ノ旨ヲ記載シ登記簿ノ旨ヲ記載シ登記簿ノ印ヲ捺捺シテ之ヲ登記義務者ニ交付スルコトヲ要ス

第六十三條 登記官吏カ登記ヲ完了シタル後其登記ニ付キ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遲滞ナク其旨ヲ登記権利者及ヒ登記義務者ニ通知スルコトヲ要ス但登記権利者又ハ登記義務者カ多數ナルトキハ其一人ニ通知スルヲ以テ足ル

第六十四條 第五十六條及ヒ第五十七條ノ規定ハ登記ノ更正ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條 抹消シタル登記ノ回復ヲ申請スル場合ニ於テ登記上利害ノ關係ヲ有スル第三者アルトキハ申請書ニ其承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ勝不ヲ添附スルコトヲ要ス

第六十六條 登記回復ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ回復スルトキハ回復ノ登記ヲ爲シタル後更ニ抹消ニ係ル登記ト同一ノ登記ヲ爲シ若シ或登記事項ノミカ抹消ニ係ルトキハ附記ニ依リ更ニ其事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第六十七條 第九條第二項ノ場合ニ於テ乙登記所ハ移送ヲ受ケタル登記簿ノ勝不ニ依リ相當登記區畫ノ登記簿ニ登記ヲ移スコトヲ要ス

登記簿ニ登記ヲ移スコトキハ登記用紙中登記番號欄ニ其登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載シ其左側ニ前登記區畫ノ表示ヲ爲シ前登記番號ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ表示欄及ヒ其項欄ニ移シタル登記ノ末尾ニ登記簿ノ謄本ニ依リ登記ヲ移シタル旨及ヒ其年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第六十八條 同一ノ登記ノ管轄内ニ於テ一箇又ハ數箇ノ不動產ノ所在地カ甲登記區畫ヨリ乙登記區畫ニ轉屬シタルトキハ登記所ハ乙登記區畫ノ登記簿ニ其不動產ニ關スル登記ヲ移スコトヲ要ス

前條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十九條 第二十二條ノ場合ニ於テハ登記權利者ノミニテ登記ノ回復ヲ申請スルコトヲ得

第七十條 前條ノ記載ヲ爲ス場合ニ於テハ申請書ニ前登記ノ順位番號、申請書受附ノ年月日、受附番號ヲ記載シ前登記ノ登記簿ニ添附スルコトヲ要ス

第七十一條 第六十九條ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ其登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載シ表示欄ニ不動產ノ表示ヲ爲シ出當區順位番號欄ニ前登記ノ番號ヲ記載シ事項欄ニ前登記ノ申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第七十二條 第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間中新登記ノ申請アリタルトキハ假設登記簿ニ其登記ノ爲スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ登記簿ニ假設登記簿ニ登記ヲ爲シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第七十三條 假設登記簿ニ爲シタル登記ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間満了ノ後其簿ナク之ヲ登記簿ニ移スコトヲ要ス此場合ニ於テハ登記用紙中登記番號欄ニ其登記簿ニ於ケル

ル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載シ其左側ニ假設登記簿ニ於ケル登記番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

登記簿ニ登記ヲ移シタルトキハ其不動產ニ關スル假設登記簿ノ用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第七十條 假設登記簿ニ登記簿ニ移ス場合ニ於テ回復シタ 登記アルトキハ新登記ノ順位番號欄ニハ回復シタ 番號ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第七十五條 假設登記簿ノ登記ヲ登記簿ニ移シタルトキハ當事者ニ對シ之ニ其登記簿ノ證明書ヲ與ヘキ旨ヲ通知シ若シ回復シタル登記ト假設登記簿ヨリ移シタル登記ト抵觸スルトキハ同時ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

當事者カ登記簿證明書ヲ申請スル場合ニ於テハ假設登記簿ニ於ケル登記ノ登記簿證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

前項ノ登記アリタルトキハ第六十條ノ規定ヲ準用ス

第七十條 登記用紙中表題部又ハ其區カ登記ヲ爲スヘキ餘白ナキニ至リタルトキハ新用紙中登記番號欄ニ前用紙ノ登記番號ヲ轉寫シ同用紙ヲ綴綴セル登記簿ノ冊數、丁數及ヒ其綴綴用紙ナルコトヲ登記 且前用紙中登記番號欄ニ新用紙ヲ綴綴セ 登記簿ノ冊數、丁數及ヒ之ニ綴綴スル旨ヲ登記スルコトヲ要ス

前用紙中表題部又ハ他ノ區ニ餘白アルトキハ表題部又ハ其區ニ登記ノヘキ事項ニ付テハ仍ホ之ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第七十七條 登記ヲ爲シ又ハ申請書其他登記ニ關スル書面ヲ作ルニハ字畫明瞭ナルコトヲ要ス

金額其他ノ物ノ数量、年月日及ヒ番號ヲ記載スルニハ音貳參ノ字ヲ用ルコトヲ要ス
文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス若シ訂正、挿入又ハ削除ヲ爲シタルトキハ其字數ヲ番外ニ記
載シ又ハ文字ノ前後ニ括弧ヲ附シ之ニ捺印シ其削除ニ係ル文字ハ尙ホ讀得ヘキ爲メ字體ヲ存
スルコトヲ要ス

第二節 所有權ニ關スル登記手續

第七十八條 所有權ノ一部移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其部分ノ差額ヲ爲シ若
シ登記原因ニ民法第二百五十六條第一項ハ番ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス
第七十九條 土地ノ分合、滅失、段別若クハ坪數ノ増減又ハ地目、字若クハ番號ノ變更アリタ
ルトキハ其土地ノ所有權ノ登記名義人ハ遲滞ナク其登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第八十條 前條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ土地ノ分合、滅失若クハ
増減シタル段別若クハ坪數並ニ現在ノ段別若クハ坪數ヲ記載シ又ハ新地目、新字若クハ新番
號ヲ記載スルコトヲ要ス

第八十一條 土地ノ分合、滅失、段別若クハ坪數ノ減少又ハ地目ノ變更ノ登記ヲ申請スル場合
ニ於テ其土地ノ登記用紙ニ所有權以外ノ權利ニ關スル登記アルトキハ申請書ニ其登記名義人
ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第八十二條 甲地ヲ分割シテ其一部ヲ乙地ト爲シタル場合ニ於テ分賦ノ登記ヲ爲ストキハ登記
用紙中登記番號欄ニ番號ヲ記載シ表示欄ニ分割ニ因リテ登記何號ヨリ移シタル旨ヲ記載スル
コトヲ要ス

前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ甲地ノ登記用紙中表示欄ニ殘餘部分ノ表示ヲ爲シ分割ニ因リテ

他ノ部分ノ登記何號ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第八十三條 前條第一項ノ場合ニ於テハ乙地ノ登記用紙中相當區事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ
所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫シ且所有權以外ノ權利ニ關スル登記中ニ甲地ト共ニ其
權利ノ目的タル旨、申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス
甲地ノ登記用紙ヨリ乙地ノ登記用紙ニ所有權以外ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫シタルトキハ甲
地ノ登記用紙中其權利ニ關スル登記ニ乙地ト共ニ其權利ノ目的タル旨ヲ附記スルコトヲ要ス
申請書ニ所有權以外ノ權利ノ登記名義人カ乙地ニ關シ其權利ノ消滅ヲ承諾シタルコトヲ證ス
ル書面又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附シタルトキハ甲地ノ登記用紙中其權
利ニ關スル登記ニ其旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第八十四條 甲地ヲ分割シテ其一部ヲ乙地ト爲シタル場合ニ於テ乙地ノミカ所有權以外ノ權利
ノ目的タルトキハ乙地ノ登記用紙中相當區事項欄ニ其權利ニ關スル申請書受附ノ
年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ甲地ノ登記用紙中所有權以外ノ權利ニ關スル登記ニ乙地ノ表示ヲ爲シ分
割ニ因リテ登記何號ニ移シタル旨ヲ附記シ其登記ヲ朱抹スルコトヲ要ス
申請書ニ所有權以外ノ權利ノ登記名義人カ其權利ノ消滅ヲ承諾シタルコトヲ證スル書面又ハ
之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附シタルトキハ甲地ノ登記用紙中其權利ニ關スル
登記ニ其旨ヲ附記シ其登記ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第八十八條 甲地ヲ分割シテ其一部ヲ乙地ニ合併シタル場合ニ於テ合併ノ登記ヲ爲ストキハ乙
地ノ登記用紙中表示欄ニ合併ニ因リテ登記何號ヨリ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其番號

不動産登記法

ナ朱抹スルコトヲ要ス

項前ノ場合ニ於テハ乙地ノ登記川紙中田區事項欄ニ甲地ノ登記川紙ヨリ所有權ニ關スル登記ヲ轉寫シ其登記カ合併シタル部分ノミニ關スル旨、申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

甲地ノ登記川紙ニ所有權以外ノ權利ニ關スル登記アルトキハ乙地ノ登記川紙中相當事項欄ニ其權利ニ關スル登記ヲ轉寫シ合併シタル部分ノミカ甲地ノ登記川紙中相當事項欄ニ其權利ノ目的タル旨、申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第八十二條第二項、第八十三條第二項、第二項及ヒ前條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十六條 甲地ヲ乙地ニ合併シタル場合ニ於テ合筆ノ登記ヲ爲ストキハ乙地ノ登記川紙中相當事項欄ニ合併ニ因リテ登記何號ヨリ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

甲地ノ登記川紙ニ表示欄ニ合併ニ因リテ登記何號ニ移シタル旨ヲ記載シ甲地ノ表示、其番號及ヒ登記番號ヲ朱抹シ其登記川紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第八十七條 前條ノ場合ニ於テハ乙地ノ登記川紙中甲區事項欄ニ甲地ノ登記川紙ヨリ所有權ニ關スル登記ヲ移シ其登記カ甲地タリシ部分ノミニ關スル旨、申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

甲地ノ登記川紙ニ所有權以外ノ權利ニ關スル登記アルトキハ乙地ノ登記川紙中相當事項欄ニ其權利ニ關スル登記ヲ移シ甲地タリシ部分ノミカ其權利ノ目的タル旨、申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

不動産登記法

第八十三條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十八條 土地ノ段別又ハ坪數ノ増減ノ登記ヲ爲ストキハ登記川紙中表示欄ニ増減ノ原因ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第八十九條 地目、字又ハ土地ノ番號、變更、登記ヲ爲ストキハ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第九十條 土地ノ分合、滅失、段別若クハ坪數ノ増減又ハ地目、字若クハ番號ノ變更ノ登記ノ申請書ヲ受附タル時ニ於テ未タ土地臺帳管轄ヨリ此等ノ事項ニ關スル通知ヲ受ケザルトキハ其申請書ニ記載シタル登記ノ目的カ土地臺帳所管轄ノ通知ト符合セザルトキハ第四十九條ノ規定ヲ準用ス但登記ノ目的カ申請書ニ添附シタル土地臺帳謄本ト符合スルトキハ此限ニ在ラス

第九十一條 建物ノ分合、其番號若クハ構造ノ變更、其滅失、其建坪ノ増減又ハ附屬建物ノ新築アリタルトキハ其建物ノ所有權ノ登記名義人ハ遲滞ナク登記ヲ申請スルコトヲ要ス

建物ノ敷地ノ地目、字若クハ番號又ハ段別若クハ坪數ノ變更アリタルトキ亦同シ

第九十二條 前條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ分合シタル建坪、新番號若クハ新構造又ハ滅失増減行クハ新築シタル建坪並ニ現在ノ建坪、記載シ又ハ敷地ノ新地目、新字若クハ新番號又ハ増減シタル段別若クハ坪數並ニ現在ノ段別若クハ坪數、記載シ且建物ノ分合、構造ノ變更又ハ建坪ノ増減ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其圖面ヲ添附スルコトヲ要ス

第九十三條 建物ノ分合、其構造ノ變更、増減又ハ其建坪、減少ノ登記ヲ申請スル場合ニ於

テ其建物ノ登記用紙ニ所有權以外ノ權利ニ關スル登記アルトキハ第八十一條ノ規定ヲ準用ス
 第九十四條 甲建物又ハ其附屬建物ヲ分割又ハ區分シテ之ヲ乙建物ト爲シタル場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ登記用紙中申記符號欄ニ番號ヲ記載シ表示欄ニ分割又ハ區分ニ因リテ登記何號ヨリ移シタル旨ヲ登記スルコトヲ要ス
 前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ甲建物ノ登記用紙中表示欄ニ殘餘部分ノ表示ヲ爲シ分割又ハ區分ニ因リテ他ノ部分ヲ登記何號ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス但分割又ハ區分シタル附屬建物ノミニ關スル表示番號アルトキハ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物又ハ其附屬建物ヲ分割又ハ區分シテ之ヲ乙建物ノ附屬建物ト爲シタル場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ乙建物ノ登記用紙中表示欄ニ合併ニ因リテ登記何號ヨリ移シタル旨ヲ登記スルコトヲ要ス

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十六條 第八十三條及ヒ第八十四條ノ規定ハ第九十四條ノ場合ニ之ヲ準用ス但甲建物ノ登記用紙中甲區事項欄ニ分割又ハ區分シタル附屬建物ニ關スル登記原因ノ記載ナキトキハ第八十三條ニ定メタル手續ヲ爲ス外乙建物ノ登記紙中甲區事項欄ニ申請人ノ氏名、住所及ヒ分割又ハ區分ニ因リテ其者ノ所有權ノ登記ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十七條 第八十五條第二項乃至第四項ノ規定ハ第九十五條ノ場合ニ之ヲ準用ス但甲建物ノ登記用紙中甲區事項欄ニ分割又ハ區分シタル附屬建物ニ關スル登記原因ノ記載ナキトキハ第八十五條第二項乃至第四項ニ定メタル手續ヲ爲ス外乙建物ノ登記用紙中甲區事項欄ニ申請人

ノ氏名、住所及ヒ合併ニ因リテ其者ノ所有權ノ登記ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス
 第九十八條 甲建物ヲ乙建物又ハ其附屬建物ニ合併シタル場合ニ於テ其記載ヲ爲スニ付テハ第八十六條及ヒ第八十七條ノ規定ヲ準用ス但甲建物ヲ乙建物ノ附屬建物ニ合併シタル場合ニ於テハ乙建物ノ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要セス

第九十九條 第八十八條ノ規定ハ建物又ハ附屬建物ノ増減ノ登記ニ之ヲ準用ス

附屬建物ノ新築ノ登記ヲ爲ストキハ主タル建物ノ登記用紙中表示欄ニ附屬建物ノ種類、構造及ヒ建坪ヲ登記スルコトヲ要ス

第一百條 第八十九條ノ規定ハ建物ノ番號ノ變更又ハ建物若クハ附屬建物ノ構造ノ變更ノ登記ニ之ヲ準用ス

第八十八條及ヒ第八十九條ノ規定ハ建物ノ敷地ノ地目、字若クハ番號ノ變更又ハ段別若クハ坪數ノ増減ノ登記ニ之ヲ準用ス

第一百一條 不動産ノ滅失ノ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中表示欄ニ滅失ノ原因ノ記載シ不動産ノ表示、表示番號及ヒ登記番號ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第一百二條 前條ノ場合ニ於テ滅失シタル不動産カ他ノ不動産ト共ニ所有權以外ノ權利ノ目的ヲシトキハ他ノ不動産ノ登記用紙中相當事項欄ニ滅失シタル不動産ノ表示ヲ爲シ滅失ノ原因及ヒ其不動産ノ滅失シタルコトヲ附記シ其不動産ト共ニ所有權以外ノ權利ノ目的タル旨ヲ記載シタル登記中滅失シタル不動産ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

他ノ不動産ノ所在地カ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキハ遲滞ナク前項ノ登記ヲ其登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ囑託ヲ受ケタル登記所ハ遲滞ナク第一項ニ定メタル手續ヲ爲スコトヲ要ス

第三條 土地收用ニ因ルルノ移轉ノ登記ハ登記機關ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得其ノ請書ニハ收用シタル土地ノ全部又ハ一部カ不用ニ歸シタル場合ニ於テ舊所有者カ買戻權ヲ有スル旨ヲ記載シ補償金ノ受取證又ハ預證ノ添附スルコトヲ要ス

官廳又ハ公署カ起業者ナルトキハ其官廳又ハ公署ハ遲滞ナク前項ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第四條 不動産ヲ華族世襲財産ト爲スコトヲ認可シタルトキハ當該官廳ハ遲滞ナク世襲財産ノ創設ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第五條 未登記ノ土地ノ有權ノ登記ハ左ニ掲ケタル者ヨリ之ヲ登記スルコトヲ得
一 土地所有權簿本ニ依リ自己又ハ被相続人カ土地所有權ニ所有シテ登記セラルルコトヲ得
二 判決ニ依リ自己ノ所有權ヲ證明スル者

第六條 未登記ノ建物ノ所有權ノ登記ハ左ニ掲ケタル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得
一 建物ノ敷地ノ所有者又ハ地上權者トシテ登記簿ノ登記セラレタル者
二 土地所有權簿本ニ依リ自己又ハ被相続人カ土地所有權ニ敷地ノ所有者トシテ登記セラルルコトヲ得
三 既登記ノ敷地ノ所有者又ハ地上權者ノ證明書ニ依リ自己ノ所有權ヲ證明スル者

第七條 前二條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ第五條何號又ハ前四號ノ判決其他官廳又ハ公署ノ書面ニ依リ自己ノ所有權ヲ證明スル者

第八條 未登記ノ不動産所有權ノ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記號碼ニ番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第九條 第二百二十八條及ヒ第二百二十九條ノ規定ハ未登記ノ不動産所有權ノ變更又ハ處分ノ制限ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十條 官廳又ハ公署カ未登記ノ不動産所有權ノ登記ヲ登記所ニ囑託スル場合ニ於テハ第五條又ハ第六條ノ規定ニ依リテ證明ヲ爲スコトヲ要セス

第十一條 地上權ノ設定又ハ移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ地上權設定ノ目的及ヒ範圍ヲ登記シ若シ登記原因ニ存續期間地代又ハ其支拂時期ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第十二條 永小作權ノ設定又ハ移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ小作料ノ記載シ若シ記載原因ニ存續期間、小作料ノ支拂時期其他永小作人ノ權利若シハ義務ニ關スル特約又ハ民法第二百七十二條但書ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第十三條 地役權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ要役地ノ表示ヲ爲シ地役權設定ノ目的及ヒ範圍ヲ記載シ若シ登記原因ニ民法第二百八十一條第一項但書、第二百八十五條第一項但書又ハ第二百八十六條ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第十四條 地役權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ要役地ノ表示ヲ爲シ地役權設定ノ目的及ヒ範圍ヲ記載シ若シ登記原因ニ民法第二百八十一條第一項但書、第二百八十五條第一項但書又ハ第二百八十六條ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第十五條 地役權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ要役地ノ表示ヲ爲シ地役權設定ノ目的及ヒ範圍ヲ記載シ若シ登記原因ニ民法第二百八十一條第一項但書、第二百八十五條第一項但書又ハ第二百八十六條ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第十六條 地役權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ要役地ノ表示ヲ爲シ地役權設定ノ目的及ヒ範圍ヲ記載シ若シ登記原因ニ民法第二百八十一條第一項但書、第二百八十五條第一項但書又ハ第二百八十六條ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第四百十四條 地役權ノ設定ノ登記ヲ爲シタルトキハ要役地タル不動産ノ登記用紙中相當事項欄ニ承役地タル不動産ノ表示ヲ爲シ其不動産力地役權ノ目的タル旨、地役權設定ノ目的及ヒ範圍ヲ記載スルコトヲ要ス

要役地カ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキハ遲滞ナク其登記所ニ承役地、要役地、地役權設定ノ目的及ヒ範圍及ヒ申請書受附ノ年月日ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ遲滞ナク要役地タル不動産ノ登記用紙中相當事項欄ニ通知ヲ受ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第四百十五條 先取特權ノ保存ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ債權額ヲ記載シ若シ登記原因ニ辨濟期ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス但不動産工事ノ先取特權ノ保存ニ於テハ其工事費用ノ豫算額ヲ記載スルコトヲ要ス

第四百十六條 質權ノ設定又ハ轉質ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ債權額ヲ登記シ若シ登記原因ニ存續期間若クハ辨濟期ノ定アルトキ、利息ニ關スル定アルトキ、違約金若クハ賠償額ノ定アルトキ、債權ニ條件ヲ附シタルトキ、民法第二百四十六條但書ノ定アルトキ、第三百五十六條若クハ第三百五十七條ノ規定ニ異ナリタル定アルトキ又ハ第三百七十條但書ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第四百十七條 抵當權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ債權額ヲ記載シ若シ登記原因ニ辨濟期ノ定アルトキ、利息ニ關スル定アルトキ、其發生期若クハ支拂期ノ定アルトキ、債權ニ條件ヲ附シタルトキ又ハ民法第三百七十條但書ノ定アルトキハ之ヲ登記スルコトヲ要ス

第四百十八條 先取特權、質權又ハ抵當權ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ其權利ノ目的カ所有權以外ノ權利ナルトキハ申請書ニ其權利ノ表示ヲ爲スコトヲ要ス

第四百十九條 質權又ハ抵當權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ設定者カ債務者ニ非サルトキハ申請書ニ債務者ノ表示ヲ爲スコトヲ要ス

質權又ハ抵當權ノ移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ質權又ハ抵當權カ債權ト共ニ移轉スルコトヲ記載スルコトヲ要ス

第四百二十條 一定ノ金額ヲ目的トセサル債權ノ擔保タル先取特權質權又ハ抵當權ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其債權ノ價格ヲ記載スルコトヲ要ス

第四百二十一條 官吏又ハ公吏 身元保證ヲ目的トスル抵當權ノ設定ノ登記ハ囑託書ニ其官吏又ハ公吏カ差出シタル登記請求書ヲ添附シテ當該官吏又ハ公署ヨリ遲滞ナク之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第四百二十二條 數箇ノ不動産ニ關スル權利ヲ目的トスル先取特權、質權又ハ抵當權ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ各不動産ニ關スル權利ノ表示ヲ爲スコトヲ要ス

第四百二十三條 債權ノ一部ノ讓渡又ハ代位辨濟ニ因ル先取特權、質權又ハ抵當權ノ移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ讓渡又ハ代位辨濟ノ目的タル債權額ヲ記載スルコトヲ要ス

第四百二十四條 第四百二十二條ノ規定ニ從ヒテ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ其一箇ノ不動産ニ關スル權利ニ付キ登記ヲ爲ストキハ其不動産ノ登記用紙中相當事項欄ニ他ノ不動産ニ關スル權利ノ表示ヲ爲シ其權利カ共ニ擔保ノ目的タル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第四百二十五條 先取特權、質權又ハ抵當權ノ移轉ノ登記ハ附記ニ依リテ之ヲ爲ス

第二百二十六條 抵押ノ不動産ニ關スル權利カ先取特權 質權又ハ抵押ノ目的タル場合ニ於テ
 其一箇ノ不動産ニ關スル權利ナリトスル先取特權 質權又ハ抵押ノ目的タル場合ニ於テ
 ナ爲シタルトキハ他ノ不動産ノ登記用紙中相當事項欄ニ此權利ノ表示ヲ爲シ且此權利ノ變
 更又ハ消滅シタル旨ヲ附記シ第百二十四條ノ規定ニ從ヒテ爲シタル登記中變更又ハ消滅ニ係
 ル事項ヲ朱抹スルコトヲ要ス其一箇ノ不動産ニ關スル權利ノ表示ニ付キ變更ノ登記ヲ爲シ
 ルトキ亦同シ

第二百四十四條第一項及ヒ第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十七條 貸借權ノ設定又ハ貸借物ノ轉貸ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ借賃
 記載シ若シ登記原因ニ存續期間若クハ借賃ノ支拂時期ノ定アルトキ又ハ貸借權ノ轉若クハ
 貸借物ノ轉貸ヲ許シタルトキハ之ヲ記載シ貸借權ヲ爲ス者リ處分ノ能力者ノハ權利ヲ有セザ
 ル者ナルトキハ其旨ヲ記載スルコトヲ要ス

貸借權ノ移轉又ハ貸借物ノ轉貸ヲ許シタル旨ノ登記アル場合ニ於テ貸借權ノ移轉又ハ貸
 借物ノ轉貸ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ貸受人ノ承諾書ヲ添附スルコトヲ要ス

第二百二十八條 未登記ノ不動産ノ所有權以外ノ權利ニ關スル登記ハ之ヲ命ヘル裁判ニ依リテ自
 己ノ權利ヲ證明スル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

第二百二十九條 前條ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ番號
 ナ記載シ表示欄ニ不動産ノ表示ヲ爲シ且甲區事項欄ニ所有者ノ氏名、住所及ヒ何權利ノ登記
 ナ命スル裁判ニ因リテ所屬權ノ登記ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百十條 未登記ノ不動産ノ所有權以外ノ權利ヲ目的トスル權利ニ關スル登記ハ之ヲ命スル
 所屬權以外ノ權利ヲ目的トスル權利ニ關スル登記ハ之ヲ命スル

裁判ニ依リテ自己ノ權利ヲ證明スル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

第二百一十一條 前條ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ番號
 ナ記載シ表示欄ニ不動産ノ表示ヲ爲シ甲區事項欄ニ何權利ヲ目的トスル何權利ノ登記ヲ命ス
 ル裁判ニ因リテ所屬權ノ登記ヲ爲ス旨ヲ記載シ且所有權以外ノ權利ヲ登記スル者ハ其旨ヲ
 欄ニ權利者ノ氏名、住所及ヒ何權利ノ登記ヲ命スル裁判ニ因リテ何權利ノ登記ヲ爲ス旨ヲ記
 載スルコトヲ要ス

第三百二十二條 既登記ノ不動産ニ付キ未登記ノ所有權以外ノ權利ヲ目的トスル權利ニ關スル登
 記ハ之ヲ命スル裁判ニ依リテ自己ノ權利ヲ證明スル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

第三百二十三條 前條ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中所有權以外ノ權利
 ナ登記スル者ハ其旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百二十四條 前四條ノ規定ハ所有權以外ノ權利又ハ其權利ヲ目的トスル權利ノ變、又ハ處分
 ノ制限ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三百二十五條 官廳又ハ公署カ未登記ノ不動産ニ付キ所有權以外ノ權利若クハ其權利ヲ目的ト
 スル權利ニ關スル登記又ハ既登記ノ不動産ニ付キ未登記ノ所有權以外ノ權利ヲ目的トスル權
 利ニ關スル登記ヲ登記所ニ囑託スル場合ニ於テハ裁判ニ依リテ其權利ヲ證明スルコトヲ要セス

第三百三十六條 建物ヲ新築スル場合ニ於テ不動産工事ノ先取特權ノ保存ノ登記ヲ申請スルトキ
 ハ申請書ニ設計書ニ定メタル此建物ノ種類、構造、建坪、建物ヲ新築スル者ノ氏名、市、區、町、村、字、
 土地ノ番號及ヒ工價費用ノ豫定額ヲ記載シ若シ登記原因ニ非濟期ノ定アルトキハ之ヲ記載シ

設計書及ヒ四圍ノ添附スルコトヲ要ス

第四百十條 前條ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ
ヲ記載シ表示欄ニ新築スヘキ建物ノ表示ヲ爲シ且其建物ノ種類、構造及ヒ建坪ノ設計
ル旨ヲ記載シ甲區事項欄ニ登記義務者ノ氏名、住所及ヒ不動産工事ノ先取特權ノ保存ノ登記
ヲ爲スニ因リテ登記ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第四百二十八條 既登記ノ主タル建物ノ附屬建物ヲ新築スル場合ニ於テ不動産工事ノ先取特權ノ
保存ノ登記ヲ爲ストキハ主タル建物ノ登記用紙中表示欄ニ新築スヘキ附屬建物ノ表示ヲ爲シ
且其建物ノ種類、構造及ヒ建坪ノ設計書ニ依リテ記載スルコトヲ要ス

第四百二十九條 建物ヲ新築スルニ付キ不動産工事ノ先取特權ノ保存ノ登記ヲ爲シタル場合ニ於
テ其建物ノ建築力終ハリタルトキハ其建物ノ所有者ノ遲滞ナク所有權ノ登記ヲ申請スルコト
ヲ要ス但第百六條及ヒ第百一十條ノ適用ヲ妨ケス

附屬建物ヲ新築スルニ付キ不動産工事ノ先取特權ノ保存ノ登記ヲ爲シタル場合ニ於テ建
ノ建築力終ハリタルトキハ其建物ノ所有者ハ遲滞ナク新築ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第四百十條 前條ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中表示欄ニ更ニ建物ノ
表示ヲ爲シ前ノ表示及ヒ其要號ヲ抹スルコトヲ要ス但前條第一項ノ申請ニ因リテ登記ヲ爲
ス場合ニ於テハ不動産工事ノ先取特權ノ保存ニ關シテ甲區事項欄ニ爲シタル登記ヲモ抹ス
ルコトヲ要ス

第四節 抹消ニ關スル登記手續

第四百十一條 登記シタル權利カ或人ノ死亡ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テ申請ニ其死亡ヲ

證スル戸籍吏ノ書面其他ノ公正證書ヲ添附スルトキハ登記權利者ノミニテ登記ノ抹消ヲ申請
スルコトヲ得

第四百十二條 登記權利者カ登記義務者ノ行方ノ知レサルニ因リ之ト共ニ登記ノ抹消ヲ申請ス
ルコト能ハサルトキハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒテ公 催告ノ申立ヲ爲ストヲ得
前項ノ場合ニ於テ權利決アリタルトキハ申請書ニ其謄本ヲ添附シ登記權利者ノミニテ登記
ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ申請書ニ債權證及ヒ債權並ニ最後ノ二年分ノ定期金ノ受取證書ヲ添
シタルトキハ登記權利者ノミニテ先取特權ノ保存又ハ抵當權ニ關スル登記ノ抹消ヲ申請ス
ルコトヲ得

第四百十三條 華族世襲財産ノ解除ヲ認可シタルトキハ當該官廳ハ遲滞ナク華族世襲財産ノ創
設ノ登記ノ抹消ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第四百十四條 假登記ノ抹消ハ假登記ノ後入ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得
申請書ニ假登記義務人ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附シタルトキ
ハ登記上ノ利害關係人ヨリ假登記ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得

第四百十五條 第三條ニ掲ケタル訴ヲ却下シタル裁判若クハ之ヲ提起シタル者ニ對シテ敗訴ヲ
言渡シタル裁判力確定シタルトキ、訴ノ取下アリタルトキ、請求ノ拋棄アリタルトキ、又ハ請
求ノ目的ニ付キ和解アリタルトキハ第一審裁判所ハ遲滞ナク囑託書ニ裁判ノ謄本若クハ抄本
又ハ訴ノ取下、請求ノ拋棄若クハ和解ヲ證スル裁判所書記ノ書面ヲ添附シテ豫告登記ノ抹消
ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第四百十六條 登記 抹消ヲ申請スル場合ニ於テ其抹消ニ付キ登記上利害ノ關係ヲ有スル第三者アルトキハ申請書ニ其承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第四百十七條 登記ヲ抹消スルニハ抹消ノ登記一爲シタル後抹消スヘキ登記ヲ生抹スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ抹消ニ係 權利ヲ目付トスル第三者ノ權利ニ關スル登記アルトキハ登記用紙ハ相當區區項欄ニ其第三者 權利ノ表示ヲ爲シ何權利ノ登記ヲ抹消シタルニ因リテ抹消ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第四百十八條 第十九條ノ規定ニ從ヒ官廳又ハ公署ヨリ公賣區分ニ因リ權利移轉ノ登記ノ囑託アリタル場合ニ於テハ滯納處分ニ關スル差押ノ登記ヲ抹消シ若シ權利ノ目付トセル先取特權ノ權利又ハ抵 債 登記アルトキハ其登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第四百十九條 第三條ノ規定ニ從ヒ土地收用ニ因ル所有權移轉ノ登記ノ申請又ハ囑託アリタル場合ニ於テ此不動産ノ登記用紙中所有權又ハ所有權ノ外ノ權利ニ關スル登記アルトキハ其登記ヲ抹消スルコトヲ要ス但此不動産ノ爲メニ存スル地役權ノ登記ハ此限ニ在ラス

第五章 抗告

第四百五十條 登記官吏ノ決定又ハ處分ヲ不當トスル者ハ管轄地方裁判所ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

第四百五十一條 抗告ハ登記所ニ抗告狀ヲ差出シテ之ヲ爲ス

第四百五十二條 抗告ハ新ナル事實及ヒ證據方法ヲ以テ其證據ト爲スコトヲ得ス

所ニ送付スルコトヲ要ス

登記官吏カ抗告ヲ理由アリトスルトキハ相當ノ處分ヲ爲スコトヲ要ス若シ登記完了ノ後ナルトキハ其登記ニ付キ異議アル旨ノ附記ヲ爲シ之ヲ登記上ノ利害關係人ニ通知シ且前項ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス

第四百五十四條 抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有セス

抗告裁判所ハ抗告ニ付キ決定ヲ爲ス前登記官吏ニ假登記ヲ命スルコトヲ得

第四百五十五條 抗告裁判所カ抗告ヲ理由アリトスルトキハ決定ヲ以テ登記官吏ニ相當ノ處分ヲ命スルコトヲ要ス

抗告裁判所ハ登記上ノ利害關係人ニ決定ノ謄本ヲ送達スルコトヲ要ス

第四百五十六條 抗告裁判所ノ決定ニハ理由ヲ附スルコトヲ要ス

第四百五十七條 登記官吏カ抗告裁判所ノ命令ニ依リテ登記ヲ爲ストキハ命令ヲ爲シタル裁判所ノ命令ノ年月日、命令ニ依リテ登記ヲ爲ス旨及ヒ登記ノ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第四百五十八條 抗告裁判所ノ決定ニ對シテハ法律ニ違背シタル決定ナルコトヲ理由トスルトキニ限り抗告ヲ爲スコトヲ得

第四百五十九條乃至第五百五十七條ノ規定ハ前項ノ抗告ニ之ヲ準用ス

第五百十九條 送達ニ付テハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用シ抗告ノ費用ニ付テハ非訟事件手續ノ規定ヲ準用ス

附 則

第六十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（此期日ハ三十二年勅令第三百三十號ヲ以テ同年六月十六日ト定メラル）

第六十一條 明治十九年法律第一號登記法中地所及ヒ建物ノ登記ニ關スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第六十二條 明治六年第十八號布告地所買入書入規則又ハ同年第四百十八號布告建物買入規則ニ從ヒテ公證ヲ經タル證書面ノ權利ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ一年內ニ債權者ヨリ其登記ヲ申請セサルトキハ其權利ハ公證ノ效力ヲ失フ

前項ノ規定ニ從ヒテ登記シタル權利ノ順位ハ公證ノ順位ニ依ル

第六十三條 本法施行前ニ登記シタル不動産ニ付キ本法施行ノ後登記ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ其登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載シ其左側ニ而登記番號ヲ記載シ表示欄ニ不動産ノ表示ヲ移シ相當順位番號欄及ヒ項欄ニ舊登記簿ノ用紙中抹消ニ係ラサル番號及ヒ項ヲ移シ舊登記簿ノ用紙中抹消ニ移シタル番號及ヒ項ヲ抹スルコトヲ要ス

第六十四條 本法ノ施行ニ關スル細則ハ司法大臣之ヲ定ム

● 不動産登記法施行細則

（明治二十二年五月十二日）
（司法省令第十一號）

不動産登記法施行細則左ノ通相定ム
不動産登記法施行細則

第一章 登記ニ關スル帳簿

第一條 土地登記簿ハ附錄第一號雜形ニ依リ建物登記簿ハ附錄第二號雜形ニ依リ地方裁判所ニ於テ之ヲ調製スヘシ

第二條 共同人名簿ハ土地及ヒ建物共同人名簿ノ二種トス
共同人名簿ハ登記簿ヲ分設シタル區畫ニ從ヒ別冊ト爲ス但便宜ニ依リ之ヲ合綴スルコトヲ得
共同人名簿ヲ合綴シタル場合ニ於テハ登記簿ヲ分設シタル區畫毎ニ見出ヲ附スヘシ

第三條 土地共同人名簿ハ附錄第三號雜形ニ依リ建物共同人名簿ハ附錄第四號雜形ニ依リ地方裁判所ニ於テ之ヲ調製スヘシ

第四條 登記簿及ヒ共同人名簿ハ登記所ノ請求ニ因リ地方裁判所長之ヲ交付スヘシ
登記所ハ翌年中ニ必要ナル帳簿ノ冊收及ヒ各冊ノ枚數ヲ見積リ毎年十一月中ニ請求ヲ爲スヘシ但區裁判所出張所ノ帳簿ハ管轄區裁判所ヨリ之ヲ請求スヘシ
豫定外ニ帳簿ノ必要ヲ生シタルトキハ臨時其請求ヲ爲スコトヲ得

第五條 登記簿及ヒ共同人名簿ノ用紙ニハ豫メ丁數ヲ記入スヘシ
第六條 土地登記簿見出帳ハ附錄第五號雜形ニ依リ土地分合登記見出帳ハ附錄第六號雜形ニ依リ建物登記見出帳ハ附錄第七號雜形ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第七條 土地登記見出帳ニハ土地番號ヲ逐ヒ豫メ各筆ノ見出欄ヲ設ク設キ登記用紙ニ登記番號ヲ記載スル毎ニ其登記用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數、丁數及ヒ登記番號ヲ記入スヘシ

第八條 土地分合登記見出帳ニハ豫メ一ノ部ヨリ九ノ部マテヲ設ク置キ土地ノ分合ニ關スル登記ヲ爲スルニ其土地ノ番號ノ頭字ニ依リ相當ノ部（十百千ノ數ヲ冠スルモノハ一ノ部ニ記入

不動産登記法

- スルノ類)ニ土地ノ番號、登記用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數、丁數及ヒ登記番號ノ記入スルシ但土地カ合併ニ因リ二箇以上ノ番號ヲ有スルトキハ其少キ番號ノ部ニヨリ記入スヘシ
- 前項ノ記、ヲ爲シタルトキハ土地登記見出帳ノ備考欄ニ由テ記入シ其見出ラ未抹スヘシ
- 第九條 建物登記見出帳ニハ豫メ一ノ部ヨリ九ノ部マテテ設ケ置キ登記用紙ニ登記番號ヲ記スル毎ニ敷地、番號ノ頭字ニ依リ相當ノ部ニ敷地ノ番號、登記用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數及ヒ登記番號ヲ記入シ若シ建物ノ番號アルトキハ其番號ヲ記入スヘシ但敷地カ一箇以上ノ番號ヲ有スルトキハ其少キ番號ノ部ニヨリ記入スヘシ
- 第十條 登記用紙ヲ閉鎖シタルトキハ見出帳ノ備考欄ニ事由ヲ記入シ其見出ラ未抹スヘシ
- 第十一條 受附帳ハ附録第八號難形ニ依リ毎年之ヲ調製スヘシ
- 第十二條 受附番號ハ一ケ年毎ニ更新スヘシ
- 第十三條 受附帳ニ申請人ノ氏名ヲ記載スル場合ニ於テ登記權利者又ハ登記義務者カ多クナルトキハ申請書ニ掲ケタル筆頭ノ者ノミノ氏名及ヒ他ノ人員ヲ記載スルヲ以テ足ル
- 第十四條 登記所ニハ登記簿、共同人名簿、見出帳及ヒ受附帳ノ外左ノ帳簿ヲ備フ
 - 一 謄本抄本交付帳
 - 二 申請書嘱托書通知書附屬書類送達帳(三十五年司法省令第十三號ヲ以テ改正)
 - 三 圖面級込帳
 - 四 受領證原符元帳
 - 五 各種通知簿
 - 六 登記立會圖書級込帳

不動産登記法

- 七 決定原本級込帳
- 八 登記簿謄本級込帳
- 九 土地臺帳謄本
- 十 土地異動通知書類送達帳
- 十一 土地登記簿通知簿
- 十二 抗告書類級込帳
- 十三 本登記簿送交付帳
- 十四 印鑑簿
- 十五 印鑑證明書類送達帳(同上省令ヲ以テ追加)
- 十六 還納受領證級込帳(同上)
- 第十四條ノ二 前條第一號、第二號、第四號乃至第八號、第十號乃至第十三號、第十五號及ヒ第十六號ノ帳簿ハ一ケ年毎ニ別冊ト爲スヘシ(同上)
- 第十五條 申請書、嘱托書並ニ附屬書類ハ受附番號ノ順序ニ依リテ之ヲ編綴スヘシ
- 第十六條 圖書ニハ申請書受附ノ年月日、受附番號及ヒ登記番號ヲ記載、受附番號ノ順序ニ依リテ之ヲ編綴シ丁數ヲ附スヘシ
- 第十七條 不動産登記法第四十四條ノ規定ニ依リ申請書ニ添附シタル書類二通ノ内一通ハ登記所ニ之ヲ保存スヘシ
- 第十八條 第十四條第五號ノ通知簿ニハ不動産登記法第六十一條、第十三條、第七十九條第一項、第一百十條第二項、第一百二十六條第一項、第一百五十三條第一項及ヒ本令第六十二條第

不動産登記法

一項、第六十三條第一項、第六十九條ノ通知事項、通知ヲ受クル者及ヒ通知ヲ發スル年月日ヲ記人シ通知書ト契申スヘシ(三、五、平司法官令第十三號ヲ以テ改正)

第二十條 事變ヲ避ルル爲メ登記簿又ハ其附屬書類ヲ登記外ニ持出シタルトキハ登記官吏ハ速ニ其旨ヲ司法大臣ニ具申スヘシ

第二十一條 裁判所又ハ豫審判事ヨリ申請書其他ノ附屬書類ヲ送付スヘキ命令又ハ囑託アリタルトキハ登記官吏ハ其關係ノ部分ニ限リ之ヲ送付スヘシ

第二十二條 登記簿ノ全部又ハ一部力滅失シタルトキハ登記官吏ハ遲滞ナク其事由、年月日、滅失セシ登記簿ノ冊數其他不動産登記ニ第二十三條ノ告示ヲ爲スニ必要ナル事項ヲ詳細ニ記載シ且回復登記期間ヲ豫定シ地方裁判所長ニ申報スヘシ但區裁判所出張所ノ申報ハ管轄區裁判所ヲ經由スヘシ

第二十三條 登記簿及ヒ其附屬書類ノ滅失スル虞アルトキハ詳細其狀況ヲ取調ヘ且處分方法ヲ具シ前條ノ例ニ準シ申報又ハ具申ヲ爲スヘシ

第二十四條 登記所ニ於テ登記ニ關スル帳簿又ハ書類ヲ廢毀セントスルトキハ目録ヲ作り地方裁判所長ノ認可ヲ受クヘシ但區裁判所出張所カ認可ヲ請フトキハ管轄區裁判所ヲ經由スヘシ

第二十五條 不動産ノ所有者ハ其本籍地又ハ所在地ノ市、區、町村長(市、區、町村長ナキ地ニ於テ其職務ヲ行フ吏員)ノ證明ヲ得アル印鑑ヲ不動産所在地ヲ管轄スル登記所ニ提出スヘシ改印ヲ爲シタルトキ亦同シ

不動産ヲ所有スル法人又ハ外國會社ノ代表者ハ法人又ハ外國會社ノ登記ニ關シ印鑑ヲ提出シタル登記所ノ證明ヲ得タル印鑑ヲ不動産所在地ヲ管轄スル登記所ニ提出スヘシ但法人又ハ外國會社ノ登記ニ關シ印鑑ヲ提出シタル登記所ト不動産所在地ヲ管轄スル登記所ト同一ナルトキハ此限ニ在ラス

第二十六條 印鑑ハ附錄第九號雜形ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二十七條 印鑑簿調製ノ様式及ヒ貼附ノ方法等ハ地方裁判所長之ヲ定ムヘシ

第二十八條 第二十五條ノ規定ハ官廳及ヒ公署ニハ之ヲ適用セス

第二十九條 登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ交付又ハ登記簿若クハ附屬書類ノ閲覧ヲ請求スル者ハ申請書ヲ提出スヘシ

代理人カ前項ノ請求ヲ爲ストキハ申請書ニ其權限ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第三十條 土地登記簿謄本ノ交付又ハ土地登記簿若クハ附屬書類ノ閲覧ヲ請求スル場合ニ於テハ其申請書ニ左ノ事項ヲ記載シ申請人署名捺印ヘシ但閲覧ヲ請求スル申請書ニハ利害ノ關係アル事由ヲ記載シ又ハ其事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

一 土地所在ノ郡、市、區、町村、字及ヒ土地ノ番號

二 手数料ノ金額

三 登記所ノ表示

四 年月日

第三十一條 土地登記簿抄本ノ交付ヲ請求スル場合ニ於テハ其申請書ニ前條ニ掲シタル事ノ外抄本ノ交付ヲ請求スル部分ヲ記載シ申請人署名捺印スヘシ

第三十二條 前二條ノ規定ハ建物登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ交付又ハ建物登記簿若クハ附屬書類ノ閲覧請求ニ之ヲ準用ス但建物ノ番號アルトキハ申請書ニ其番號ヲ記載スヘシ

第三十三條 不動産登記法第二十一條第二項ノ郵送料ハ郵便切手ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第三十四條 登記官吏方第二十九條ノ申請書ヲ受取リタルトキハ受附帳ニ請求ノ目的、申請人ノ氏名、受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シタル上受附番號ノ順序ニ從ヒテ相當ノ處分ヲ爲スヘシ

第三十五條 登記簿ノ謄本ハ登記簿ト同一様式ノ用紙ヲ以テ之ヲ作り其末尾ニ左ノ謄證又サ記載シタルモノヲ添附シシ契印ヲ爲シ登記官吏之ニ年月日ヲ記載シテ署名捺印シ且登記所ノ印ヲ捺捺スヘシ

此謄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ謄證ス

前項ノ規定ハ登記簿ノ抄本ニ之ヲ準用ス但抄本用紙ハ美濃紙紙ヲ用ユヘシ

第三十六條 登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ交付スルトキハ謄本交付帳ニ謄本又ハ抄本ノ區別、交付ノ年月日及ヒ申請人ノ氏名ヲ記載シ謄本又ハ抄本ト契印スヘシ

前項ノ規定ハ登記簿ノ謄本サ他ノ登記所ニ移送スル場合ニ之ヲ準用ス

第三十七條 登記簿又ハ附屬書類ノ閲覧ハ登記官吏ノ面前ニ於テ之ヲ爲サシムヘシ

第三十七條ノ二 土地產權謄本及ヒ印鑑簿ハ永久ニ之ヲ保存スヘシ

受附帳、登記立會簿謄證込帳、登記簿謄本謄證込帳及ヒ土地異動通知書謄證込帳ハ十年間之ヲ保存スヘシ

決正原本級込帳、抗告書類級込帳及ヒ印鑑證明書級込帳ハ五年間之ヲ保存スヘシ

謄本抄本交付帳、受領証原符元帳、各種通知簿、土地登記所通知簿、本登記所謄證交付帳及ヒ謄納受領證級込帳ハ三年間ヲ保存スヘシ

前三項ノ帳簿ノ保存期間ハ當該年度ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス(三十五年司法省令第十三號ヲ以テ本條追加)

第二章 登記申請ノ手續

第三十八條 登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其登記ヲ申請スルニ必要ナル事項ノ外登録代額ヲ記載スヘシ但登録費法第二條第一號乃至第十七號ノ登記ニ付テハ課税標準ノ價格ヲ記載スヘシ

第三十九條 申請書方數葉ニ涉ルトキハ申請人ハ每葉ノ綴目ニ契印スヘシ但登記權利者又ハ登記義務者方多數ナルトキハ其一人ノ契印ヲ以テ足ル

第四十條 登記原因ヲ證スル書面方初ヨリ存在セス又ハ之ヲ提出スルコト能ハサルトキハ申請書ニ其旨ヲ記載スヘシ

第四十一條 不動産カ數箇ノ登記所ノ管轄地ニ跨カル場合ニ於テ裁判所ノ指定シタル管轄登記所ニ登記ヲ申請スルトキハ申請書ニ裁判ノ謄本ヲ添附スヘシ

第四十二條 不動産登記ノ第二百二十八條又ハ第二百三十條ノ規定ニ依リテ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テ登記ヘキ權利ノ目的タル不動産カ建物ナルトキハ申請書ニ圖面ヲ添附スヘシ

第四十三條 建物ノ圖面ニハ不動産登記法第三十六條第一號、第二號及ヒ第三十七條ノ規定ヲ

ル事項及ヒ敷地ノ方位並ニ建ノ形状、間尺、位置ヲ記載シテ申請人署名捺印スヘシ
圖面ハ總テ索引、番字ト爲シ若シ登記ノ目的外ナル建物アルトキハ其圖ハ索引、番字ト爲シ
ヘシ

圖面ハ美濃紙ヲ以テ之ヲ繪製スヘシ

第四十四條 登記ノ因及ヒ登記ノ目的カ同一ニシテ且登記稅法第二條第一項第十號又ヒ第十
二號乃至第十六號ノ規定ニ依リ登記稅ヲ納付スヘキ場合ニ於テ該圖 登記所ノ管轄内ニ在ル
敷箇ノ不動產ニ關スル權利ノ登記ヲ申請スルトキハ最初ニ登記ヲ申請スル登記所ニ登記稅ノ
全額ヲ納付スヘシ

前項ノ規定ニ從ヒ登記稅ヲ納付シタルトキハ登記官吏ハ登記ヲ申請スヘキ登記所ノ敷ニ應ジ
登記稅ノ受領證ヲ申請人ニ交付スヘシ但二通以上ノ受領證ヲ交付スルトキハ各通ニ番號ヲ附
スヘシ

申請人カ他ノ登記所ニ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ受領書ヲ添附スヘシ

第四十五條 不動產登記法第四十四條ノ場合ニ於テハ申請書ニ登記證書カ減六シタル旨ヲ記載
スヘシ

第四十六條 不動產登記法第四十四條ニ掲ケタル書面ニハ左ノ諸件ヲ記載シ保證人署名捺印ス
ヘシ

- 一 登記ヲ受クヘキ不動產ノ表示及ヒ登記ノ目的
- 二 登記義務者ノ人違ナキコト
- 三 保證人カ其登記所ニ於テ登記ヲ受ケタル不動產ノ表示及ヒ年月日又ハ登記番號

四 保證人ノ住所、年齢

五 年月日

第四十六條ノ二 帝國ノ臣民又ハ法人カ明治三十四年勅令第七十九號第一條第二項ニ依リ所
有權ヲ取得シタル場合ニ於テ所有權保存ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ永代價地券ノ抹消ニ
因リ所有權ヲ取得シタルモノナル旨ヲ記載スヘシ(三十四年司法省令第十七號ヲ以テ追加)

第三章 登記手續

第四十七條 登記官吏カ申請書ヲ受取リタルトキハ遲滯ナク申請ニ關スル總テノ事項ヲ調査ス
ヘシ

第四十八條 登記番號ハ不動產登記法施行ノ日ヨリ更ニ新ナル番號ヲ附スヘシ

第四十九條 表示欄ニ登記ヲ爲シタルトキハ表示番號欄及ヒ表示欄ニ縦線ヲ劃シ事項欄ニ登記
ヲ爲シタルトキハ順位番號欄及ヒ事項欄ニ縦線ヲ劃シテ餘白ト分界スヘシ

假登記ヲ爲シタルトキハ事項欄ノヨミニ縦線ヲ劃シ其左側ニ本登記ヲ爲シ得ヘキ相當ノ餘白ヲ
存シタル上順位番號欄及ヒ事項欄ニ縦線ヲ劃スヘシ

第五十條 登記ノ申請書ニ圖面ヲ添附シタル場合ニ於テハ登記用紙中表示欄ニ爲シタル登記ノ
末尾ニ圖面給込帳ノ冊數及ヒ丁數ヲ記載スヘシ

第五十一條 申請書ニ記載シタル代理人ノ氏名、住所ハ登記簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要セス

第五十二條 不動產登記法第七十六條第一項ノ場合ニ於テハ新用紙中登記番號ノ左側ニ番號
ノ第二ナルコトヲ附記シ前用紙中登記番號ノ左側ニ第一ノ文字ヲ追記スヘシ

前項ノ規定ハ第三以下ノ總適用ル場合ニ之ヲ準用ス

五十三條 不動產登記 第五 一條ノ規定ニ依リ共同人名簿ニ記載ナラスニ 番號欄、番號ヲ記載シ氏ノ、住所欄 登記權利者又ハ登記義務者ノ全員ノ氏名、住所ヲ記載、豫備欄、登記番號、申請書受附ノ年月日受附番號及ヒ順位番號ヲ記載シテ登記官直捺印スヘシ

第五十四條 共同人名簿ニ登記權利者、ハ登記義務者ノ氏名、住所等ヲ記載シタルトキハ氏名住所欄及ヒ持分欄ニ於ケル縦線ヲ番號欄及ヒ豫備欄ニ延長シテ餘白ト分界スヘシ

登記原因ニ持分ノ定ナキトキハ持分欄ニハ朱線ヲ交叉スヘシ

第五十五條 共同人名簿ニ記載シタル登記權利者又ハ登記義務者ノ氏名、住所ノ變更又ハ持分ノ移轉若クハ變更ニ付キ登記簿ニ登記ヲ爲シタルトキハ人名簿中豫備欄ニ登記ノ日付タル新ナル事項、申請書受附ノ年月日受附番號及ヒ順位番號ヲ記載シ登記官直捺印シ前ニ記載シタル事項ヲ朱抹スヘシ

第五十六條 前條ノ場合ニ於テ豫備欄ニ餘白ナキトハ新ニ番號欄ニ前番號ヲ轉寫シ其左側ニ第二ノ文字、前番號ノ川紙ヲ綴綴セル共同人名簿ノ冊數、丁數及ヒ其綴綴川紙ナルコトヲ記載シ氏名、住所欄ニ登記權利者又ハ登記義務者ノ氏名ノミナ記載シ持分欄ニハ朱線ヲ交叉シ豫備欄ニ登記ノ日付タル新ナル事項、申請書受附ノ年月日、受附番號及ヒ順位番號ヲ記載シ登記官直捺印スヘシ

前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ前川紙ノ番號ノ左側ニ第一ノ文字、綴綴川紙ヲ綴綴セル共同人名簿ノ冊數、丁數及ヒ之ニ綴綴スル旨ヲ記載スヘシ

前二項ノ規定ハ第三以下ノ綴綴用紙ヲ設ケル場合ニ之ヲ準用ス

第五十七條 共同人名簿ニ記載ヲ爲シタル場合ニ於テハ登記用紙中相當區事項欄ニ爲シタル記

記ノ末尾ニ共同人名簿ニ於ケル番號ヲ記載スヘシ

第五十八條 登記 タル權利ノ順位ヲ讓渡シ又ハ拋棄シタル場合ニ於テ變更登記ヲ爲シタルトキハ其權利ノ登記 順位番號ノ左側ニ變更登記ノ順位番號ヲ記載スヘシ

第五十九條 附記登記ヲ爲シタルトキハ主登記ノ順位番號ノ左側ニ附記番號ヲ記載スヘシ

第六十條 登記簿ノ全部又ハ一部ヲ滅失シタルニ因リ登記回復ノ登記ヲ爲シタルトキハ前登記ノ登記簿ニ不動產登記法第六十條第一項ノ手續ヲ爲シタル上之ニ申請人ニ交付スヘシ

第六十一條 土地臺帳所管廳ヨリ土地ノ異動ニ關スル通知アリタル場合ニ於テ其土地カ既登記ナルトキハ見出帳中相當欄ニ其通知書ヲ綴綴セル土地異動通知書綴綴ハ帳ノ冊數及ヒ丁數ヲ記シ其土地カ未登記ナルトキハ土地臺帳簿本ノ別冊ニ其土地ニ關スル事項ヲ記載シ豫備欄ニ土地臺帳簿本原簿ノ何冊何行何丁第何行ヨリ移シタル旨ヲ記入シ土地臺帳簿本原簿ノ備考欄ニハ別冊第何冊何丁第何行ニ移シタル旨ヲ記入スヘシ

異動ノ通知ヲ受ケタル既登記ノ土地ニ付キ其異動ニ關シ變更登記ヲ爲シタルトキハ見出帳中其異動ニ關シ土地異動通知書ノ冊數、丁數欄ニ爲シタル記入ヲ朱抹スヘシ

第六十二條 不動產カ數箇ノ登記所、管轄地ニ跨カル場合ニ於テ裁判所ノ指定ニ因リ登記ヲ爲シタルトキハ登記所ハ速ニ其旨ヲ前ノ登記所ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ見出帳中備考欄ニ其通知事項ヲ記入スヘシ

第六十三條 地ノ權ノ變更又ハ消滅ノ登記ヲ爲シタル場合ニ於テ其要領地カ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキハ遲滞ナク其登記所ニ變更又ハ消滅ノ事由及ヒ申請書受附ノ年月日ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ邊滯ナク要役地タル不動産ノ登記用紙中相當事項間ニ通知ヲ受ケタル事項ヲ記載スヘシ

第六十四條 登記用紙ヲ閉鎖スルニハ表示欄ニ閉鎖ノ事由及ヒ其年月日ヲ記載シ登記官ハ捺印シ不動産ノ表示表示番號及ヒ登記番號ヲ朱抹スヘシ

第六十五條 不動産登記法第四十七條第二項ノ規定ニ依リ受領證ヲ交付スル場合ニ於テ登記官ハ利者又ハ登記義務者カ多數ナルトキハ申請書ニ掲ケタル筆頭ノ者ノミノ氏名及ヒ他ノ人員ヲ記載スルヲ以テ足ル

第六十六條 不動産登記法第四十七條第二項ノ受領證ハ登記簿簿ヲ交付スルトキ之ヲ還納セシムヘシ

還納ヲ受ケタル受領證ハ之ヲ保存スヘシ

第六十七條 不動産登記法第十二條第二項ノ調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 申請人ノ氏名、住所
- 二 申請人カ登記官吏ナルコト又ハ登記官吏ノ妻若クハ登記官吏ノ四親等内ノ親族ナルコト
- 三 登記ヲ爲スヘキ不動産ノ表示及ヒ登記ノ目的
- 四 申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號
- 五 立會人ノ氏名、住所及ヒ筆頭
- 六 立會人カ其登記所ニ於テ登記ヲ受ケタル不動産ノ表示及ヒ年月日又ハ登記番號

第六十八條 不動産登記法第十一條第一項ノ通知ニハ土地所在ノ郡、市、區、町、村、字、土

地ノ番號、地目、段別若クハ坪數、申請書受附ノ年月日、登記ノ目的及ヒ申請人ノ氏名、住所ヲ記載スヘシ

前項ノ通知ハ登記ヲ完了シタル日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スヘシ但地租納期終盡ノ前十日内ハ其都度通知ヲ爲スヘシ

第六十九條 登記官吏カ不動産登記法第二十九條、第三十一條又ハ第三百三十三條ノ規定ニ依リ登記ヲ爲シタルトキハ不動産ノ表示、登記原因、其日附、登記權利者ノ氏名、住所、登記ノ目的及ヒ登記簿、旨ヲ不動産ノ所有者ニ通知スヘシ但第三百三十一條又ハ第三百三十三條ノ規定ニ依リ登記ヲ爲シタル場合ニ於テハ所有權以外ノ權利者ニモ其通知ヲ爲スヘシ

第七十條 不動産登記法第六十一條、第六十三條、第七十五條第一項及ヒ前條ノ通知ハ郵便其他便宜ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第七十一條 不動産登記法第九條第一項ノ場合ニ於テハ登記簿ノ表紙ニ管轄ノ變更、リタルコト及ヒ其年月日ヲ記載シ其表紙ニ表載シタル登記所ノ名稱ヲ變更スヘシ

同法第五十九條ノ場合ニ於テハ登記簿ノ表紙ニ行政區畫又ハ其名稱ノ變更アリタルコト及ヒ其年月日ヲ記載シ其表紙ニ記載シタル行政區畫又ハ其名稱ヲ變更スヘシ

第七十一條ノ二 第四十六條ノ二ノ申請アリタル場合ニ於テ永代借地登記簿ノ用紙中永代借地權ヲ目下トスル他ノ權利ニ關スル登記アリテハ登記カ未タ抹消ニ係ラサルトキハ登記官吏ハ普通登記簿ニ所有權ノ登記ヲ爲シタル上他ノ權利ニ關スル登記ヲ移スヘシ(三十四年司法省令第十七號ヲ以テ追加)

第七十一條ノ三 前條ノ規定ニ依リ他ノ權利ニ關スル登記ヲ普通登記簿ニ移ストキ又ハ永代借

地ノ上ニ存スル建物ニ關スル登記ヲ普通登記簿ニ移ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ五登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號・記載シ其左側ニ前登記番號・記載ノヘシ
前項ノ場合ニ於テハ表示欄及ヒ事項欄・移シタル登記ノ末尾ニ前登記簿第何冊何丁ヨリ移シタル旨及ヒ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スヘシ(同上)

附 則

第七十二條 不動產登記法第六十三條ノ規定ニ依リ舊登記簿ヨリ登記ヲ移シタルトキハ表示欄及ヒ事項欄ニ移シタル登記ノ末尾ニ舊登記簿第何冊第何丁ヨリ移シタル旨及ヒ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スヘシ

前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ舊登記簿及題部取消欄ニ新登記簿第何冊第何丁ニ移シタル旨・新登記番號及ヒ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スヘシ

第七十三條 不動產登記法第六十三條ノ登記ヲ爲サザレバ不動產ニ付キ其滅失又ハ其不動產ニ關スル權利ノ抹消ノ登記ノ申請アリタルトキハ舊登記簿ニ其登記ヲ爲スヘシ(三十二年司法省令第五十四號ヲ以テ改正)

第七十四條 受附番號ハ明治三十二年分ニ限リ六月十六日ヨリ之ヲ更新シ十二月三十一日ニ止ムヘシ

第七十五條 舊登記簿ノ謄本ハ舊謄本用紙ヲ以テ之ヲ作成スヘシ

第七十六條 明治二十六年(三月)司法省令第三號ニ依リ既ニ印鑑ヲ提出シタル者ハ更ニ之ヲ提出スルコトヲ要セス
(附錄樣式略ス)

● 地所質入書入規則

(明治六年一月) 布告第十八號

第十一條 地所ハ勿論地券ノミタリトモ外國人ハ質買質入書入等致シ金子請取又ハ借受公債一切不相成候也(明治三十一年法律第一號民法施行法第九條ヲ以テ本條ヲ除ク外廢止ス)

● 地所建物船舶質入書入ニ關スル舊公証簿等保存期間ノ件

(明治二十五年七月二十四日) 司法省令第二十號

地所建物船舶質入書入ニ關スル舊公証簿其他之ニ屬スル帳簿及ヒ書類ハ明治三十六年十二月三十一日マテ之ヲ保存スヘシ

● 利息制限法

(明治十年九月) 布告第六十六號

第一條 凡ソ金銀貸借上ノ利息ヲ分テ契約上ノ利息ト法律上ノ利息トス

第二條 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利息ニシテ元金百圓以下ハ一ケ年ニ付日分ノ二十(二割)ノ圓以上千圓以下自分ノ十五(一割五分)千圓以上百圓ノ十一(一割二分)以下トシ若シ此制限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ

第三條 (民法施行法第五十二條ヲ以テ削除)

第四條 第二條ニ依リ定限利息ノ外總テ人民相互ノ契約ヲ以テ金銀利率等ノ名目ヲ用ル者アトモ總テ裁判上無効ノ者トス

第五條 返還期限ヲ違フルトキハ負債主ヨリ債主ニ對シ若干ノ償金罰金違約金料等ヲ差出ス
 ヘキコトヲ約定スルコトアルモ概シテ損害ノ補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事實受ケル
 ル損害ノ補償ニ不當ナリト思獄スルトキハ之レニ相當ノ減少ヲ爲スコトヲ得(商法施行法第
 百十七條參看)

●不動產及商業登記簿本抄等ノ手数料(明治三十二年五月十三日)

(司法省令第一四號)

- 土地登記簿、建物登記簿及ヒ商業登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ請求等ニ關スル手数料左ノ通相定ム
- 第一條 不動產登記ハ第二十一條又ハ非訟事件手續法第四百四十二條ノ規定ニ依リ登記簿ノ謄本
 又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者ハ其用紙一枚ニ付キ手数料金十錢ヲ納ムヘシ但一枚ニ滿タサル
 モノト雖モ仍ホ之ヲ一枚ニ計算ス
 - 第二條 不動產登記ハ第二十一條ノ規定ニ依リ登記簿又ハ其附屬書類ノ閲覧ヲ請求スル者ハ手
 料金十錢ヲ納ムヘシ
 - 第三條 非訟事件手續法第四百四十三條ノ規定ニ依リ登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記
 ナキコトノ證明ヲ請求スル者ハ每一件手数料金十錢ヲ納ムヘシ
 - 第四條 明治三十二年司法省令第十三號ハ二十七條ノ規定ニ依リ商業登記ニ付キ登記簿謄本ノ交
 付ヲ請求スル者ハ手数料金五錢ヲ納ムヘシ
 - 第五條 手数料ハ收入印紙ヲ申請書ニ貼附シテ之ヲ納ムヘシ
 - 第六條 第一條乃至第三條ノ規定ハ官吏又ハ公吏カ政府ノ利益ノ爲メ其職務ヲ以テ請求スル
 場合ニハ之ヲ適用セス

●外國人ノ抵當權ニ關スル件

(明治三十二年三月十五日)
 (法律第六十七號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル外國人ノ抵當權ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 土地ノ抵當權者ナル外國人カ増價競買ヲ請ハスルハ若シ競買ニ於テ第一取得者カ提供シタル
 金額ヨリ十分ノ一以上高價ニ抵當不動産ヲ賣却スルコト能ハサレトキハ提供金額十分ノ一ヲ
 加ヘタルモノト競買價額トノ差額ヲ負擔スヘキ旨ヲ附言スルコトヲ要ス

●法人設立ニ關スル件

○內務省令 明治三十二年四月二十八日 第十號

第一條 社團又ハ財團ニシテ民法第三十四條ニ依リ之ヲ法人ト爲スニ付內務大臣ノ許可ヲ要ス
 ルモノハ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由シ其ノ申請書ニ通テ差出スヘシ其ノ許可ヲ得
 テ設立シタル法人及民法施行法第十九條ノ法人ニ於テ內務大臣ノ認可ヲ要スル場合亦同シ
 第二條 前條ノ法人ヨリ內務大臣ニ差出スヘキ願届書ハ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由
 スヘシ

○內務省令

明治三十三年八月一日
 第三十九號

宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ヲ目的トスル法人ノ設立等ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如

第一條 宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ヲ目的トスル社團又ハ財團ヲ設人ト爲カントスルトキハ設立者ハ定款又ハ寄附行爲ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ差出スヘシ

一 宗教ノ名稱及所屬教派宗派ノ名稱

二 儀式及布教ノ方法

三 布教者ノ資格及選定方法

四 信徒ト法人ノ關係

五 信徒及社員タルヘキ者ノ員數

六 宗教ノ用ニ供スル堂宇、教會所、會堂、説教所又ハ講義所ノ類ヲ備フルモノニ在テハ其名稱、所在地及設立許可ノ年月日

第二條 前條ノ法人カ前條第一項第一號又ハ第四號ノ事項ヲ變更シタルトキハ直ニ届出ツヘシ

第三條 第一條ノ法人カ第一條第一項第二號又ハ第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ認可ヲ受クヘシ

前項ノ規定ニ違背シタルトキハ民法第七十一條ニ依リ其設立ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第四條 本令ニ依リ書面ヲ差出ス場合ニ於テ神佛道ノ教派又ハ宗派ニ屬スルモノニアリテ凡ヘテ管長ノ添替ヲ付スヘシ

○司法省令 明治三十三年八月十日 第三十二號

第一條 社團又ハ財團ニシテ民法第三十四條ニ依リ之ヲ法人ト爲スニ付司法大臣ノ許可ヲ要スルモノハ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由シ其ノ申請書ニ通テ差出スヘシ其許可ヲ得

設立シタル法人及民法施行法第十九條ノ法人ニ於テ司法大臣ノ認可ヲ要スル場合亦同シ

第二條 前條ノ法人ヨリ司法大臣ニ差出スヘキ願届書ハ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スヘシ

○文部省令 明治三十二年八月十六日 第三十九號

文部大臣ノ主管ニ屬スル法人ノ設立及監督ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條 民法第三十四條ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ得テ社團又ハ財團ヲ法人ト爲サントスルトキハ其、設立者ニ於テ社團ニ在リテハ定款、資産ノ總額及社員ノ員數、財團ニ在リテハ寄附行爲及資産ノ總額ヲ具シ申請書ヲ文部大臣ニ差出スヘシ

第二條 法人ノ設立者及法人ヨリ文部大臣ニ差出スヘキ書類ハ總テ其ノ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スヘシ

地方長官ニ於テ前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ詳查ノ上以テ附シテ進達スヘシ

第三條 法人ハ其ノ設立ノ許可若ハ民法施行法第十九條ノ認可ヲ得タルトキハ左ニ掲ケル事項ヲ滞滞ナク地方長官ニ報告スヘシ其ノ第一號及第二號ノ事項中ニ變更ヲ生シタル場合亦同シ

一 定款又ハ寄附行爲

二 理事及監事ノ氏名、住所

三 財産目録及社團法人ニ在リテハ社員ノ員數

第四條 法人ハ毎年四月三十日マテニ社團法人ニ在リテハ財産目録及社員ノ員數、財團法人ニ在リテハ財産目録ヲ地方長官ニ差出スヘシ但シ其ノ事業年度ヲ設クルモノハ其ノ年度ノ終ヨリ

三十日以内ニ之ヲ差出スヘシ

第五條 地方長官ハ法人ノ業務ヲ監督スヘシ

第六條 地方長官ハ法人ヨリ監督上必要ナル報告ヲ徴シ又ハ實地ニ就キ其ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第七條 地方長官ハ法人ニ於テ民法第七十一條又ハ民法施行法第二十三條ニ該當スル行為アリト認メタルトキハ其ノ事由ヲ詳具シテ文部大臣ニ報告スヘシ

附則

第八條 本令施行前設立ノ許可若ハ民法施行法第十九條ノ認可ヲ得タル法人ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第三條ノ事項ヲ地方長官ニ報告スヘシ

○農商務省令 明治三十二年一月四日 第一號

第一條 農商務省ノ主管ニ屬スル社團又ハ財團ニシテ民法第三十四條ノ規定ニ依リ法人トシテ設立スルノ許可ヲ得ントスルモノハ其主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由シテ農商務大臣ニ申請スヘシ

第二條 前條ノ手續ヲ經テ設立シタル法人ヨリ農商務大臣ニ願出又ハ届出ヲナストキハ總テ其主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スヘシ

●失火ノ責任ニ關スル件 (明治三十二年三月七日) 法律第四十號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル失火ノ責任ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

民法第七百九條ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

●地上權ニ關スル件 (明治三十三年三月二十六日) 法律第七十二號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル地上權ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 本法施行前他人ノ土地ニ於テ工作物又ハ竹木ヲ所有スル爲其ノ土地ヲ使用スル者ハ地上權者ト推定ス

第二條 第一條ノ地上權者ハ本法施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ本法施行前ニ善意ニテ取得シタル者ノ權利ヲ害スルコトナシ

●殖林ノ爲設定シタル地上權登記ニ關スル件 (明治三十三年三月三十日) 法律第七十九號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル殖林ノ爲設定シタル地上權登記ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

不動産登記法施行前ニ殖林ノ爲設定シタル地上權ノ登記ハ本法施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ限り地上權者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ申請ヲ爲スニハ其ノ權利ヲ有スルコトヲ證明スルニ足ルヘキ書面ヲ添付スルコトヲ要ス

●相續人曠缺ノ場合ニ於テ國庫ニ歸屬シタル財産ノ引渡ニ

關スル件

(明治三十三年十二月七日) 勅令第四百九號

朕相續人曠缺ノ場合ニ於テ國庫ニ歸屬シタル財産ノ引渡ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 相續人曠缺ノ爲メ國庫ニ歸屬シタル財産ノ引渡ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 農商務省訓令 明治三十四年一月十九日 北海道的 府縣 大林區署
 相續人曠缺ノ爲メ國庫ニ歸屬シタル財産中森林原野ハ明治三十三年勅令第四百九號ニ依リ其引
 渡ヲ受ケタル地方行政官廳ニ於テ遲滯ナク地籍所管ノ大林區署ニ引渡スヘシ
 地籍所管ノ大林區署ハ地方行政官廳ヨリ森林原野ノ引渡ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク登帳ニ登録
 スヘシ
 民法ノ規定ニ依ル遺言ノ確認ニ關スル件 (明治三十三年二月六日) 法律第三十三號
 朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル民法第七十九條及第八十一條ノ規定ニ依ル遺言ノ確認ニ關スル
 法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 第一條 民法第七十九條ノ規定ニ依リ軍人軍屬ノ爲シタル遺言ノ確認ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ
 請求スヘシ

民法ノ規定ニ依ル遺言ノ確認ニ關スル件

(明治三十三年二月六日) 法律第三十三號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル民法第七十九條及第八十一條ノ規定ニ依ル遺言ノ確認ニ關スル
 法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 第一條 民法第七十九條ノ規定ニ依リ軍人軍屬ノ爲シタル遺言ノ確認ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ
 請求スヘシ

一 陸軍ニ在リテハ遺言當時遺言者ノ屬シタル陸軍官衙團隊ノ軍法會議ノ理事又ハ遺言者ノ
 シタル地ヲ管轄スル陸軍軍法會議ノ理事ニ請求スヘシ若シ其ノ軍法會議ノ設置ナク若シ陸軍
 ラレタル場合ニ於テハ遺言者ノ住所又ハ相續開始地ヲ管轄スル陸軍軍法會議ノ理事ニ請
 求スヘシ

二 海軍ニ在リテハ遺言當時遺言者ノ屬シタル海軍官衙團隊所在地又ハ其ノ附近ノ軍法會議
 ノ主理ニ請求スヘシ若シ遺言者ノ屬シタル海軍官衙團隊ニ於テハ其ノ附近ノ軍法會議
 ノ主理ニ請求スヘシ

第二條 民法第八十一條本文ノ場合ニ該當スル遺言ノ確認ハ便宜海軍軍法會議
 スヘシ

第三條 民事訴訟法裁判所職員ノ除斥人證明ニ關スル規定非訟事件ノ規定ニ從ヒテ
 條第十一條第十二條第十四條第十七條第十九條第三十二條第三十三條第三十四條第三十五條
 訴訟費用法ノ規定ハ本法ノ事件ニ之ヲ準用シ其ノ規定中地籍所管ノ理事ニ關スル職務ハ理事又
 ハ主理之ヲ行ヒ書記ニ關スル職務ハ録事之ヲ行フ但シ上訴ニ關スル規定ハ準用ノ限ニ在ラス

永代借地權ニ關スル件

(明治三十四年九月二十一日) 法律第三十九號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル永代借地權ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 政府ノ永代借地券ヲ以テ外國人又ハ外國法人ノ爲ニ假定シタル永代借地權ハ之物權
 トシ民法中所有權ニ關スル規定ヲ準用ス

永代借地權ハ民法ノ規定ニ從ヒ他ノ權利ノ目的タルコトヲ得

地券、條約又ハ法令ニ別段ノ定メアル場合ニハ前二項ノ規定ヲ適用セス
第二條 永代借地權ノ移轉アリタルトキハ其ノ土地ノ所在地ヲ管轄スル地方廳ニ於テ地券ニ其ノ旨ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三條 示永代借地權又ハ之ヲ目的トスル權利ニ關スル登記ニ付テハ登録稅ヲ課セス

第四條 永代借地權又ハ之ヲ目的トスル權利ニ關スル登記及永代借地ノ上ニ存スル建物ニ關スル登記ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

附 則

第五條 本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條 民法施行法第四十五條ノ規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第七條 永代借地權又ハ之ヲ目的トスル權利ヲ本法施行前ニ地上權又ハ之ヲ目的トスル權利トシテ登記セラルタルモノハ永代借地權又ハ之ヲ目的トスル權利トシテ登記セラルモノト同一ノ效力ヲ有ス

●永代借地權ニ關スル件 (明治三十四年九月二十日勅令第百七十八號)

朕永代借地權ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 永代借地ノ所在地ヲ管轄スル地方廳ニ於テ永代借地權ノ移轉ヲ地券ニ記載スルコトノ申請ヲ受ケタルトキ又ハ永代借地權ニ關スル届出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ永代借地ノ所在地ヲ管轄スル登記所ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ
永代借地權ノ移轉ニ關スル通知ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ通知書ニ永代借地券ノ謄本ヲ添附ス

ヘシ但シ既ニ通知ヲ爲シタル永代借地ニ關シ更ニ通知ヲ爲ス場合ニ於テハ地券ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要セス此ノ場合ニ於テハ通知書ニ永代借地ノ表示、當事者ノ氏名、國籍、住所、權利移轉ノ原因及其ノ年月日ヲ記載スヘシ

第二條 永代借地及永代借地ノ上ニ存スル建物ノ登記ニ付テハ特別ノ登記簿ヲ設ケ之ヲ登記所ニ備フヘシ

第三條 登記簿ハ永代借地登記簿及永代建物登記簿ノ二種トス

第四條 永代借地登記簿ハ其ノ一用紙ヲ登記番號欄、表部及甲乙丙丁戊ノ五區ニ分テ尙表裏部ニ表示欄、表示番號欄ヲ設ケ各區ニ事項欄、順位番號欄ヲ設ケ

登記番號欄ニハ各永代借地ニ付登記簿、始メテ登記ヲ爲シタル順序ヲ記載ス

表示欄ニハ永代借地ノ表示ヲ爲シ及其ノ變更ニ關スル事項ヲ記載シ表示番號欄ニハ表示欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス

甲區事項欄ニハ永代借地權ニ關スル事項ヲ記載ス

乙區事項欄ニハ地上權、永小作權及此等ノ權利ヲ目的トスル他ノ權利ニ關スル事項ヲ記載ス

丙區事項欄ニハ地役權ニ關スル事項ヲ記載ス

丁區事項欄ニハ先取特權質權及抵當權ニ關スル事項ヲ記載ス

戊區事項欄ニハ賃借權ニ關スル事項ヲ記載ス

順位番號欄ニハ事項欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス

第五條 永代借地建物登記簿ハ其ノ一用紙ヲ登記番號欄、表頭部及甲乙丙丁ノ四區ニ分テ尙表裏部ニ表示欄、表示番號欄ヲ設ケ各區ニ事項欄、順位番號欄ヲ設ケ

登記番號欄ニハ各建物ニ付登記簿ニ始メテ登記ヲ爲シタル順序ヲ記載ス
 表示欄ニハ建物及附屬建物ノ表示ヲ爲シ及其ノ變更ニ關スル事項ヲ記載シ、其番號欄ニハ表
 示欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス
 甲區事項欄ニハ所有權ニ關スル事項ヲ記載ス
 乙區事項欄ニハ地役權ニ關スル事項ヲ記載ス
 丙區事項欄ニハ先取特權、質權及抵當權ニ關スル事項ヲ記載ス
 丁區事項欄ニハ賃借權ニ關スル事項ヲ記載ス
 順位番號欄ニハ事項欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス
 第六條 未登記ノ永代借地權ヲ目的トスル權利ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ永代借
 地權 證スルニ足ルヘキ書面ヲ添付スヘシ
 第七條 登記所ニ於テ永代借地權ノ移轉ニ關スル通知ヲ受ケタルトキハ其ノ永代借地權ノ既登記
 ナルト未登記ナルトテ同ハス職權ヲ以テ永代借地權移轉ノ登記ヲ爲スヘシ
 既登記ノ永代借地權ニ關スル届出ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ登記ニ變更ヲ生スヘキトキハ
 職權ヲ以テ變更ノ登記ヲ爲スヘシ
 未登記ノ永代借地權ヲ目的トスル權利ニ付登記ノ申請アリタルトキハ職權ヲ以テ永代借地權
 ノ登記ヲ爲スヘシ
 第八條 明治三十二年勅令第二百五十一號ヲ以テ定メタル期日前ニ永代借地及永代借地ノ上ニ
 存スル建物ニ關シ外國領事廳ニ於テ爲シタル登記ハ領事廳ヨリ登記簿又ハ其ノ謄本ヲ登記所
 ニ引渡シタルモノニ限リ本令ニ依リテ爲シタル登記ト同一ノ效力ヲ有ス

第九條 明治三十二年勅令第三百二十九號ニ依リ登記セラレタル不動産ニ付本令施行ノ後登記
 ヲ爲ス場合ニ於テハ本令ニ依リテ備ヘタル登記簿ノ用紙中登記番號欄ニ其ノ登記簿ニ於ケル
 登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載シ其ノ左側ニ前登記番號・記載シ表示欄ニ不動産ノ表
 示ヲ移シ相當區順位番號欄及事項欄ニ舊登記簿ノ用紙ニ爲シタル登記ヲ移シ舊登記簿ノ用紙
 ヲ閉鎖スヘシ
 前項ノ規定ハ外國領事廳ニ於テ登記セラレタル不動産ニ付本令施行ノ後登記ヲ爲ス場合ニ之
 ヲ準用ス
 第十條 永代借地權ハ他ノ名稱ニテ登記セラレタルモノト雖前條ノ規定ニ依リ登記ヲ移ス場合
 ニ於テハ之ヲ永代借地權ト記載スヘシ
 第十一條 永代借地權又ハ永代借地ノ上ニ存スル建物ノ所有權ヲ目的トスル權利ニ付登記ヲ爲
 ス場合ニ於テ登記スヘキ權利第一條又ハ第一條ノ規定ニ適合セサルトキハ登記ノ紙ノ各區中
 其ノ權利ト最モ類似スル權利ヲ登記スヘキ區ニ其ノ登記ヲ爲スヘシ
 第十二條 本令ニ規定セサル事項ニ付テハ不動産登記法ノ規定ヲ準用ス
 附 則
 第十三條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第十四條 明治三十二年勅令第三百二十九號ハ之ヲ廢止ス

●帝國ノ臣民又ハ法人永代借地權ヲ取得シタル場合ニ關
 スル件 (明治三十四年九月二十日)
 (勅令第七十九號)

朕帝國ノ臣民又ハ法人ニ於テ政府ノ永代借地券ヲ以テ外國人又ハ外國法人ノ爲ニ設定シタル永
代借地權ヲ取得シタル場合ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 帝國ノ臣民又ハ法人カ政府ノ永代借地券ヲ以テ外國人又ハ外國法人ノ爲ニ設定シタル
永代借地權ヲ取得シタルトキハ遲滞ナク其ノ土地所在地ヲ管轄スル地方廳ニ永代借地券ヲ提
出シテ抹消ヲ受クヘシ

前項ニ依リ永代借地券ノ抹消ヲ受ケタルトキハ帝國ノ臣民又ハ法人ノ其ノ土地ノ所有權ヲ取
得ス

第二條 帝國ノ臣民又ハ法人カ前條第一項ノ規定ニ依リ永代借地券ノ抹消ヲ受ケタルトキハ地
ノ所有權ヲ取得シタル場合ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第三條 第一條ノ場合ニ於テ永代借地權ヲ目的トシタル權利ヲ有スル第三者アルトキハ其ノ權
利ハ所有權ヲ目的トシタルモノトシテ存續ス

附 則

第四條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條 明治三十二年勅令第三十三號ハ之ヲ廢止ス

第六條 政府ノ永代借地券ヲ以テ外國人又ハ外國法人ノ爲ニ設定シタル永代借地權ニシテ本令
施行前帝國法人ノ取得シタルモノハ其ノ土地ニ付既ニ所有權ノ登記アリタル場合ニ除キ永代
借地權トシテ存續ス但シ第一條ニ依リ所有權ヲ取得スルコトヲ妨ケス

●永代借地及ヒ永代借地ノ上ニ有スル建物ニ關スル登記

取扱手續 (明治三十四年九月二十一日
司法省令第十五號)

永代借地及ヒ永代借地ノ上ニ有スル建物ニ關スル登記取扱手續左ノ通相定ム

第一條 永代借地及ヒ永代借地ノ上ニ有スル建物ニ關スル登記ニ付テハ本令ニ別段ノ定アルモ
ノヲ除ク外不動産登記法施行細則ノ規定ヲ準用ス

第二條 永代借地登記簿ハ附錄第一號雛形ニ依リ、永代建物登記簿ハ附錄第二號雛形ニ依リ、地方
裁判所ニ於テ之ヲ調製スヘシ

第三條 外國領事廳ノ登記簿ノ謄本及ヒ其譯文ハ之ヲ登記所ニ備フヘシ

第四條 登記ノ申請書ニ添附スル書面カ外國語ヲ以テ記載シタルモノナルトキハ申請人ハ之ニ
其譯文ヲ附スヘシ

第五條 外國領事廳ノ登記簿ノ登記簿ニ移スニハ其譯文ニ依ルヘシ

第六條 外國領事廳ノ登記簿ニ移シタルトキハ外國領事廳ノ登記簿ノ謄本及ヒ其譯文ニ登記簿
第何冊第何丁ニ移シタル旨、登記番號及ヒ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スヘシ

第七條 明治三十四年勅令第七十七號第二條ニ依リ地方廳ヨリ永代借地券ノ抹消ノ通知アリ
タルトキハ登記官吏ハ永代借地登記簿ノ用紙ヲ閉鎖スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其登記用紙申永代借地權ヲ目的トスル他ノ權利ニ關スル登記ノ用紙ハ表
示欄ニ地券抹消ノ通知アリタル旨ヲ記載シ置キ他ノ權利ニ關スル登記ニ付キ抹消ノ登
記ヲ爲シタル後又ハ所有權保存ノ登記ヲ爲スニ因リ他ノ權利ニ關スル登記ヲ普通登記簿ニ移
シタル後登記用紙ヲ閉鎖スヘシ

第七條 前條第一項ノ通知アリタル場合ニ於テ永代借地ノ上ニ存スル建物ニ關スル登記アリトキハ登記官吏ハ其登記ヲ普通登記簿ニ移シ前登記簿ノ用紙ヲ閉鎖スヘシ

附 則

第八條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 明治三十二年司法省令第四十一號外國人又ハ外國法人ノ權利ノ目付タル不動産ニ關スル登記取扱手續ノ之ヲ廢止ス
(雜形略ス)

●同上登記簿謄本抄本閱覽料 (明治三十四年九月二十五日) 司法省令第十六號

永借及口永借地ノ上ニ存スル建物ノ登記簿 謄本若クハ抄本ノ交付 請求又ハ登記簿ノ用紙ノ附屬書類ノ閲覧ノ請求ニ因スル手数料ノ付テハ明治三十二年司法省令第四十一號ノ旨ニ依リ施行ス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十二年司法省令第四十一號ハ之ヲ廢止ス

●永代借地券ノ抹消ニ因リ土地所有權取得ノトキ管轄稅務署ヘ通知ノ件 (明治三十四年九月二十五日) 內務省令第二十四號

政府ノ永代借地券ヲ以テ外國人又ハ外國法人ノ爲ニ設定シタル永代借地權ヲ取得シタル常習ノ臣民又ハ法人明治三十四年勅令第七十九號第一條ニ依リ地券ノ抹消ヲ受ケ其ノ土地所有權

ヲ取得シタルトキハ地籍ハ遲滞ナク其ノ土地所在地ヲ管轄スル稅務署ニ其ノ旨ヲ通知スルシ

●同ノ通知ヲ受ケタルトキ土地臺帳ニ登録ノ件 (明治三十四年九月二十五日) 大藏省訓令第二十四號

稅務管理局 (兩館札幌根室那覇四局ヲ除ク)

明治三十四年內務省令第二十四號ニ依リ通知ヲ受ケタルトキハ稅務署ハ其ノ土地ニ付土地臺帳登録ノ手續ヲ爲スヘシ

●氏名改稱出願方 (明治五年八月二十四日) 太政官布告第二百三十五號

華族ヨリ平民ニ至ル迄自今苗字名並ニ號共改稱不相成候事

但同苗同名等無餘雜差支有之者ハ管轄地ヘ改名可出願事 九月第五號布告ヲ以テ俱齊改正ス

○太政官布告 (明治五年八月二十四日) 第二百三十六號

人民一般改稱ノ儀二百三十五號ノ通御布告相成候ニ付テハ華族及委任以上ハ可伺出其餘ハ各管轄廳ニ於テ事實取調ノ上届届可申事

●族稱廢絶ノ件 (明治十三年一月二十九日) 太政官布告第三號

華士族當主死亡後相續人無之親族協議ノ上家名預リ置追テ相續人ヲ定ムルハ當主死亡後日數ハ

十日ヲ過クヘカラス若不得已事情有之親族連印管轄處ヘ延期願出ルモノハ更ニ相當ノ擔保ヲ具フルト雖モ死亡後六ヶ月ヲ過キ仍ホ相續ハテ届出サルトキハ其族稱ハ廢絶候儀ト可相心得此旨布告候事

●年齡計算ニ關スル件 (明治三十五年十二月一日) 法律第五十號

年齡ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス

民法第四百三十三條ノ規定ハ年齡ノ計算ニ之ヲ準用ス

明治六年第三十六號布告ハ之ヲ廢止ス

●身分登記戶籍及寄留ニ關スル書類保存規程

(明治三十五年七月二十四日) 司法省令第二十一號

身分登記戶籍及寄留ニ關スル書類保存規程左ノ通定ム

- 第一條 身分登記及ヒ戶籍ニ關スル戶籍役場ノ帳簿及ヒ書類ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ保存スヘシ
 - 一 除籍簿 五十年
 - 二 戶籍ニ關スル届書、許可書及ヒ附屬書類 十年
 - 三 受附帳 三年
 - 四 請求、告知、催告又ハ通知ニ關スル帳簿及ヒ書類 三年
- 第二條 戶籍法第二百二十一條第一項ニ依リ戶籍ヲ改製シタル場合ニ於テハ原戶籍ヲ五十年間保存スヘシ

第三條 出入寄留ニ關スル届書、除籍簿及附屬書類ハ五年間之ヲ保存スヘシ

第四條 戶籍法第三十八條第一項ニ依リ戶籍役場ヨリ區裁判所ニ送付シタル書類ハ十年間之ヲ保存スヘシ

第五條 地方裁判所ニ保存スル戶籍ノ副本ハ其正本カ家督相續、廢絶家其他ノ事由ニ因リ抹消セラレ又ハ戶籍法第二百二十一條第一項ニ依リ改製セラレタルマテ之ヲ保存スヘシ

第六條 第一條、第三條及ヒ第四條ノ帳簿及ヒ書類ノ保存期間ハ當該年度ノ翌年ヨリ之ヲ起算シ第二條ノ原戶籍ノ保存期間ハ改製終了ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス

第七條 區裁判所、戶籍吏又ハ市、區、町村長、市、區、町村長ナキ地ニ於テハ其職務ヲ行フ吏員シタル帳簿又ハ書類ヲ廢毀セントスルトキハ目錄ヲ作り地方裁判所長ノ認可ヲ受クヘシ但シ戶籍吏又ハ市、區、町村長カ認可ヲ請フトキハ監督區裁判所ヲ經由スヘシ

附則

第八條 後見人ニ關スル戶籍法施行前ノ帳簿及ヒ書類ハ當該年度ノ翌年ヨリ五十年間之ヲ保存スヘシ

第九條 登記目錄ハ當該年度ノ翌年ヨリ三十年間之ヲ保存スヘシ

第十條 區裁判所ニ於テ戶籍法施行ノ際郡役所等ヨリ引續テ受ケタル戶籍ニ關スル届書ハ戶籍法施行前ニ編製シタル戶籍カ家督相續、廢絶家其他ノ事由ニ因リ捺消セラレ又ハ戶籍法第二百二十一條第一項ニ依リ改製セラレタルマテ之ヲ保存スヘシ

第十一條 第一條、第二條及ヒ第五條乃至第十條ノ規定ハ戶籍法施行前ノ除籍簿、原戶籍簿、戶籍ノ副本其他ノ帳簿及ヒ書類ニ之ヲ準用ス

寄留ニ關スル規定

○太政官布告 明治五年正月 寄留者ノ事 凡寄留スル者ノ届書ハ官員紳官華士族「卒附尼薩神官」ハ當人「兵隊ハ隊長」平民ハ戶主傭主請人ノ内ニテ證明シ且寄留ノ地ニ於テ一月ヲナセシ者ハ其管下ノ者ハ届書ハ屋敷番ノ記シ其區戶長ハ届ケシムヘシ一月長ハ總領ノ届書ヲ集メ式ノ如ク寄留計ヲ作リ其廳ハ出シ其廳之ヲ受ク寄留表ハ書載ス可キ事

○内務省令 明治十九年九月 第十九號(抄録)

「明治四年四月四日布告戶籍法第五則出生死去出入等届出方」及明治五年(正月)第三號布告第八項寄留者届出方左ノ通相定メ於十二月一日ヨリ施行ス

第一條 他府縣又ハ他郡市區町村ニ寄留シタルトキ自己ノ所在地ニ於テハ寄留者トシテ他ノ所在地者クハ自己又ハ他人ノ借地借家ニ於テハ寄留者トシテ又ハ家主又ハ其地其家ヲ管理スル者ヨリ十日以内ニ其地戶長ニ届出且同時ニ本籍地ハ長ハ届出ヲ發シヘシ(二十九年內務省令第十一號ヲ以テ改正)

第二條 寄留地ヲ去ルトキ自己ノ所在地ニ於テハ寄留者ヨリ借地借家ニ於テハ地主又ハ家主又ハ其地其家ヲ管理スル者ヨリ十日以内ニ其地戶長ニ届出ヘシ

第三條 寄留者本籍地ニ歸リタルトキ八月主又ハ本人ヨリ十日以内ニ届出ヘシ

第四條 外國ニ渡航メルトキ八月主又ハ本人ヨリ出發別ニ届出歸切シタルトキハ十日以内ニ届出ヘシ(二十九年內務省令第十一號ヲ以テ追加)

第五條 正當ノ理由ナクシテ前數條ニ違背シタル者ハ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ料料ニ處ス

○内務省令 明治十九年十月 第二十二號(抄録) 戶籍取扱手續左ノ通相定ム

寄留

第二十條 他府縣又ハ他郡市區他町村ヨリ寄留シタルノ届出アルトキハ入寄留簿ニ登記スヘシ其登記ハ總テ戶籍ノ例ニ依ル(二十九年內務省令第十一號ヲ以テ改正)

第二十一條 入寄留簿ハ左ノ三種ニ分チ一稱毎ニ之ヲ編製シ且一種中ニ一世帯ヲ爲ス者ト然ラサル者トヲ區別編製スヘシ但一世帯ヲ爲ササル者ハ一帳簿ニ列記スルモ妨クナシ(同上省令ヲ以テ改正)

- 一 他府縣ハ入寄留簿
- 一 他郡市區ハ入寄留簿
- 一 他町村ハ入寄留簿

第二十二條 寄留地ヲ去リタルノ届出アルトキハ朱ニテ記入シ其入寄留人名ニ朱線ヲ畫シ其別葉ヲ爲スモノハ便宜之ヲ除帳簿ニ移スヘシ

第二十三條 他府縣又ハ他郡市區他町村ヘ寄留シタルノ届書到達シタルトキハ出寄留簿ニ列記スヘシ(二十九年內務省令第十一號ヲ以テ改正)

第二十四條 出寄留者復歸シタルノ届出アルトキハ朱ニテ記入シ其人名ニ朱線ヲ畫スヘシ

○内務省訓令 明治二十九年六月 第四號 明治十九年(九月)內務省令第十九號ニ依ル寄留届寄留者

復歸届取扱方左ノ通定ム

- 一 入寄留ノ届出ルルトキハ市長(東京京都大阪ノ三市ニ在テハ區長以下同シ)町村長ハ月籍取扱續第ニ條ノ手續ヲ了シタル後其届書ニ年月日登記ノ旨ヲ記ハシ其印ヲ捺直ニ之ヲ寄留人本籍地 市町村長ニ送付スヘシ
- 一 出寄留ノ届出アルトキハ市町村長ハ月籍取扱手續第ニ十三條ノ手續ヲ了シタル後其項寄留地ヨリ發送ノ届書到達スヘキ日數ヲ經タルモ猶到達セサルトキハ其出寄留届書ニ前項ノ如ク記入捺印シ之ヲ寄留地ノ市町村長ニ送付スヘシ
- 一 寄留者本籍ニ歸リタル届出アルトキハ市町村長ハ月籍取扱手續第ニ十四條ノ手續ヲ了シタル後其届書ニ前項ノ如ク記入捺印シ直ニ之ヲ其元寄留地ノ市町村長ニ送付スヘシ

臺灣ニ寄留スル内地人ノ寄留及ヒ出產死亡等ニ關スル

届出方 (明治三十二年八月四日) 臺灣總督府令第八十六號

- 臺灣ニ寄留スル内地人ノ寄留及ヒ出產死亡等ニ關スル届出方左ノ通相定ム
- 第一條 内地人ニシテ臺灣ニ居住スル者ハ居住ノ日ヨリ又居住ノ目的ニアラスト雖モ同一地區内ニ九十日以上滯留スル者ハ九十日ノ末日ヨリ十日内ニ左ノ事項ヲ記載シタル寄留届ヲ所轄警察官署ニ差出スヘシ
- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 寄留所

- 四 原籍
- 五 族稱職業
- 六 月主非月主ノ區別(非月主ニ就テハ月主トノ續柄)
- 七 家族携帶者ニアリテハ其家族ノ氏名、生年月日及月主トノ續柄
- 第二條 寄留者ニシテ左ニ記載シタル事項ニ該當シタルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 一 出產アリタルトキ
- 二 死者アリタルトキ
- 三 失踪者アリタルトキ
- 四 國籍喪失者アリタルトキ
- 五 氏名、生年月日及原籍ノ變更アリタルトキ
- 六 同一地區内ニ於テ寄留所ヲ變更シタルトキ
- 七 寄留者ニシテ原籍地ニ歸ルカ又ハ寄留所ヲ同一地區外ニ變更スルトキハ其去マテニ其旨ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

- 第四條 前三條ノ事項ニ關シ警察官吏ノ尋問ヲ受ケタル者ハ之ニ答フヘシ
- 第五條 前各條ノ届出ハ單身者ニアリテハ自身、家族携帶者ニアリテハ月主、月主アキトキハ其中ノ主事タル者ニ於テ爲スヘキモノトス但單身者ニシテ第二條ノ 號三號ニ該當スル場合ハ一月ヲ構ヘタル者ナルトキハ地主借地ナルトキ(又ハ家主借地ナルトキ)一月ヲ構ヘサル者ナルトキハ寄留所主事者ニ於テ其事實ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ其旨ヲ所轄警察官ニ届出

ツヘレ

一月ヲ構ヘサル寄留者ノ届書ニハ總テ寄留所主宰者ノ連署ヲ要ス

第六條 第一條第二條第三條ノ届出ヲ爲ササル者ハ一圓九十五以下ノ料料ニ處シ處條ノ届出
ヲ爲シタル者ハ刑法ヲ適用スル場合ノ外二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條 ニ違背シテ警察官吏ノ尋問ニ答ヘス又ハ答フルニ實ヲ以テセサル者ハ刑法ヲ適用スル
場合ノ外二十圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第七條 本令ハ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

明治二十九年日令第三十一號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

一戸ヲ構ヘサル寄留者ノ届書ニハ總テ寄留所主事者ノ連署ヲ要ス
第六條 第一條第三條第三條ノ届出ヲ爲ササル者ハ一圓九十五以下ノ料ニ處テ懲罰ノ力ニ
テ爲シタル者ハ刑法ヲ適用スル場合ノ外二十圓以下ノ罰金ニ處ス
第四條 ニ違背シテ警察官吏ノ尋問ニ答ヘス又ハ答フルニ實ヲ以テセサル者ハ刑法ヲ適用スル
場合ノ外二十圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第七條 本令ハ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス
明治二十九年日令第二十一號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

相續稅法

(明治三十八年一月法律第十號公布)

裁判所構成法中改正(法律第六十七號)

貴族院令中改正(勅令第五十八號)

相 續 稅 法

○相續稅法

(明治三十八年一月)
法律第十七號公布

第一條 相續開始シタルトキハ開始地カ帝國内ニ在ルト否トテ間ハス又被相續人若ハ相續人カ帝國臣民タルト否トテ間ハス本法施行地ニ在ル相續財產ニハ本法ニ依リ相續稅ヲ課ス

- 第二條 被相續人カ本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ左ニ掲クル財產ヲ以テ本法施行地ニ在ル相續財產トス
 - 一 本法施行地ニ在ル動産及不動産
 - 二 本法施行地ニ在ル不動産ノ上ニ存スル權利
 - 三 前二號ニ掲ケタルモノ以外ノ財產權

被相續人カ本法施行地ニ住所ヲ有セザルトキハ前項第一號及第二號ノ財產ヲ以テ本法施行地ニ在ル相續財產トス

船舶ノ所在ハ船籍ノ所在ニ依ル

第三條 被相續人カ本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ相續開始ノ際本法施行ニ在ル相續財產ノ價額ニ相續開始前一年内ニ被相續人カ本法施行地ニ在ル財產ニ付爲シタル贈與ノ價額ヲ加ヘ其ノ中ヨリ左ノ金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課稅價格トス

- 一 公課
- 二 被相續人ノ葬式費用

相續 稅 法

三 債務

被相続人カ本法施行地ニ住所ヲ有セサルトキハ相續開始ノ際本法施行地ニ在ル相續財產ノ價額ニ相續開始前一年内ニ被相続人カ本法施行地ニ在ル財產ニ付爲シタル贈與ノ價額ヲ加ヘタルモノヨリ左ノ金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課稅價格トス

一 其ノ財產ニ係ル公課

二 其ノ財產ヲ目付トスル留置權、特別ノ先取特權、質權又ハ抵當權ヲ以テ擔保セラルル債務
三 其ノ財產ニ關スル贈與ノ義務

永代借地權ハ相續稅ノ課稅價格ニ算入セス

公共團體又ハ慈善事業ニ對シ爲シタル贈與及遺贈ハ課稅價格ニ算入セス

第四條 相續財產ノ價額ハ相續開始ノ時ノ價額ニ依ル

船舶、地上權、永小作權及定期金ニ付テハ政府ハ左ノ方法ニ依リ其ノ價格ヲ評定ス

一 船舶ニ付テハ其ノ製造費中ヨリ製造後ノ年數ニ應シ一年ニ付其ノ二十五分ノ一宛ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ價額トス但シ製造後二十年ヲ經過シタルモノハ製造費ノ五分ノ一ヲ以テ其ノ價額トス

一年ニ滿タサル端數ハ之ヲ一年トシテ計ス

二 地上權ニ付テハ左ノ金額ヲ以テ其ノ價額トス

殘存期間十年以下ナルモノ 地上權ノ目的タル土地ノ貸賃價格 二倍

殘存期間三十年以下ナルモノ 地上權ノ目的タル土地ノ貸賃價格 三倍

又ハ存續期間ノ定メナキモノ 地上權ノ目的タル土地ノ貸賃價格 五倍

相續 稅 法

殘存期間百年以下ナルモノ 地上權ノ目的タル土地ノ貸賃價格 七倍
殘存期間百年ヨリ長キモノ 地上權ノ目的タル土地ノ貸賃價格 十二倍

三 永小作權ニ付テハ左ノ金額ヲ以テ其ノ價額トス
殘存期間十年以下ナルモノ 永小作權ノ目的タル土地ノ貸賃價格 二倍
殘存期間二十年以下ナルモノ 永小作權ノ目的タル土地ノ貸賃價格 三倍
又ハ存續期間ノ定メナキモノ 永小作權ノ目的タル土地ノ貸賃價格 五倍

四 有期定期金ハ其ノ殘存期間ニ於ケル總金額ヲ以テ其ノ價額トス但シ一年ノ定期金ノ二十倍ヲ超ユルコトヲ得ス

五 無期定期金ハ其ノ一年ノ定期金ノ二十倍ヲ以テ其ノ價額トス

六 終身定額金ハ目的トセラレタル人ノ年齢ニ依リ左ノ期間ニ於ケル定期金ノ總額ヲ以テ其ノ價額トス

- 二十歳未満ノ者 十年
- 三十歳未満ノ者 八年
- 四十歳未満ノ者 六年
- 五十歳未満ノ者 四年
- 六十歳未満ノ者 二年
- 六十歳以上ノ者 一年

前項ニ於テ土地ノ貸賃價格ト稱スルハ貸主カ公課、修繕費、保險料其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔スル條件ヲ以テ之ヲ貸賃スル場合ニ於テ貸主ノ收得スヘキ金額ヲ指フ

四 相 續 税 法

第五條 條件附權利、存續期間ノ不確定ナル權利又ハ訴訟中ノ權利ニ付テハ政府ノ認ムル所ニ依リ其ノ價格ヲ評定ス

第三條ニ依リ控除スヘキ債務金額ハ政府カ確實ト認メタルモノニ限ル

第六條 課税價格カ家督相續ニ在リテハ千圓、遺產相續ニ在リテハ五百圓ニ滿タサルトキハ相續稅ヲ課セス

第七條 軍人、軍屬ノ戦死又ハ戦争ノ爲受ケタル傷病疾病ニ起因シタル死亡ニ因、相續開始シタルトキハ相續稅ヲ課セス但シ傷病者又ハ疾病者ニシテ負傷又ハ發病後一年ヲ經過シ死亡シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 相續稅ハ課税價格ヲ左ノ各級ニ區分シ其ノ各區分ニ對シ相續人ノ種類ニ從ヒ選次ニ各稅率ヲ適用シテ之ヲ課ス

家督相續

課税價格	稅率	稅率
五千圓以下ノ金額	千分ノ十二	千分ノ十五
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ十五	千分ノ十七
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ十七	千分ノ二十

五 相 續 税 法

遺產相續

二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十	千分ノ二十五	千分ノ三十五
三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十五	千分ノ三十	千分ノ四十
四萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十	千分ノ三十五	千分ノ四十五
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十五	千分ノ四十	千分ノ五十
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十	千分ノ四十五	千分ノ五十五
二十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十五	千分ノ六十	千分ノ七十

五 法 稅 續 相

課税價格	相續人カ直系卑屬ナルトキ	相續人カ配偶者又ハ直系尊屬ナルトキ	相續人カ其ノ他ノ者ナルトキ
千圓以下ノ金額	千分ノ十五	千分ノ十七	千分ノ二十五
千圓ヲ超ユル金額	千分ノ十七	千分ノ二十	千分ノ三十
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十	千分ノ二十五	千分ノ三十五
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十五	千分ノ三十	千分ノ四十
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十	千分ノ三十五	千分ノ四十五
三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十五	千分ノ四十	千分ノ五十
四萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十	千分ノ四十五	千分ノ五十五
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十五	千分ノ五十	千分ノ六十

七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十	千分ノ五十五	千分ノ六十五
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十五	千分ノ六十	千分ノ七十
ハ其ノ五萬圓毎ニ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ
百圓ニテ止ム			

相 續 税 法

外國ノ法律ニ依リ開始シタル相續ニ關シテハ遺產相續ニ關スル稅率ヲ適用ス

第九條 相續人ノ廢除若ハ其ノ取消ニ關スル裁判ノ確定前又ハ相續ノ承認ハ地所前ト雖政府ハ必要ニ依リ其ノ推定家督相續人又ハ推定遺產相續人ニ對スル稅率ヲ適用シ相續稅ヲ課スルコトヲ得

相續人アルコト分明ナラサルトキハ稅率ノ最高キ相續人ニ對スル稅率ヲ適用シテ相續稅ノ課ス

前二項ニ依リ課稅シタル後相續人確定シタルトキハ稅率ノ適用ヲ改訂シ税金ノ差額ヲ追徴シ又ハ還付ス

第十條 相續稅ヲ課セラレタル後三年以内ニ於テ更ニ相續開始シタルトキハ前ノ相續額ニ對スル相續稅ニ相當スル相續稅ヲ免除ス

相續稅ヲ課セラレタル後五年以内ニ於テ更ニ相續開始シタルトキハ前ノ相續額ニ對スル相續稅ノ半額ニ相當スル相續稅ヲ免除ス

第十一條 相續人ハ相續開始ヲ知りタル日ヨリ遺言執行者又ハ相續財產管理人ハ就職ノ日ヨリ三箇月以内ニ相續財產ノ目錄及相續財產ノ價額中ヨリ控除セソルヘキ金額ノ明細書ヲ政府ニ提出スヘシ

相 續 税 法

相續カ帝國外ニ於テ開始シタルトキ又ハ前項ノ書類ヲ提出スヘキ者カ帝國內ニ住所ナシトキハ前項ノ期間ハ六箇月トス

相續人確定シタルトキハ前二項ノ書類ヲ提出スルト同時ニ又ハ其ノ確定ノ日ヨリ一箇月以内ニ相續人ノ相續關係ヲ記載シタル書面ヲ政府ニ提出スヘシ

第十二條 戶籍吏左ノ事項ニ關スル届書ヲ受理シタルトキハ之ヲ收稅官廳ニ報告スヘシ
一 死亡又ハ失踪
二 戶主ノ隱居又ハ國籍喪失
三 戶主カ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リテ其ノ家ヲ去リタルコト
四 入夫婚姻ニ因リ女戶主カ戶主權ヲ喪失シタルコト
五 戶主タル入夫ノ離婚

第十三條 課稅價格ハ政府之ヲ決定ス
課稅價格ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ相續人、遺言執行者又ハ相續財產管理人ニ通知スヘシ

第十四條 相續人、遺言執行者又ハ相續財產管理人前條ノ決定ニ對シ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ申立テ再審査ヲ求ムルコトヲ得

相續人、遺言執行者又ハ相續財產管理人帝國內ニ住所ヲ有セサルトキハ前項ノ期間ハ之ヲ二箇月トス

第十五條 前條ノ請求アリタルトキハ相續稅審査委員會ノ諮問ヲ經テ政府之ヲ決定ス審査委員會ノ組織及會議ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

七

相 續 税 法

第十六條 課税價格ノ決定ニ對シ不服アル者ハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得
第十七條 相續税ハ一時ニ之ヲ納付スヘシ但シ税金額百圓以上ナルトキハ相續税ニ相當スル保ヲ提供シ三年以内ノ年賦延納ヲ求ムルコトヲ得

前項ニ依リテ年賦延納ヲ求ムトスル者ハ第十三條ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ政府ニ出願スヘシ
相續人、遺言執行者又ハ相續財産管理人帝國内ニ住所チ有セサルトキハ前項ノ期間ハ三箇月トス

第十八條 審査ヲ求メ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲シタル場合ト雖相續人、遺言執行者又ハ相續財産管理人ハ通知ヲ受ケタル金額ニ依リ税金ヲ納付スヘシ

第十九條 相續人、遺言執行者又ハ相續財産管理人ハ相續税ヲ納付シ又ハ其ノ延納ノ許可ヲ受ケタル後ニ非サレハ遺贈ノ辨濟ヲ爲スコトヲ得ス

第二十條 相續財産ヲ以テ相續税ヲ完納スルコト能ハサルトキハ相續開始前一年内ニ被相續人ヨリ本法施行地ニ在ル財産ノ附與ヲ受ケタル者ハ其ノ限度ニ於テ不足額ノ納付スヘシ但シ相續税ノ延納ヲ許可シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 相續税ノ審査ニ參與シタル者ハ其ノ審査ニ關スル事項ヲ他ニ漏曳スルコトヲ得ス
第二十二條 相續人、遺言執行者又ハ相續財産管理人期限内ニ第十一條ニ依ル書類ヲ提出セザルトキハ政府ハ期間ヲ定メテ催告ヲ爲スコトヲ得
相續人二人以上ナル場合ニ於テハ政府ハ其ノ一人ニ對シテ前項ノ催告ヲナスコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ相續人、遺言執行者又ハ相續財産管理人其ノ期間内ニ書類ヲ提出セザル

トキハ政府ノ認ムル所ニ依リ課税價格ヲ決定シ催告ニ關スル費用ハ税金ノ十分ノ一ニ相當スル金額ヲ相續人、遺言執行者又ハ相續財産管理人ヨリ徴收スルコトヲ得
相續人二人以上ナル場合ニ於テハ各相續人ハ前項ノ徴收並ニ付連帶納付ノ責ニ任ス

第二十三條 左ニ掲グル場合ニ於テ本ノ施行地ニ在ル不動産及船舶以外ノ財産ニ付爲シタル贈與ノ價額カ五百圓以上ナルトキハ遺產相續開始シタルモノト看做シ其ノ財産ノ價格ヲ課税價格トシテ本法ニ依リ相續税ヲ課ス

一 被相續人ハ推定家督相續人又ハ推定遺產相續人ニ贈與ヲ爲シタルトキ
二 分家ヲ爲スニ際シ若ハ分家ヲ爲シタル後本家ノ戸主又ハ家族カ分家ノ戸主又ハ家族ニ贈與ヲ爲シタルトキ

前項ノ遺產相續ニ關シテハ第十條ノ規定ヲ適用セス
第二十四條 第十一條ニ依リ提出シタル書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ相續税ノ連脱ヲ圖リ又ハ連脱シタル者ハ其ノ連脱シ又ハ連脱セムトシタル税金ノ三倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ自首シタル者ハ其ノ税金ヲ徴收シ其ノ罪ヲ問ハス

第二十五條 第二十一條ニ違反シタル者ハ三四以上三十四以下ノ罰金ニ處ス
前項ニ依リ處罰セラレタル者ハ其ノ職ヲ失フ

第二十六條 府縣市町村其ノ他ノ公共團體ハ相續税ノ附加税ヲ課スルコトヲ得ス
附 則
本法ハ明治十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治卅八年七月拾五日印刷
明治卅八年七月拾八日發行

法規全書

正價金六拾錢

編纂者 小林 庄吉

發行者 辻 本 末 吉
東京市神田區表神保町七番地

發賣者 島 村 兵 助
東京市神田區表神保町七番地

印刷者 大 野 喜 六
同駒町區飯田町丁目廿二番地



不 許
製 復

發行所

東京市神田區表神保町七番地
電話本局 一七五三

修學堂書店

修學堂書店發行目録

修學堂出版圖書目録

出版の事たる社會事業中最も重要な地位を
占むる。其の事業の社會的にして敢て營
利の爲め走るべきものにあらざるを自覺し
て、著者の選擇に留意し、非常に
厳密に印刷其の他體裁に注意し、大方の
好評を得、採用の榮を垂れ、修學堂の
左に列挙する書籍の如きは、著者の
修學堂に印刷其の他體裁に注意し、
の好評を得、採用の榮を垂れ、修學堂の

修學堂主謹告

明治廿八年七月拾五日印刷
明治廿八年七月拾八日發行

法規全書

正價金六拾圓

編纂者 小林 庄吉

發行者 辻 本 末吉

發賣者 島 村 兵助

印刷者 大 野 喜六

發行所

東京市神田區表神保町七番地
電話 本局 一七五三

修學堂書店

複製 不許

東京市神田區表神保町七番地
表神保町七番地 修學堂出版圖書目錄
●總目錄附入用の方方は郵券
四錢御送附おれば派呈仕候

○はしがき○

夫れ出版の事たる社會事業中最も重要な地位を
占むるものにして此れが發行者は國運の消長に影響を
洋牛充棟も管ならざるなり、豈又喜ぶべき現象にあらずや然りと雖世に巧むる其の社會
下に對する買取事業たるを打ち忘れ營利此れ非とし著者其の人を選ばず徒に巧むる其の社會
を出版社會に投するや、弊堂の初めて足、其の事業の社會的にして敢て營
利にのみ走るべきものにあらざるを自覺し、一
を發行せんとするや、必ず先づ著者の態度を以てせり聊か又社會に對
者の學識經驗品性を探知し、當に憶重の態度を以て著者を選ばざるに足らむか。
左に列擧する書籍の如きは前段述べ著者の選擇に留意し、留校正
を嚴密にし印刷其の他體裁に注意なれば出版以來の非常
の好評を得し何れも幾多の版を重ねるに至れり、大方の諸賢弊堂の意を諒とし請

修學堂主謹告

修學堂書店發行目

文學博士南條文雄、林 幸行著

國語辭典

全一冊

正價金八十圓 郵税金八圓
洋裝美本 千三百頁

國語研究に關する辭典の世に行はるゝや汗牛充棟も惜ならず然れども其の繁なるは冗長に過ぎ簡なるは粗略に陥る弊當此に見るあり當代知名の南條、林兩先生に乞ひ本書を發行す記事精確材料豐富繁簡亦其の宜しきを得眞に空前の良書と云ふか憚らざるなり弊敢て誇張的の言を弄せず本書の一たび世に出づるや數多の辭典其れ顔色なけむ

横濱 高島嘉右衛門 先生合著
東京 柳田 幾作

周易活斷

全一冊

大列洋裝約千頁
正價金 參圓
小包料拾五圓

世間易學の書、汗牛充棟も惜ならずと雖も、其學理を主とするものは、實際に遠く、通俗を旨とするものは、杜撰に陥るの弊なきこと能はず、是れ常に遺憾とする所なり、古今斯道に名ある高島先生は、往きふ高島易斷を著はし、又之を漢文に譯述して、遠く清國知名の士に贈られしに、大に其稱賛する所と爲り、各謝辭を贈られしは、眞に世人の知る所な

修學堂書店發行目録

り、然れども該易斷は、單に六十四卦及び爻象に止まり辭義卦文書等の附録を脱くを以て、今回更に本書を著し、易上下經より十典に至るまで、一に經文を以て主と爲し、其多年研究せられて所を洩らさず、通俗的なを以て、叮嚀親切に高尙の易理を叙述し、末に六十四卦占斷の一斑を掲げ、以て人民日用の應用することを得せしむ世間易學の書多しと雖も、一冊を以て、此の如く一切を網羅せしものあらざるべし、故に人有も本書を一讀せば、親、先生の口授を受くるに異ならず、自ら易學の限りなき趣味を得得するに至るべし、然らば則ち今日に當り、心を易學に留むる者、蓋し本書を措きて、他に之を求む可らず、本書の一たび世に出づるや、易學に一大活氣を興へ、占筮に一大改良を促し、夫の易を玩ぶ者をして、本書に依り、小は一身一家の幸福を得、大は天下國家の安寧を保つべき唯一の指南車たらしむべく、且此れに由りて漢學者は易理の蘊奥を了悟すべく占筮家は活斷の的中を得べく、其他實業政治家等に於けるも、物を開き務めを成すの裨益を生ずべく、數家辯護士醫學家技師商問はず、一たび此書を繕き深く之を研鑽せば、平素の業務に於て其實益を得ると、蓋し鮮なからざるべし、

高島先生の易學、多く先哲眞勢中洲氏に出つ、眞勢氏周易釋故の如き著に寫本ありと雖も、巻帙浩繁、其價亦貴し、然るに本書述ぶる所、釋故の版に従ふもの多ければ、此一事を以てするも、本書の價値あることを信すべきなり、

博言博士イーストローキ著

增訂 拾第 英和 會話 獨修

紙數 三百五十頁
洋裝 正價金卅五錢 郵稅金四錢
特製 金文字入 正價金五十錢

博言博士イーストローキ著
あることは茲に喋々先生の學殖豐富にしてしかも我が學界に多大の貢獻を爲されつて
て教授せられたる練なる手腕を以て二、三の實用を主とし著者は本會に即ち博士が多年の
假令師に就けられし湖の好士評を博して無二の良師たるに非ざらざらんや其の著るべきは勿
や發行以來非江常の士幸に博して無二の良師たるに非ざらざらんや其の著るべきは勿
するに至れり非江常の士幸に博して無二の良師たるに非ざらざらんや其の著るべきは勿
一編には數目反意の士幸に博して無二の良師たるに非ざらざらんや其の著るべきは勿
用會話及單語と題し常用語第一座右の備へた九版を改訂し其の内容を第拾版に發行
の他略語記號等を掲ぐり常用語第一座右の備へた九版を改訂し其の内容を第拾版に發行
足らむ

研數學館外國語科編輯

英語學獨修講義

壹合 冊本 紙數二百三十餘頁
洋裝大判與本金文字入 正價金七十錢小包料十錢

日露の國交破裂して劍戟相見へてより將に一十年を超えむとす此の間に於て皇軍は破竹の

勢を以て兩山を擊破し遠隔及び華天を占領し今や旅順を陥落せしめ此に於てか列國は何れ
も視線を我が國に注ぎ我が國の政治に目も忽ち驚かされざるを得ざるなり然るに其の如何なる
つゝある吾人帝國臣民たるものは政治にまなはれざるを得ざるなり然るに其の如何なる
の名を以てせらるる英語の研究は一日も怠らざるを得ざるなり然るに其の如何なる
なるべき自ら此の欠缺を補はむこと豈に現今にも不備からざるを得ざるなり然るに其の如何なる
りて敢て自ら此の欠缺を補はむこと豈に現今にも不備からざるを得ざるなり然るに其の如何なる
し名けて英語學獨修講義と云ふ讀者諸君若し本書に對し大快活の氣を垂れ賜はむことを
めべく容易に彼岸に到達することを得むべし若し本書に對し大快活の氣を垂れ賜はむことを
法典研究會編纂 改訂増補

文官普通及 裁判所書記 試驗問題解答

全一冊 正價金七拾五錢
紙數二百拾餘頁
郵稅金六錢

其々乎タル文明ノ潮流ハ社會全般ノ事業ヲシテ其多キメチ加フ而シテ又之ニ應スルモ益々
ノ少ナキニ非サレトモ就中其官用ナリトシテ如キ頻年各所ニ行フ者之ニ好者ナキニ合ス
スルノ亦ナリトモ就中其官用ナリトシテ如キ頻年各所ニ行フ者之ニ好者ナキニ合ス
會ニ請ヒ之レカ出版シテ爲シテ研究ニ於テ非スレバシテ南車ハ其最良ナル者ナリトモ
普通試験問題ノ解答ニシテハ坊間ニ於テ遠慮ナキ近來ノ好著ナリトモ出ツルニシテ氏ハ一木
驗者心ヲ得テ附シタル等萬事ニ於テ遠慮ナキ近來ノ好著ナリトモ出ツルニシテ氏ハ一木
眞假ヲ判セラレド

佐川安宣著

冊七
年度

官立諸學校入學試験問題答案

全一冊紙数五百頁
正價金五十錢郵税金六錢

官立諸學校に於て施行せられたる本年度試験問題を蒐集し問題毎に各自専門師先生の懸賞なる答案解釋を求め以て受験者の好同伴たらん事を期せり若し夫れ問題の正確なる答案解釋の懇切なるに至りては本書の右に出るものなきを確言す

陸軍中央幼年學校

正則豫備學校教諭

上杉備後守

冊六
年度

官立諸學校入學試験問題答案

全一冊紙数五百頁
正價金五十錢郵税金八錢

官立諸學校に於て施行せられたる本年度試験問題を蒐集し問題毎に各自専門諸先生の懸賞なる答案解釋を求め以て受験者の好同伴たらん事を期せり若し夫れ問題の正確なる答案解釋の懇切なるに至りては本書の右に出るものなきを確言す

官立諸學校入學試験問題講義

受持講師

合巻

全大判五百五十餘頁
正價金九十錢郵税金十錢
郵送料金九十錢

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 内海 弘藏 | 安田 又一 | 長澤龜之助 | 神谷 一郎 |
| 上田 半江 | 上田 富輔 | 岡田 哲蔵 | 杉村廣太郎 |
| 名取 弘三 | 阿部 秀典 | 吉本 大吉 | 建部 政治 |
| 宮田權之助 | 内村達三郎 | 齊藤 坦蔵 | 笠 巴 |
| 神戶順三郎 | 壬生 實 | | 飯村 居士 |
- 高等師範學校
 - 高等商業學校
 - 外國語學校
 - 陸軍士官學校
 - 海軍兵學校
 - 海軍機關學校
 - 札幌農學校
 - 東京高等工業學校
 - 大阪高等工業學校
 - 商船學校
 - 外語課目講義

學運の進歩今や其の頂點に達し、官立諸學校入學志願者年々其の数を増し、従つて諸學校入學試験の制度漸く嚴に以て多數志願者より其の善良なる者のみを擇ぶに至る、此に於てか受験者にして不合格に終る者多く、多年の苦學も一朝にして水泡に歸し、百年の希望を抛ち一生を誤る者亦尠しとせず、夫れ試験の困難なるよりは寧ろ受験者の好同伴たるべき

による、本書は聊か其欠を補はんを欲し、官立諸學校の入學試験問題に、各科専門諸先生
の多年の経験と豊富なる學力とによれる正確なる答案を附し、加之一々該博精透なる講義
を加へ受験者をして試験場にて應問答案するのみならず、親しく教へらるゝの思あらし
む者、是れ本書の世間同種の書と異なり大に世に誇らんとする所なり、去れば受験者一た
び本書を購讀し座右の好同伴となさば、受験の悲しみなく一生を誤るの憂ひなからん。
酒井勉 編纂

改訂 日本六法全書

全一冊 總タロース金文字入美本 正價金五十圓郵税金六圓

夫れ法文は簡潔なり故に一字の誤謬だも決して宥すべからず然るに世の續々發行せらるゝ
六法全書を見るに概ね誤字脱字等多く學者をして其の意を誤解せしむるもの夥からず若し
「得」とあるべきを「得ズ」となさむか其の意味や正反對となすべく又「債務者」とあるべきに
「債權者」とあらむか主客の顛例となるべし弊害此に見るあり酒井先生の嚴密なる校正を以
て本書を發行す請ふ續々採用の榮を賜はらむことを

拾七大家講述
池田 菊苗先生述 萬治先生述 芳賀 矢一先生述
長連 恒先生述 萩野 三郎先生述 可兒 安徳先生述
吉田 靜致先生述 後藤 牧太先生述 頂野 安徳先生述
入木 光真先生述 紀根 正直先生述 鈴木 次郎先生述
岡田 正美先生述 紀平 正義先生述 其他三名若山水棹
北川 三友 兩先生 共編

大増補 中師範學校 高等女學校 教員受験撮要

全一冊 紙數千餘頁製本優美 正價金八拾圓 小包料金拾圓

附錄 自第一回至第拾七回教員檢定試験問題 倫理、教育、國語、
算學、物理、化學、動物、植物、礦物、生理、體操、音樂、家事、裁縫、
外國語、簿記、法制經濟、農業、工業、商業、手工、習字、圖畫、
問題解釋例受 驗規則等増補科目 商業、工業、
評を博し廿日間を出て八千部を賣盡増刷の機運に接二百餘頁の増
補をなす 完全無缺!!! ●木文諸大家の卓説に研究方法を掲載す所
針盤

著者 剛毅先生著

民法戸籍法問答講義

全一冊 正銀金六十錢
郵税金六錢

十六

夫れ法律は吾人日常行ふ所の權利義務を規定したるものなり若し之知らざらむか意外の損失を蒙るふさなるべし。書は以上述べたるが如き不都合なからしめむが爲め新道に堪能なる書。先生に乞ひ通俗平易に民法戸籍法を問答體に解釋せらるものなり苟も此社會に感し難る利を損強し義務を履行せむと欲するものは是非共一讀すべき其書なり大方の諸士益愛讀の榮を垂れ給はむことな

横濱税關統計調査事務囑托
東京保險株式會社主事

岩井元太郎編纂

關稅法規類纂

附携帶用稅表 洋銀金文字入
正價金壹圓五拾錢郵税金拾錢

本書ハ本年八月末迄ニ發布ノ關稅ニ關スル法規類ハ洽ク之ノチ網羅シ加ノル一消費稅及非常特別稅目ヲモ附加シタル携帶用便利ノ稅表ヲ附録シテ本書ハ横濱稅關ノ檢閱ヲ經テ從米國稅關ニ於テ發行セラレタル稅法規類纂ノ體裁ニ倣ヒ且少書名モ許可ヲ得テ同名ヲ繼以テ販賣ス

目書行發店書堂學修

法學士 鈴木光榮先生校閱
法學士 清水鏡太郎先生著

四大法律顧問

紙數一千二百頁○改訂增補
全一冊 正價金八十五錢
郵税金一圓十錢
小製包料金十錢

凡治國に生れ法律の何たるを知らず權利を有して致て其の伸張を圖らず理山なくして徒に義務を負ふものあるは現下に於ける我國民の通弊にあらざるや然れ共法律は其深遠なり措用はそれ困難なり簡潔なる法文は専門家に非れば解すること能はざるなり豈又權利の上に眠り徒らに義務を負ふものを責むべしや此れ主として世其の眞解釋を乏しきが故に座するのみ弊當茲に見るあり清水法學士に民法戸籍法刑法民事訴訟法刑事訴訟法の五法典を問答體に解釋を乞ひ名つけて法律顧問と云ふ讀者諸君若しそれ本書に向はば恰も法律顧問たる辯護士を聘し居ると毫も異なる所なかるべし幸に一本を座右に備へられんことを

法學士中村和光 法學院々友森惣之祐共著

民事訴訟法釋義

全一冊 五百頁
正價金四十八錢 郵税金六錢

十七

目書行發店書堂學修

十八
君人ノ大切ナル財産上ノ權利ヲ確定保護スル所ノ民法商法アリト雖一切他人ニ侵奪セラル
ニ當リ救済方法ナル手續法ヲ知得セザレハ其權利ヲ全フスルコト能ハス此手續法ナル民
事訴訟法ヲ註釋スルノ書敢テ少ナカラスト雖或ハ繁ニ失シ簡ニ過クハノ憾アリ本書ハ改メ
テ此弊ヲ避ケ法典ヲ逐條ニ簡明ニシテ能ク其要領ヲ摘ミ以テ實用ニ應セントスル者ナシテ
遺憾ナカラシメタル者ナリ
法學士飯野謙一 法學院々友森忠之祐共著

帝國憲法釋義

大本 全一冊
正價金五十錢 郵税金八錢

憲法ハ國家ノ大本ニシテ國法ノ基礎ハ憲法ニ淵源セサレモノナシ國權ノ發動ハ憲法ノ條規
ニ依テセサルナリ臣民ノ權義之ニ依リテ明確ナリ當路者之ヲ解セリハ統治ノ作川亂レ帝
國臣民ニシテ之ヲ等閑ニ附シ去ルコトアランカ忠君愛國ノ赤誠アルモ踏ラズス職ニス民
ルノ度外視スル者ト謂ハサレ可カラス
齋藤剛毅著

刑法註釋

全一冊 正價金廿錢
郵税金四錢

前大審院長三好退藏君題辭 法學士 櫻井熊太郎君序文
檢事 正淵川長君題辭 法學士 今村力三郎君序文
明治大學 法學士 鶴澤總明君序文 日本大學 高橋 亨二君著

法律文例

大本 洋裝 美本
紙數 五百頁
正價金六拾錢 郵税金十錢

本書ハ著者ガ多年法律事務實務ニ當テ得タル現行法律規則ノ文例ヲ蒐集セラレタルニ
シテ其事項タルト刑事タルト商事タルト將人事非訟事件不動產商業兩登記雜種ノ契約書其
他ノ事項タルト刑事タルト商事タルト將人事非訟事件不動產商業兩登記雜種ノ契約書其
曹社會ニ於ケル既往重大ノ事件ハ其實ニテ揭ケ民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟
法其他現行法規ノ條ノ順序ニ依リ學的的ニ簡單ノ註釋ヲ加ヘ一見シテ法條ヲ引證シ之レニ著者
ガ該博ナル學識ト經驗トニ依リ學的的ニ簡單ノ註釋ヲ加ヘ一見シテ法條ヲ引證シ之レニ著者
得スベシ
故ニ平常法律ヲ以テ職トスルモノハ勿論法律ニ通セサル者ト雖一度本書ヲ讀カバ忽チ之レ
ヲ法律ノ手續ヲ解スルコトヲ得ベク眞ニ法律運用上ノ指針盤トシテ得易カサル其著者ナ
リトスホ書ノ眞價ハ茲ニ喋々セス乞フ法治國ノ人民タル諸子幸ニ本書ヲ坐右ニ備ヘ仲禮ノ
術ヲ得賜ハンコトナ

本書ノ特長 文例確實且少實際ヲ失セズ、引例其宜キヲ得タルハ我國未ダ其比類

本書ノ利益 (一)如何ナシ難事件ト雖辯護士ヲ要セズシテ權利伸張義務防衛ニ自
在ナリ(二)出頭ノ勞ヲ省キ郵便ニ依リ書類ノ提出ナラヌモ却下セラ

法學士飯野謹一 法學々友森惣之祐先生共著

改刑事訴訟法註釋

全一冊

正價金廿八錢

郵税金六錢

刑事訴訟法ハ刑事ノ訴ヲナスニ付テノ手續ヲ規定シタルモノナリ人ノ此ノ世ニ處スル何時如何ナル災難ニ罹リ思ヒモカケサル引合ニ出テサルヘカラス事アルヤモ知ルヘカラス又タ或ハ親戚朋友等ノ冤ニ泣クモノナキニシモ限ラサルナリ然シテ其冤ヲ雪キ枉テ伸ヘント欲スルモ刑事ノ訴ハ必ス其法則ニ從ハサルヘカラス苟モ之ヲ知ラザランカ我ニ十分ノ道理アルモ如何トモスベカラザルナリ然ルニ從來刑事訴訟法ノ註釋ナド稱ヘ坊間所ノモノ多クハ專門大家ノ高尚ナル議論文ニアラサレバ魯魚杜撰見ルニ堪ヘサルノ書ニシテ一一般國民ヲ満足セシムルモノナシ殊ニ其價ノ不廉ナル實ニ甚シ慨嘆ニ堪ユヘケンヤ著者大ニ感アリ此書ヲ編セラルル弊堂乞フテ之ヲ印刷ニ付シ發行ノ後日未ダ淺キニ發賣此對夥シク餘ス所僅少ナリ世ノ受顧諸彦未ダ寛切レザル間ニ速カニ御購求アレ

刑法 訴訟法註釋大全

全一冊

正價金四十錢

郵税金十錢

法學士 栗本勇之助 法學院々友森惣之祐著

府縣制郡制釋義

全一冊

正價金卅八錢

郵税金六錢

本書ハ冒頭直チニ府縣ノ沿革ヨリ説キ起シ自治體ノ性質本法改正ノ理由等詳細ニ論述セリ第一章總則以下ニ於テハ府縣會府縣參事會府縣政府縣財務府縣行政ノ監督等順序正シク説明ヲ加ヘ郡制ノ部ニ於テモ亦同一ノ筆法ヲ以テ一々條文ヲ擧ケ何人ニモ解シヤスキヤウ丁寧親切ニ説明セラレタルモノ府縣郡市町村ノ議員并ニ吏員各位及ビ府縣自治ノ精神ヲ知ラントスル人ハ一本ヲ座右ニシタマハ益シ小益ナキニアラザルベシ
三浦重次郎先生著

新締盟各國條約文全集

全一冊

正價金五十五錢

郵税金十錢

待チニ待チタル内地雜居ハ既ニ業ニ實施セウレタリ今彼我國ノ強弱貧富ハ實ニ我國民ノ覺悟ト條約ノ勵行如何ニアリ東洋日出國ノ臣民タルモノ豈ニ彼我ノ間ニ如何ナル條約アルヤヲ詳細セズシテ可ナランヤ由來條約ノコトタル悉ク之ヲ集メタルモノナシタマハ或種ノ本ニ二三ヶ國ノ分ヲ載セタルモノアルニ過ギス

本書ハ續置十七ヶ國ノ條約本文ハ勿論議定書公文別約宣言書等ニ至ルマテ荷々條約ニ關テ
アルモノハ悉ク之ヲ網羅シテ餘ス所ナシ紙數四百九十冊ノテ價廉力ニ五十五錢ノニ愛讀
ノ榮ヲ給ヘ

- 一憲法、附屬法正文 全一冊 價一錢 郵稅二錢
- 一民法、法正文 全一冊 價十八錢 郵稅二錢
- 一改正商法、附屬法正文 全一冊 價十四錢 郵稅二錢
- 一民事訴訟法正文 全一冊 價十錢 郵稅二錢
- 一刑法、法正文 全一冊 價十錢 郵稅二錢
- 一刑事訴訟法正文 全一冊 價十錢 郵稅二錢
- 一裁判所構成法 全一冊 價十錢 郵稅二錢

日本法律學校內法政學會編纂

正商法釋義

全一冊 洋裝 稅金 七十圓

商法ハ商人ハ勿ク非商人ニテモ之ヲ得ザレバ失テ蒙リ不申カ
律ノ結果トシテ不誠不實ノ人ニ取テハ恐アリ不申カ
爲スモノナレバ其餘ノ交際ハカ爲シテ民法ノ讀ムノ人亦必ズ商法ハ
ハ論テ候テズ依テ其餘ノ交際ハカ爲シテ民法ノ讀ムノ人亦必ズ商法ハ
本管ハ法典ニ依テ取テ其餘ノ交際ハカ爲シテ民法ノ讀ムノ人亦必ズ商法ハ
下ニ了解シ得テ取テ其餘ノ交際ハカ爲シテ民法ノ讀ムノ人亦必ズ商法ハ

法典研究會編纂 (法學士 丸尾昌雄主任)

本日六法講義

本合全一冊 洋裝 稅金 五十圓

近來我國の法文漸く整頓したると雖ども元來其明文は該博なる意義を含蓄したるを一句一
章に言ひ及ばず其便なるを以て其正條を承釋するは世り一般ノ能はざる人如何に之を
讀むに於ては通學の便なるを以て其正條を承釋するは世り一般ノ能はざる人如何に之を
講義を撰載せる者藉に就いて研究せざるべからず而して其六法を完備して之を如何に
したるものあるを見ず流易なる極まり執筆を請ひて今此書を刊す事と爲せり其明に法典
會に於ける博士の流易なる極まり執筆を請ひて今此書を刊す事と爲せり其明に法典
對するの要りし唯行々流易なる極まり執筆を請ひて今此書を刊す事と爲せり其明に法典
教を乞ふと些の進歩なきは疑を容れざるなり雖ども此書を刊す事と爲せり其明に法典
要日に及び法學研究の時幸に此好侶を待て學ぶ處あり其法律を必要とする官吏各種
實業家及び法學研究の時幸に此好侶を待て學ぶ處あり其法律を必要とする官吏各種
法學士三幣保先生序
明法學士大川虎之輔君解

正商法義解

全一冊 正價金 四十圓 郵稅 六圓 四六列四百餘頁

第一編 第四編 手形 第五編 會社 法商 第三編 附改正商法施行法 二十三

今日の證文諸願屆書式程、繁文縟辭に流れて小六ヶ敷きものなし、然ども證文は長きが故に資からず、且簡便實用を以て資しとし願屆は叮嚀なるが故に資からず、且法律規則の命する要件を具備すれば足れり、本書は法律規則の原理に依りて書立の雛形を示し、何人にも容易に認め得る様に説明せり

證文

今日の證文には無用の文字多く誤謬の文句を以て充されたり、此等の書類が裁判上の問題となれば一片の反古紙に等しきもの數多あるべし、本書は金銭貸借、貸貸借、貸貸、寄託、願屆、請負、示談、組合、會社等に於ち一々其誤謬の點を示し新奇の文例を探くるもの十餘種。

願屆

世間には一片の寄留届を持して役所と自宅との間に御百度を踏むものあり之れ吏員が諸君を侮辱するものなり、本書は警察、月籍、登記、請願、市町村主務省の各種に區別し、願屆の文例を示すもの十餘種、而して文書の訂正誤謬を命せられたる場合に於ける權利の主張を説けり

訴狀

裁判上の書類は多くて専門法律家の手に依りて作成せらるべきものなり、然ども訴訟の容易なる手續、本人が訴訟する場合に於ける書類は又素人も作成し得べきもの許多あり本書は民事刑事の二章に分り訴訟法の規定に依りて文書を作成すると同時に其運用法を示したる、

其他權利義務に關する諸般の法律規則を挿へし總べて文書に關する權利義務、誤謬、欠陥注意を叮嚀平易に説明したり

法學士辯護士丸尾昌雄著

警察監獄顧問

全一冊

五百五十餘頁
正價金六十錢郵稅金八錢
日及見本御用の方々郵券一錢御附あれば進呈す

等しく法律規則と云ふと雖も必ず表裏の區別あり、若し法の表面のみを知りて其の精神を識らざるときは、所謂柱に漆するの弊に陥るべし本書は現行警察監獄の現法規を立法的に解釋すると同時に汎く米國諸國の實務實例を集約し全編を警察監獄の組織、行政警察、司法警察、執行警察、監獄法及び實務法の數編に分ち、警察監獄の法理に通曉すると同時に其實務に習熟せしむるを以て目的としたれば、受験用者は勿論、警察監獄の實務を執るに方り機敏の駢引を爲し、對手の裡面を搔かんとするものは必ず本書を讀まざるべからず世間動もすれば監獄法を以て泥棒一人の取締規則と心得るものあり、監獄法に於ては或は然らん、然とも警察法は治安、風俗、衛生、交通、警備、軍事に涉りて日常吾人の法律關係は一として警察に關係を有せざるものなし、故に個人の權利を擴張し、人權を尊重するものは何人たるを論ぜず必ず本書を讀まざるべからず。

本書は行文平易一種の趣味を以て現法規實例を解釋したれば他の乾燥無味の法律書とは大に其趣を異にせり。

研數學館長 奧平浪太郎著

代數學講義

研數學館長 奧平浪太郎著

平面幾何學講義

研數學館長 奧平浪太郎著

立體幾何學講義

研數學館 奧平浪太郎著

三角法講義

二十八

大列洋裝 二分合
冊本卷
郵分小包合本正價金一
稅本各料各金四十一
各四錢十

大列洋裝 二分合
冊本卷
郵分小包合本正價金一
稅本各料各金四十一
各四錢十

大列洋裝 二分合
冊本卷
郵分小包合本正價金一
稅本各料各金四十一
各四錢十

大列洋裝 二分合
冊本卷
郵分小包合本正價金一
稅本各料各金四十一
各四錢十

修學堂書店發行書目

今世ニ行ハレツ、アル數學獨習書或ハ講義録ハ其數甚々多ク汗牛充棟ヲ嘗ナラズト雖モ實際獨習者ヲシテ遺憾ナク満足ニ了解セシムベク解釋セフレタルモノハ恐クハアラザルベシ偶々之レカ缺點ヲ補フベキ書ナキニアラズト雖モ子淺近ニシテ簡ニ過ギ或ハ複雜ニシテ案ニ失シ爲メニ自習者ヲシテ徒ニ勞アリテ功ナシ未熟ニ終フシムルモノ多シ然ルニ本書ハ多年中等教育ニ從事セラレ充分ナル經驗ト熱誠トヲ有セラル、奧平先生ガ寄授ナル腦力ヲ以テ苦心經營ノ結果若ハサレタル新ナル其書ニシテ説明解釋ノ平易ニシテ明瞭ナル初學者ト雖普通ノ腦力ヲ有スルモノハ充分ニ解セラルベク且ツ例題ノ如キハ其應用ノ廣キモノト適切ナルモノトヲ網羅シテ之ニ充分ナル解釋ヲ與ヘラレタリ故ニ初學者自習用トシテ適切ナルノミナラズ中學生及ビ諸官立入學受験者ノ補習書トシテ讀者ヲ益スルモノト本書ノ右ニ出ツルモノナク苟クモ數學ニ篤志ノモノハ一本ヲ座右ニ備フベキ其書ナリ

東京中學校及研究 陸軍中尉松本小七郎先生著

普通教育 代數學講義

全二冊
上卷 三百廿頁
下卷 貳百五十頁
正價各金卅五錢宛
郵稅各金四錢宛

高等學校程度ノ諸官立立校必携
志願者、數學篤志者、自修者

現今行ハレツ、アル代數學教科書ハ概シテ淺近ニシテ中學卒業後各種官立學校ニ入學スベキ力ヲ養フニ足ラズ又稍程度ノ高キモノアルモ普通教育トシテテ必要ナル多クシテ又却テ必要ナル項ヲ缺クリ爲メニ自修者等ニ於テハ取捨宜シキヲ得ズ徒勞ト未熟トニ終ルモノ多

二十九

シ。然ルニ先生ハ多年中等教育ニ從事セラレ傍々各種官立學校ノ豫備校ヲ設立セラレ志願者ヲ養成シ適切ニ教授シ來リ斯道ニ充分ナル經驗ヲ有セラレ爲メニ既ニ數百人ノ入學者ヲ出サレタリ此經驗ト此熟練トニ由テ代數學ヲ初メヨリ二項法對數ニ至ルマテ適切ニ講義セラレタルモノナリ。本書講義ノ概要ハ先生カ常ニ受驗者ヲ缺トシテ訓練セラレタル所ノモノ即受驗者ハ主トシテ代數學ノ原理ヲ通曉シ之レニ當テ嵌メントスルカ如キコトヲ考フヘカラス之レ決シテ多數ノ問題ヲ皮想ニ解釋シ之レニ當テ嵌メントスルカ如キコトヲ考フヘカラス之レ決シテ多シキモノナリト是故ニ先生ハ代數學ノ原理ヨリ起テ斯學ノ動機ヲ講義シ活用カヲ涵養セシムルコトヲ本旨トシテ講義セラレ例題ノ如キハ其ノ應用ノ際モ同種ノ題ヲ取リ活用カヲナキハ例題ノ書ト異レル特色ナリトス其ノ編纂ノ順序ハ上巻下巻共初メハ教科書的ニ編纂シ講義ト例題ト解ハ後ニ附若セリ故ニ自修者ニハ頗ル便利ナリ此ノ如ク代數學ノ科ヲ精修セシムルモノナルヲ以テ數學ニ志スモノハ坐右ニ備フヘキ良書ナリ

研數學館長 奥平浪太郎先生著

官立學校 入學試驗 數學問題答案

全一冊 正價金卅五錢 郵税金四錢

諸官立學校試驗問題ヲ嚴正ニ且ツ懇切ニ解釋セラレタルモノニシテ受驗答案ノ故モ良キ模範タルハ勿論但シ習用トシテ亦最モ必要ナルモノナリ且ツ著者ハ弊室ノ乞ヒヲ容レテ毎年本書ヲ著述スルコトヲ諾セラレタルニヨリ益々誠實ト勉強トナリテ毎年本書ヲ發行セントス乞フ續々御注文アラントナリ

數學物理化學問題詳解全書

全部十二冊

左ノ各科擔任ノ著者ハ多年ノ經驗ト豐富ノ學力トヲ以テ教育界ニ鳴ルモノナリ今ヤ弊店ノ請ニヨリテ熱心ニ本書ノ著作ニ從事セラレ其問題ノ選定及ヒ其解法等ハ著者互ニ意見ヲ關ハン大ニ協力合議シテ大成ナリ期セラレシムルアリ故ニ尋常中學校生徒及ヒ諸官立學校受驗者諸君ハ坐右缺クヘカラザル良書ナリ

白井義督著

算術問題詳解

全一冊 正價金卅五錢 郵税金四錢

原演吉

代數學問題詳解

全三冊 正價一冊各金卅五錢 郵税金各四錢

白井義督著

平面幾何學問題詳解

全二冊

正價一冊各金三十五錢
郵税金四錢

東京中學校及研究會
學部數學專門
陸軍中尉松本小七郎著

立體幾何學問題詳解

全二冊

正價一冊各金三十五錢
郵税金四錢

白井義督著

數學公式及原理

全一冊

正價一冊各金卅五錢
郵税金四錢

伴德政先生著

物理計算及問題詳解

全一冊

正價一冊各金五錢
郵税金四錢

伴德政先生著

化學計算及問題詳解

全一冊

正價一冊各金三十五錢
郵税金四錢

奧平浪太郎 左川安宣著

平面三角問題詳解

全一冊

正價一冊各金三十五錢
郵税金四錢

應用問題之神髓

算術捷徑

正價一冊各金廿八錢全郵税金四錢

松本小七郎著

故學志者小學教員
各種受驗者
中學三年級以上學生
自習者
必携

先生教授ノ主意ト本書著述ノ主意ノ概要ハ
數學ハ凡ヘテ推理ノ學問ナリ故ニ其原理ヲ
究メテ之ヲ活用スルニ在リ實ニ數學ヲ學ブ
ノミナラス總ヘテ活用ノ力ヲ涵養スルニ
力メサルベカラス故ニ徒ラニ數行シ問題ノ
多キヲ主トセル書ノ如キハ初學者ヲシテ要
領ヲ得セシメズ五里霧中ニ迷ハシム故ニ小
冊子ニシテ算術全體ヲ網羅シ其ノ神髓ヲ解
テ活用ノ方法ヲ了解セシムトイフニ在リ實

ニ先生カ多年經驗ト奇技ノ腦力ニ由テ著ハサレタル然ルモ其書ナルヲ以テ苟クニ數學ニ志スモノハ之レニ依テ瞭然算術ノ蘊奧ヲ曉シ得ラレハナラン
東京中學校教務幹事 尉松本小七郎先生講述
陸軍中尉

三十四

算術講義

算術講義之宗旨

世に算術自習書或は算術獨修書と題して解的の書の發行せられたるもの實に無數なるも實際初學者が之れに依て獨修し得る如く解釋せられたるものは恐らくはあらざるべし蓋し算術は講義の極めて困難なるものなればなり
本書は如何に初學者の者と雖とも普通の腦力ある以上は必ず解し得らるべく著者の大に苦心經驗して本書が師の位地となる如く撰述せられたるものなるを以て初學者にして獨修せむと欲するもの實に適切な良書なり
實に上の主意に出でたる書なるを以て解釋の方法平易流暢にして自から一新機軸を成せり故に算術得意の士も尙一讀するに於ては大に心得る所あるのみならず解釋法の如何にも巧みなるには讀者も自づから心中愉快を感ずるに至らむ

洋裝 金文字入 函裝 木
合本 正金 八十錢 郵稅 金 十錢
分本 正價 各 金 三十錢
價裝 三冊 郵稅 各 四錢

工學士影山種作講述

測量術講義

測量術講義之宗旨

海陸山河の形狀、森林川圃建築物の實際を一紙面に描寫して恰も大空に飛躍せる地球表面を上下し水底或は地下に潛て土川の順序を比較するよりも尙輕便に數十百里を透視し得る測量法なる一大事業を獨修に依て學ばんとする實に至難の事業なるより現今の如く實業發達地圖の見解測量術の必要なるにも關はらず世人の一般に之れを解すること能はざるは實に痛惜の至なり先生茲に現今の狀勢に鑑み大に測量術の普及を謀らむが爲め多年苦心測量獨修の方法を案出せられ終に測量術講義として獨修者の爲めに發行せられたるとなり
醫學士庄司久著

洋裝 金文字入 函裝 木
正價 金 壹圓 二十錢 郵稅 金 十錢
分本 正價 各 金 十錢
價裝 三冊 郵稅 金 四錢 宛

最新生理學講義

全一冊 凡五百頁

洋裝 大判 金文字入
正價 金 九拾錢
小包 料 金 拾錢

四十年前の生理學の講義は多し然れども其の鮮明なるを以て本講義を著はるる加ふるに文學
を向上せられ最新の學說を採りし京師の學識を粹とし以て本講義を著はるる加ふるに文學

三十五

平易處々に精密なる圖を挿入したれば了解にも亦便なり全國の中学校同範學校高等女學校の科書又々參り書として將に醫術開業試驗志望者の參考書として無二の好著なり幸に増々採用せられしむことを
佐々木金太郎
日本藥學協會講師鴨田修治著

三十六

通俗傳染病豫防書

全一冊
◎附消毒及傳染病規則
◎正價金五十錢
郵税金 四錢

世に恐るべき病は多し就中傳染病の如きは其の最たるものならむ若し一朝此の病の襲ふあらむ其の傳播の急激なる瞬間にして一村一郡一國に及び悲憤憤絶一面には幾多の生靈を奪ひ他面に交通を阻害す豈に恐れざるべしや吾人にして若し此の恐るべき病に罹らざらむことを欲せむか須く先づ平素之が豫防の策を講ぜざるべからず本書は即ち之が要求に應ずる一大寶典にして記事平易一讀せば何人も了解することを得べく加ふるに消毒及び傳染病諸規則を附したれば事に衛生事務に従ふの士にとりても無二の顧問たり今其の目次を擧ぐれば左の如し

第一章傳染病豫防總論、清潔法、衛生法、發病を備はする件、消毒法隔離法◎第二章虎列拉病、虎列拉流行の歴史、虎列拉の原因、虎列拉の傳播、虎列拉流行と土地の關係◎以下第十草結論迄數十件著す
幸に愛顧の榮を垂れ給はむことを

醫學士庄田久著

最新解剖學講義

全一冊
洋裝大判金文字入寫眞挿入
正價金ヲ拾圓小包料金拾錢

解剖學の書世上其れ乏しとせず然れども概ね陳腐に屬し風に最新の學說を叙述せるもの少し懸望此に見るあり醫學士に乞ひ本書を發行するの光榮を荷へり學說最新挿圖緻密加ふるに文章亦平易なり全國の中学校師範學校高等女學校の教科書又は參考書として將に醫術開業試驗希望者の參考書として無二の好著なり請ふ暇々採用の榮を賜はらむことを
傳染病研究所長醫學博士北里柴三郎著
傳染病研究所副長醫學士柴山五郎作著

通俗結核豫防書

全一冊
菊判洋裝金文字入
正價金一圓八十錢
郵税金 十錢

晚近三十有餘年間我邦醫學の進歩頗にして古の以て不治の症となせし者今や容易に根治し得るの時に當り百千の藥材備ふるも全く其用を爲さず幾萬の刀圭も殆ど其豫防法と治療法とに苦しみ研究日も亦足らざりし結核症は突如として北里博士の名の下に北里防法を公にされたり博士は東四兩洋に鉅額の聲譽あり而かも深奥和太の學識と經驗とに富み其豫防法に特長なるは普れく人の認むるところ故に此の豫防法に於ても其説く所平易流暢結核に

三十七

關する諸種の疑念を排して自己の抱負を述べること一も餘蘊なく網羅詳解せられたれば
本書の公にさるゝに當りては小夜に燭火の感をも以て世に歡迎せられん事自はさるの慶るに
如かざるなり實に大著中の大著結核に關する書籍多しと雖も本書に有出するものなきは
是又言ふの必要なしされば世の諸病に侵されんとするの人之を庸醫に診ふの煩を省き本書
を繰りて其豫防を怠らざれば終に結核をして其根性を絶たしむるを得ん特に寒村僻邑
の人は之を座右に備ふれば自家の良醫に接するが如く病初めなれば忽ちに治癒し漸く本
るも適宜の療法を講ずれば亦全治するの幸榮を得んか物を醫に探るが如し耐して本書は該
疾病者間にのみ有益無比の書籍たるのみならず醫家として斯學に志すの人本書に依りて
研究するあらば其裨益する處果して多大ならん乞ふ通常廣告誇大の冗論とは一限を以て之
を看過せず幸に一木を購ひて其真價を味へ
婦人科専門下クトル宮田守治先生著
中央看護協會會長松本安子先生著

三十八

男女生殖健全法

本書は日新醫學の原理に依り之を詳記せるものにして先づ生殖器の解剖生理を説き且つ其
疾病を述べ夫婦とは如何なるものなるや交情とは如何なるものなるやを解明し情交に因す
る諸障害を論じ後に小兒養育の事を記成せり世の夫婦たり父母たるものは必ず座右に備ふ
べき寶典なり

四六判 密函 郵入金一圓十錢
全一冊 郵税 金六錢

醫學士丸山秀雄先生東京板橋病院院長守川南洋先生
日本醫學協會講師田修治先生著

通俗衛生顧問 一 諸藥類

全一冊 上製金文入
郵入金九十五錢
郵税 金六錢

著者研究の結果諸疾病の起因症候を説き以て病を其起らざる前に防ぎ或は諸病の發す可き
起因を斷滅し或は既に發したる病を治療する方法を病名に依りて説明を加へ又其藥劑の合仕
方を詳記す

書大次目中書

食傷、食帶、胃弱、留飲、瀉のさしこみ、腸加答兒、霍亂、腸病、便秘、瘰癧、
疝氣、眞田虫、回虫、虫、黃疸、腹膜炎、眼病、腰痛、腎臟炎、膀胱加答兒、
遺尿、腎虛、遺精、淫欲亢進、淋病、疥癬、梅毒、咽喉加答兒、扁桃腺炎、感冒、
鼻血、喉頭加答兒、馬痺風、氣管枝加答兒、喘息、咯血、肺炎、肺勞、肋膜炎、
心臟病、痛風、癩癩質、腦病、中風、癱瘓、舞蹈病、依卜昆症兒、有脇勞、頭
痛、偏頭痛、麻疹、風疹、水痘、痘瘡、瘧疾、ハスト、インフルエンザ、コレラ、
赤痢、脚氣、質布的里、切創、刺創、控制、止血法、銃創、丹毒、破傷風、狂犬
病、鼠咬傷、丁、根大、癩、瘰癧、田鼠、いんきん、なまつ、汗疹夏
月斑、飛火、水蟲、はたけ、にきび、癩病、そばかす、ほくろ、わきが、脱臼、
眼瞼縁、ものもらい、さかまつげ、はやりめ、トフホーム、目昏、近視、耳痛、
耳鳴、子宮内膜炎、子宮實室炎、月經不順、及び閉止、心臓的里等此外三十餘
記載せり

三十九

理學士 廣海林岸太郎述

物理學講義

全一冊 洋裝大判金壹圓
正價金 陸拾錢
郵稅金 拾錢

物理學講義の書世上其れ少しとせず、然りと雖其の繁なるは研究に便ならず間なるは杜撰の誤りを免れず弊室茲に見るあり東海林岸理學士に乞ひ本書を公にするの光榮を向へり其事精確材料豊富簡易の宜しきを得中學校師範學校高等女學校其の他之れと程度を同じくする學校の教科書又は參考書として將た受験者諸氏の資料として無二の好著なり嗚呼其評を垂れ給はむことを

理學士 廣仲宗太著

最新物理學講義

全一冊 洋裝大判金文字入
正價金 六拾錢
小包料 金拾錢

夫れ名は實の實なり本書冠するに最新の二文字を以てす其の内容に於て豈に其の實なからむや廣仲理學士の學識豊富なる世既に定評あり今や物理學に關する其書なきを嘆じ此に本書を世に公にせらる文章平易記事正確材料豊富全國の中學校師範學校高等女學校の教科書參考書として適切なるのみならず醫術開業試驗志望者其の他諸學校入學受験者に對しても無二の好著なり嗚呼其評を垂れ給はむことを

理學士 廣仲宗太著

最新有機化學講義

全一冊 洋裝大判金文字入
正價金 六拾錢
小包料 金拾錢

本書は中學校師範學校高等女學校の教科書又は參考書醫術開業試驗志望者其の他諸學校入學志望者の同伴たらしむむ目的を以てし理學士の獨特の識見を以て最新の研究を述べられしものにして文章平易記事的確材料亦豊富等に絶無の良著なり常に愛讀せられむことを
理學士 廣仲宗太講述

最新無機化學講義

全一冊 洋裝大判金文字入
正價金 六拾錢
小包料 金拾錢

本書冒頭に最新の二文字を冠す豈に其の特色なからむや嗚呼本書は理學士が其の蘊蓄せらるる深遠なる學識を以て最新の學理と實驗とを記されしものにして世上に散見せるものと大に其の趣を異にせり全國の中學校師範學校高等女學校若くは之と同程度の諸學校の教科書又は參考書として將た醫術開業試驗受験者の良師として無二の好著なり嗚呼其評を垂れ給はむことを

理學士 京北學校教頭杉谷佐五郎先生述

化學講義

全一冊 洋裝 題 本
正價金 一圓
郵税金 十錢

化學講義の書世上其の少しとせず然りと雖其の繁なるは研究に便ならず簡なるは杜撰の誹りを免れず弊室茲に見るあり杉谷理學士に乞ひ本書を公にするの光榮を荷へり記事精確材料豊富繁簡其の宜しきを得中學校師範學校高等女學校其の他之れと程度を同じくする學校の教科書又は参考書として將た受驗者諸氏の資料として無二の好著なり幸に高評を垂れ給はんことを
文學博士 中村正直譯述

西國立志編

全一冊 正價金 卅五錢
郵税金 六錢

四哲の諺に曰く天は自ら助くる者を助くと眞に千古不應の金言と云ふべし本書は敬字中行先生が後進者に自助的精神を涵養せしむるの目的を以て新選再新自助論を譯述せられたるものにして材料豊富句々金玉の聲あり其の聲價の世に喧傳せらるゝ豈に徒爾ならんや加ふるに文章醇雅登期玉の如し實に本書の如きは一は修身書家の珍として又一は文章の模範として無比のものたり江湖の士等に愛讀せられむことを

目書行發店書堂學修

美澤進序富田澤太郎著

立志商業百話

全一冊 正價金 三十錢
郵税金 六錢

立志成功商業百話一篇、立志談としては金儲け金蓄め百ヶ條を掲げ、先づ金儲けの秘訣には「山事によりて得たる金は山事によりて失ふべし」と注意し「大事を爲すものは小事に於ける成功を積むものなり」と説き、此精神を以て商法の驅引、實際の得失、妻子、下女、下男の拭き掃除、掃き掃除に論及し、金蓄めの心得には「破産は産所の一隅より起る」「金権と女房は借りにも人に貸す勿れ」然れども「貨幣をして弗厘の底に腐れしむる勿れ」と告げ、夫れより話頭一轉「日本の富を如何に破破し」日本前途の商人を論じ、商人の責任、商人の信用、商人の學問、泰西商人の致富策を説き、成功談として「カードの富」を論じ、ロスチャイルドの言行、ブラッセルの致富策、アルストの立身、ハーバーの成業、細育のステアートの大安賣、親世物師より出世したるメルナムの成業十則を掲げ、行文平易、論理明快、全文振り假名付、實業家にも學生にも趣味あり、利益ある近代の活物なり
帝國大學教授法學博士和田直謙三著

經濟講義

全一冊 洋裝 大判 金文字入
正價金 一圓卅錢
小包料 金 拾錢

目書行發店書堂學修

- ◎時命門... 自一頁 至六十一頁
- 一春 翠を含む柳の糸に糸遊もゆる春景色、
- 二夏 窓前の竹影婆娑として涼風起る夏の夜、
- 三秋 天高く馬肥ゆる秋の野邊、
- 四冬 水鳥の聲も身に浸むる月、
- 五 翠影地に花環をくく書、
- 六 僧は鼓く東海の門、
- 七 朝 暮也若然として道寺の鐘幽なり、
- 八 夕 暮也若然として道寺の鐘幽なり、
- ◎地理門... 自六十一頁 至九十二頁
- 一山水 湯仙、百尺の老松屋に傾きり千仞の巖崖深淵に臨む、
- 二梅 奇岩亂嶺、薄霧の鶴、迷帆影没、河水は近く流れて柳先づ暮れなんとす、漁村、
- ◎三名所... 自九十二頁 至九十四頁
- 一 菟、都に來てれば、茅ヶ原となりけり、
- 二 菟、都に來てれば、茅ヶ原となりけり、
- 三 菟、都に來てれば、茅ヶ原となりけり、
- ◎家倫門... 自九十四頁 至百十四頁
- 一 親孝 暖き日、南窓の下、寒き夜、暖爐の側、兒は母の膝に寐たり、
- 二 夫 附 孝烈、木下、なんど欲すれば風はます、子學ならんと欲すれば親在まます、
- 三 朋友 附 貞操、ふもの共に見れば、悲しむもの共、悲しむ、
- ◎附 兄弟 附 兄弟、兄は鴻雁を見て涙を拭ひ、弟は兄にすわりて泣く、相繼らず、
- ◎附 洞房 附 洞房、洞房に睡烟を列れて二性の好を合す、

目書行發店書堂學修

- ◎一生 丹桂嶺に玉枝を生ず、
- 一 病氣 軟弱垂柳の身常に藥籠の傍に呻吟す、
- 二 死別 壯士涙なき、らず、別れの間に涙かす、
- 三 活門 幽冥坑を隔て、獨り千行の涙、咽ふ、
- ◎富貴門... 自百三十一頁 至百六十一頁
- 一 富貴 朱門第屋、霓裳羽衣の曲、
- 二 貧賤 賤は伏屋も、射す、
- 三 貧賤 賤は伏屋も、射す、
- ◎人品門... 自六十一頁 至百九十四頁
- 一 資色 天才、詞藻、替力、英武、聰明、鳥潔、率直、磊落、剛毅、
- 二 容貌 蓬頭亂の壯士、花々、猜み、月を妬むの佳人、眉目秀容、脱世の如き人、
- 三 官制 傳動一世を壓するの器、識見千古を照すの明、
- 四 愚昧 朝、暮、四、を、愈、ふ、の、徒、
- 五 英雄 朝、暮、四、を、愈、ふ、の、徒、
- ◎道徳門... 自百九十五頁 至二百二十六頁
- 一 忠義 精神日か貫き、氣節霜を凌ぎ生きて大丈夫たるに愧ぢず死して芳名を竹帛に存
- 二 仁慈 己れ温なれば人の寒を察し己れ安ければ人の眼を思ふ、
- 三 禮義 繩は直の至り規矩とは方圓の至り禮とは人道の極なり、
- 四 殺忍 縛索縛りて肉に入り、鞭撻裂しくして、鐵鎖破る、
- 五 俊捷 皇孫誇大以て自ら智なりとなす、

六清慮 玲瓏玉の如く、潔白雪の如く、清淨鏡の如く、明快玻璃の如し。

七信實 羊頭を倒す、狗肉を喰ふ、理を以てすれば君子も欺くべし。

八喜悅 信義は仇敵をも感泣せしめ、惡漢を善に歸せしむべし。

九悲快 嘆の快樂は自ら樂むにあり、至二百六十二頁

一〇苦痛 嘆の苦痛は自ら樂むにあり、至二百六十二頁

一一立門 断して行へば鬼神も之を避く、有疑へば爲さるるに加らず。

一二勵志 人生意氣に感ずる、誰か復論せん。

一三耐命 蚊虱の運命に勝らば、先づ勞働して後休息すべし。

一四忍辱 蚊虱の運命に勝らば、先づ勞働して後休息すべし。

一五失敗 蚊虱の運命に勝らば、先づ勞働して後休息すべし。

一六冒險 蚊虱の運命に勝らば、先づ勞働して後休息すべし。

一七機智 蚊虱の運命に勝らば、先づ勞働して後休息すべし。

一八形容 蚊虱の運命に勝らば、先づ勞働して後休息すべし。

一九文字 蚊虱の運命に勝らば、先づ勞働して後休息すべし。

二〇文法 蚊虱の運命に勝らば、先づ勞働して後休息すべし。

二一註釋 蚊虱の運命に勝らば、先づ勞働して後休息すべし。

二二提要 蚊虱の運命に勝らば、先づ勞働して後休息すべし。

第一章 總論

(一) 序、引、題跋、書牘、論、說、箋、銘、記事、傳、書簡、啓、祭文、讀文、跋文、

(二) 叙、議、論

第二章 正文法、和漢洋器説(淺田栗園)

(一) 體法、章法、句法、

(二) 南洲韓文公碑(漢東坡)

第三章 作例及び熟語

作文練習法…… 自百一頁 至三百一頁

第一章、國文漢文兩體五題十篇

越谷觀桃花記(野田笛浦) 自來亭記(坂井虎山) 原田龜太郎遺像記(森田節齋) 歸古館記(林鶴梁) 藤原廣嗣(松平術士權)

第二章 國文五題

青砥左衛門藤綱(太平記) 那須與市事(平家物語) 觀世大夫の話 猿蟹合戦

豊臣太閤花房助兵衛羅晋の首を咎めざる事(古老雜話) (以上和文)

第三章 漢文五題八篇

青砥左衛門藤綱(和漢) 全(中井積徳) 全(服部元喬) 全(青山延子) 那須與市事(柴野栗山) 觀世大夫事(信夫怒軒) 猿蟹合戦(中井履軒) 録豐太閤征事(大槻盤漢)

第四章 讀文一題二篇

孝女白菊の歌(落合直文) 孝女白菊詩(井上哲次郎)

中島春郊高伯著

スケ ヲチ **圖畫速寫法**

符號并圖畫法凡千個

上合本 正價金 四十錢
下合本 郵税金 四錢

五十

右は圖畫速寫法の規定として先生が多年の苦心と經驗にて符號より成立つ寫法の良法なる事言語の速に尋きものを發明され最も圖畫を學び居ると居らざるとに拘らず簡易に覽へ得らるゝ冊子なれば學生諸君は云ふも更なり圖畫を志さんとするには必由の友として須臾も缺くべからざる有益多大の良書なるべし
竹下富次郎著

中學 教育 **用器畫法**

全四冊

上合本 圖式解説二冊 正價金六十錢 小包金拾錢
下合本 圖式解説二冊 正價金六十錢 小包金拾錢

用器畫法に關する書の世に出づるもの雨後の筍の如し然れ共其教科書に適するものなきは今日一般の輿論なり弊堂此の嘆聲を耳にすること年既に久し本書の出づる豈うれ徒然ならむや本書は、先生が深遠なる學識を經とし熟練なる手腕を練らし中學各科書 適する機著はされたるものなれば全國の中學校師範學校高等女學校の教科書考書に述するは勿論これと程度を同じくする學校の受験者に對しても無二の良書なり幸に採用の榮を垂れ給はむことを

山田武城作曲

音樂獨習全書

全部四冊

存冊正價金卅錢宛
郵税 四錢宛

世の中に樂しむべきもの擧げて數ふるに遠めらざれば就中高尙にして其趣味も亦極めて多きは音樂を除きて他に求むるなしされど其樂器には數種ありて假令其趣味も亦極めて世の一般に適するものと適せざるものとあり茲に遺囑傳せしめる音樂全書を刊行せば從ひて器の特色最も向來にして且價の廉なるものを探ひしめ今之樂曲は斯道に堪能なる樂士其獨の編製したるもの而かも書中收むるもの之を採りて其味最も津々一皮之類すれば男夫も無澁し快も亦陳世んとす是れ本書 世間同種の書籍より尤も津々處々に好む諸士 本を購ふありて眞味を列じ給はば其樂の光榮之に過ぎず發見に堪み本書の特色なも 爾云

既刊書目

●吹風琴獨習 全一冊
●唱歌尺八獨習 全一冊
●唱歌及軍歌 全一冊
●吹風琴獨習 全一冊
●唱歌尺八獨習 全一冊
●唱歌及軍歌 全一冊

●唱歌尺八獨習

全一冊 近刊

勅諭 **日露軍歌**

全一冊

美本正價金五錢
五冊迄郵税金二錢
郵券代用 一割増

日露の風雲一たび動かす我が元氣を鼓舞せんとして諸作家が作り出せる軍歌數十種なるを知らす然れども其の如壯なるものは格に合はず悲愴なるものは流にへらず甚しきに流れては

五十一

テニナハ假字つかひをさへ譯まるものあり本編は法に入り格に合ひ雄壯にして活潑、悲愴にして鎮密、遼東半島の刺譚より日露談列の破裂旅順の勇戦、仁川の奮闘而して官戦、勤に至る迄すへて一百四十句を以て盡したり若し夫れ一たび之を歌はゞ日露の風雲一呼吸の間在りて我が元氣こゝに振作せん、
理學士 松井義方著

五十二

改訂 工業須知 一名實業の索引

全一冊

洋装金文字入頗美本
正價金壹圓五拾錢
小包料金拾五錢
並製正價金八拾錢
小包料金拾錢

古語に曰く百工を來せば即ち財小足ると本書は此旨を證し巧風創意の真師となり發明改良の益友となり或は經濟利用の方法を示す指針たり或は殖産興業の前路に輝く燈火となり或は決階障の潛伏を照す明鏡となり或は眞正擬を分つ利刃となるを期す故に從來秘匿に於せられ或は弘く世に傳聞せざりし事業を結選收録せり即ち收録する所總數一千五百餘條なる事或は又從來會てなき新なる事業を結選收録せり即ち收録する所總數一千五百餘條なる索引の便を計りて適宜之を十二編三十四章に分ち工作物、製造品及び原料等に就て其採索の品質、試験、計量、製作、使用、保存等に關する事を即述し之に加ふるに科學應用の趣味を併し得べく又觀察力を養ふに足るべき記事を以てせり即ち科學思想に乏しき者を以て爾らず何となれば科學の進歩が世に貢獻したる所甚だ多しと雖、科學思想に乏しき者を以て迷惑せしめたる事も亦敢て少からざるを以てなり此の如く記事甚だ多岐多端にして能に關係の及ぼす所廣きを以て本書の要用ある獨り工業家に止らず即ち原料の供給者たる農業者、水産家、山林家、鑛業家等其科學の傳播と應用とを職とし或は多大なる物品を製造する教員、軍人、海員、醫師等の爲めには座右の寶鑑となり又工場の寶典附否品に最も適て覽ては各家の寶庫となるべし

男女東京遊學案内

毎年度改正

全一冊

正價金五十錢
郵税金六錢

本書は今現に東京諸學校に施行しつゝある學則によりて編纂したるものにして若者は久しく東京にありて學校生活を経たるが故に滿腹の同情を遊學者に注ぎて最も公平に部門學部部門を設け諸學校の性質、組織、學則、評判等を批評的に記述し且つ各部門の初めに該學と時勢との關係、該學振擧の注意、學校の比較、卒業後の方針及卒業生の職業別等、一々解説を施し亦た卷頭には上京の注意、遊學の是非部門學事の状況、學生生活の光景、下宿屋の利害及都人士と學生との關係と、荷も遊學者に必要な條件は、最大漏らさず網羅して丁寧親切に説明したれば、本書は恰も一種の書生小説、平易なる訓戒書、東京學事の寫眞といふべく、目下新學年の初に當りて將に遊學せんとする新遊子は勿論、既に上京して學籍にある學生諸君も必ず本書を翻かざるべからず
冒文一致會員吉川鴻嶺著

冒文 明治書簡文

全一冊

正價金三十錢
郵税金四錢

五十三

言文一致會員川端嶺著

言文一致 女子書簡文

全一冊 正價金三十圓
新刊 郵税金四圓

五十圓

言文一致は明治の文章で、荷も散髪頭に牛肉を喰べる者は是非共此文章を書かざらばならぬ此本は、文章の中でも最もやさしく最も便利で用して書も廣くはやる手紙の文について、其作りやうを説明したもので、先づ目錄を分けて、四季の文、實用の文、端書文、揭示の文、願届の文、廣告の文、日記の文とし、其次きへ翻譯文といふのを設けて、是迄の文、願届の文にして言文一致の作りやうを示し、尙ほ其次きへ名家文といふのがあつて、今の博士、學士、大家、文章家の作つた美文、實用文を載せ、其上、尙ほ附録として言文一致の作法を丁寧親切に説明してある文章のける人は勿論、書物の讀めない人で此書を読んで見ると直ぐ手紙がかけられるやうになる、時勢に先だつ紳士貴婦人、學生、女學生諸君はいふ迄もなく、便利でわかり易いのでなきは農工商業の諸君も、早く此書を見て、時勢に後れぬやうになさう。

報知新聞記者中嶋元次先生著

日露軍記

全一冊 紙數約五百頁
正價金四拾圓
郵税金八圓

今や振古未曾有の大活劇は吾人の前に開かれたり、我帝國の生くる死するも將來世界の覇權を握るも二千五百年の歴史を滅すも正に此一事にあり、漫に戦捷の結果に酔ひ快心の事を談ずべきにあらず尋く事の由來及び推移する所を考へ將來の計を爲すは忠良なる國民の義務なり、本書は筆を非常召集に起し、開戦前記としては日露の干渉、外交の推移、開戦の理由、彼我勢力の比較を精細説明して明快犀利、海戦記として仁川旅順の大捷、入り回攻撃マカロフの戦死に至り其間彼我兩艦隊突撃の状手に取る如く、最後は兩者の作畫を批評し、而して此戦捷は何に依りて來りたるか疑ひ一に其功を近時海軍思想 教育の進歩に由ると断じ、約五百頁の冊子殆ど息をも繼かずして讀了すべきは本書也

東京控訴院檢察法學士豊島直通先生著

刑事訴訟法原論

全一冊 製本美麗菊版入百頁
定價金貳圓
小包料金十五圓

豊島先生ハ多年各法律學校ノ講師トシテ刑事訴訟法ヲ講述セラレ昨年列檢ニ編譯士試験委員タリシ本書初版以來非常ノ好評ニテ四版品切レノ處申込絶ヘザルニヨリ茲ニ五版ヲ發行セリ速ニ申込アラフコトヲ請フ

研數學館々外生徒募集

五十六

▲通信教授自宅獨習▼

學科並**講師**
 ●物理(東海林理學士) ●化學(杉谷理學士) ●測候術(影山工學士) ●算
 術(松本講師) ●英語(カレント、リタラチ、ニア、水、ミス、ブライアン
 氏、柳内農學士) ●柴田講師 ●代數、平面
 幾何、立體幾何、三角法(奥平館長) 詳細規則は郵券二

東京神田區表神保町七番地

研數學館講義錄發行

事務所

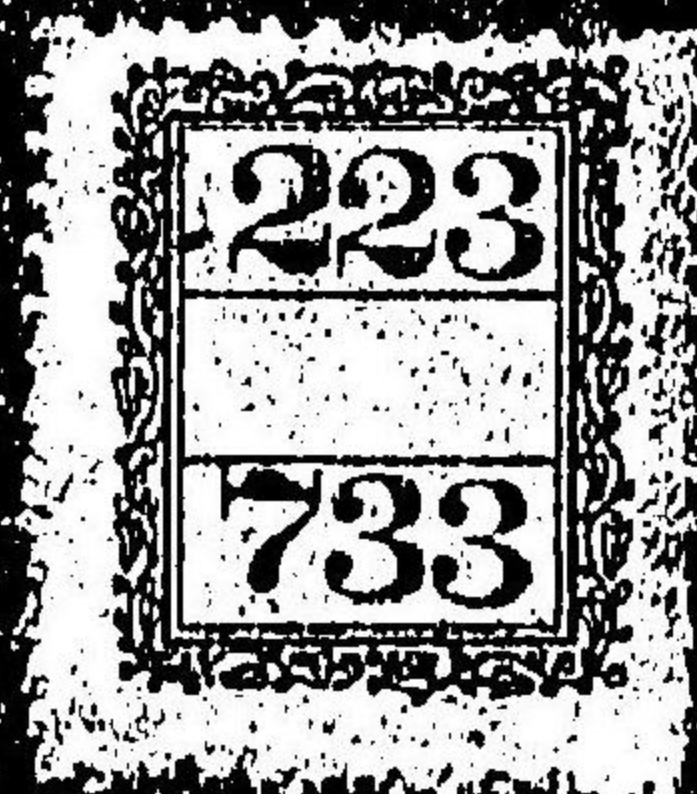
館主 奥平浪太郎

(電話本局一七五三)



禁電子式複写

禁電子式複写



030969-000-6

CZ-5-0117

現行類集法規全書

小林 庄吉 / 編

M38

BBC-0355

